

(法務省)

參議院法務委員会調査室
予算委嘱審査資料

令和7年2月

目 次

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合（平成28年度～令和7年度）	1
2. 法務省各組織別定員の推移（平成28年度～令和7年度）	2
3. 法務省の施設整備状況（令和6年末現在）	3
4. 許認可件数とその概要（令和6年3月31日現在）	4
5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和7年度予算での財政措置	6
6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和7年度）	8
7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数（令和7年1月1日現在）	9
8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成27年度～令和6年度）	10
9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成27年度～令和6年度）	11
10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成27年度～令和6年度）	12
11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績（平成27年度～令和6年度）	13
12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成27年度～令和6年度）	16
13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）	17
14. 日本司法支援センターの国選弁護人契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、国選弁護人報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）	18

15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）	19
16. 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）に定める日本司法支援センターの業務（特定被害者法律援助業務）の実施状況（令和6年）	20
17. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和6年度）	21
18. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成27年度～令和6年度）	22
19. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和7年度）	24
20. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成27年度～令和6年度）	28
21. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成26年度～令和5年度）	29
22. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）	30
23. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）（令和6年度）	31
24. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成28年度～令和7年度）	35
25. 検察官の年齢層・男女別在職状況	36
26. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和6年度）	37
27. 検察事務に携わっていない検察官数（充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員）（それぞれ裁判官出身者は内数）及びその官職名	38
28. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成27年度～令和6年度）及び配置状況	39
29. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成27年度～令和6年度）及び配置状況	40
30. 令和6年司法修習終了者の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）	回答なし
31. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和6年度）	41

32. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）	43
33. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和 6 年）	44
34. 外国法事務弁護士の原資格国別入数の推移（平成28年～令和 7 年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別入数の推移（平成28年～令和 7 年）	45
35. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成28年～令和 7 年）	49
36. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成27年～令和 6 年）及び令和 6 年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別入数	50
37. 司法試験予備試験合格者の男女別入数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移（平成27年～令和 6 年）	58
38. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成27年度～令和 6 年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和 6 年度）	61
39. 登記所数の推移（平成 8 年～令和 7 年 1 月 1 日現在）、令和 6 年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画	63
40. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和 7 年度）	65
41. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和 7 年度）	66
42. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和 6 年12月末）	67
43. 株式会社の合併数の推移（平成26年度～令和 5 年度）	68
44. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成27年～令和 6 年）	69
45. 登記事項証明書の交付請求件数（請求の方式〈窓口、オンライン〉別）、及び個別手数料と収入額（平成26年度～令和 5 年度）	70

46. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額（平成26年度～令和5年度）	71
47. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成26年～令和5年）	72
48. 主要国における重国籍の取扱い	73
49. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成27年度～令和6年度）	76
50. 捜査通訳の確保状況（令和7年1月現在、言語別）	77
51. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成27年～令和6年）	78
52. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成27年～令和6年）	79
53. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成27年～令和6年）	80
54. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成27年～令和6年）	81
55. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和2年～令和6年）	82
56. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和2年～令和6年）	83
57. 被害回復給付金制度の運用状況（平成27年～令和6年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人のべ人数）	84
58. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和6年）	85
59. 国際捜査共助の実施状況（令和6年）、逃亡犯人引渡し人員（平成27年～令和6年）、国際受刑者移送の実績（平成27年～令和6年）	86
60. 平成26年度～令和5年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照	

らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど)」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施件数	89
61. 裁判員裁判において録音・録画DVDが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成26年度～令和5年 度各年度の数値）	94
62. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均（ 昭和20年～令和6年）	95
63. 死刑制度の存廃に関する国際比較	97
64. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和6年）	98
65. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成27年度～令和6年度）	99
66. 被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成27年度～令和6年度）	100
67. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況	101
68. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳	102
69. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成27年～令和6年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和 6年末現在、収容率も明記のこと）	103
70. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成27年～令和6年）	104
71. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成27年～令和6年）	107
72. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況	108
73. 全国矯正施設の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	110
74. 全国矯正施設の医療費の推移（平成27年度～令和6年度）	112
75. 処遇指標別の刑事施設一覧（令和6年12月末現在）	113
76. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れ	

た教育、交通安全指導、就労準備指導) の実施状況一覧 (令和 6 年度)	114
77. 刑事施設視察委員会の活動状況 (各施設の委員数 (職業別、男女別)、会議の開催回数、視察回数、被収容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数) (令和 5 年度)	120
78. 保護司の定員及び現在員の推移 (男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢) (平成28年～令和 7 年)	121
79. 保護司実費弁償金の推移 (総額及び 1 人当たりの支給額単価) (平成28年度～令和 7 年度)	122
80. 保護観察官の定員及び現在員の推移 (男女別・年齢構成別) (平成28年度～令和 7 年度)	123
81. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画	124
82. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移 (平成28年度～令和 7 年度)	128
83. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移 (男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢) (平成27年～令和 6 年)	130
84. 人権擁護委員実費弁償金 (総額及び 1 人当たりの金額) (平成28年度～令和 7 年度)	132
85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移 (平成27年～令和 6 年)	133
86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基づいて収容されている外国人の収容期間別の人數 (令和 5 年 12 月末現在)	134
87. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況 (施設ごとの配置定員・現在員・欠員数)	135
88. 異議の申出件数 (国籍別) 及び在留特別許可者数 (国籍別・退去強制事由別) の状況 (令和 5 年)	136
89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2 号への変更許可数、3 号への変更許可数及び失踪者数の推移 (平成 26 年～令和 5 年)	137
90. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数 (令和元年～令和 6 年)	145
91. 令和 5 年 8 月に法務大臣が記者会見で公表した「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に係る対処方針」に係る在留特別許可・不許可・処理中の実績 (人數、世帯数)	160
92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率 (昭和53年～令和 5 年)	161
93. 難民認定申請から処分 (一次審査) までの平均処理期間 (平成26年～令和 5 年)、難民認定申請から審査請求に対する裁決ま	

での平均処理期間（平成26年～令和5年）、審査請求の平均処理期間（令和5年）	164
94. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成26年～令和5年）	165
95. 外国人登録証又は在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成26年～令和5年）	166
96. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被収容者、被仮放免者、仮放免逃亡者のそれぞれの推移（平成26年～令和4年）	167
97. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成27年～令和6年）	168
98. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数	169
99. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和7年度）	170
100. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和7年度）	171
101. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和7年度）	172
102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）	173

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合
(平成28年度～令和7年度)

(単位：百万円、%)

年度	国の予算 A	法務省の予算 B	B/A
平成28年度	96,721,841	742,017	0.8
29	97,454,709	750,388	0.8
30	97,712,769	763,757	0.8
		[1,200]	
令和元年度	101,457,094	819,979	0.8
		[7,063]	
2	102,657,971	828,755	0.8
		[8,184]	
3	106,609,708	789,318	0.7
		[46,177]	
4	107,596,425	806,783	0.7
		[62,998]	
5	114,381,236	791,710	0.7
		[66,706]	
6	112,571,688	813,333	0.7
		[72,854]	
7	115,541,501	813,425	0.7
		[69,787]	

※1 予算額はいずれも当初予算額である（令和7年度は予算案）。

※2 平成30年度から令和2年度における〔 〕書きは、国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る国際観光旅客税財源充当事業の予算額であり、内数である。

※3 令和3年度における〔 〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、内閣及びデジタル庁所管（内閣官房及びデジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

※4 令和4年度以降における〔 〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

2. 法務省各組織別定員の推移（平成28年度～令和7年度）

組織		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（案）
内部部局	大臣官房	375	379	393	392	392	391	396	402	410	416
	民事局	92	92	92	94	97	97	99	101	107	108
	刑事局	60	60	60	60	64	64	68	71	75	81
	矯正局	68	73	73	78	83	84	86	88	96	
	保護局	29	34	37	41	41	45	50	52	53	61
	人権擁護局	20	24	24	24	24	28	28	28	30	32
	訟務局	72	74	78	82	87	88	90	90	90	91
	入国管理局	140	140	139	-	-	-	-	-	-	-
	計	856	876	896	771	788	797	817	830	853	885
施設等機関	法務総合研究所	88	88	84	84	84	84	84	84	84	84
	矯正研修所	55	54	55	79	85	85	85	87	100	100
	刑務所・少年刑務所・拘置所	19,643	19,649	19,669	19,657	19,658	19,678	19,692	19,750	19,802	19,708
	少年院	2,465	2,462	2,456	2,428	2,408	2,386	2,367	2,306	2,294	2,262
	少年鑑別所	1,199	1,198	1,188	1,178	1,165	1,153	1,144	1,136	1,137	1,125
	婦人補導院	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
	入国者収容所	192	210	215	-	-	-	-	-	-	-
	計	23,644	23,663	23,669	23,428	23,402	23,388	23,374	23,365	23,417	23,279
地方支分部局	法務局・地方法務局	8,877	8,835	8,884	8,894	8,898	8,906	8,918	8,935	9,081	8,946
	矯正管区	233	235	251	269	288	295	308	314	320	320
	地方更生保護委員会	285	294	297	299	311	315	316	321	321	316
	保護観察所	1,506	1,521	1,546	1,544	1,534	1,524	1,512	1,508	1,520	1,543
	地方入国管理局	4,078	4,264	4,531	-	-	-	-	-	-	-
	計	14,979	15,149	15,509	11,006	11,031	11,040	11,054	11,078	11,242	11,125
検察庁		11,799	11,806	11,831	11,860	11,863	11,859	11,863	11,865	11,862	11,858
本省計		51,278	51,494	51,905	47,065	47,084	47,084	47,108	47,138	47,374	47,147
外局	出入国在留管理庁	-	-	-	5,432	5,866	6,020	6,181	6,314	6,358	6,499
	公安審査委員会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	公安調査庁	1,589	1,609	1,646	1,650	1,660	1,697	1,740	1,768	1,799	1,830
	計	1,593	1,613	1,650	7,086	7,530	7,721	7,925	8,086	8,161	8,333
合計		52,871	53,107	53,555	54,151	54,614	54,805	55,033	55,224	55,535	55,480

3. 法務省の施設整備状況（令和6年末現在）

法務省施設整備状況

区分	施設数 A	早急に整備を要する施設	令和6年末 工事実施施設	未整備率 B/A (%)
		老朽・一部老朽 B		
官署施設	法務総合庁舎	173	77	1 44.5
	法務局	173	59	1 34.1
	検察庁	124	88	2 71.0
	保護観察所	6	2	0 33.3
	地方出入国在留管理局	7	1	0 14.3
	公安調査庁	0	0	0 0.0
	研修所等	13	4	1 30.8
	官署施設計	496	231	5 46.6
収容施設	刑務所、拘置所等	74	36	3 48.6
	刑務支所、拘置支所	100	38	1 38.0
	少年院	43	14	0 32.6
	少年鑑別所	52	28	0 53.8
	農場	4	3	0 75.0
	入国者収容所	2	0	0 0.0
	収容施設計	275	119	4 43.3
合計		771	350	9 45.4

4. 許認可件数とその概要（令和6年3月31日現在）

○用語別事項の数

用語別	事項数
許可	50
承認	13
指定	8
認定	17
確認	5
試験	4
届出	105
提出	24
出告	29
付知	16
報新	10
通更	1
解選	4
認任	8
終任	8
認証	2
了令	2
命延	1
合計	313

○根拠法令、許認可を要する行為又は対象の一覧

根拠法令	許認可を要する行為又は対象
個人情報の保護に関する法律、同施行令	認定個人情報保護団体の認定等
司法試験法	司法試験、司法試験予備試験
弁護士法	弁護士となる資格の特例に係る認定等
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律、同法施行規則	外国法事務弁護士となる資格の承認、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者に対する特定外国法の指定等
債権管理回収業に関する特別措置法	債権管理回収業の営業の許可、債権回収会社の合併の認可等
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、同法施行規則	民間紛争解決手続の業務の認証等
会社法	電子公告調査機関の登録等
司法書士法、同法施行規則	司法書士試験、司法書士会の会則の変更の認可等
土地家屋調査士法、同法施行規則	土地家屋調査士試験、土地家屋調査士会の会則の変更の認可等
社債等登録法施行令、同法施行規則	社債登録等の手数料の認可等
社債、株式等の振替に関する法律、一般振替機関の監督に関する命令、特別振替機関の監督に関する命令、加入者保護信託に関する命令	振替業を営む者の指定、一般振替機関の事故の詳細等の報告、特別振替機関の事故の詳細等の報告、財産移転の報告等
国籍法	認知による国籍取得の届出、帰化の許可等
電子署名及び認証業務に関する法律、同法に基づく指定調査機関等に関する省令	特定認証業務の認定、承認調査機関の役員の氏名等の変更の届出等
更生保護事業法、同法施行規則	更生保護法人設立の認可、更生保護事業の経営認可等
出入国管理及び難民認定法、同法施行規則	上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格の変更許可、難民の認定等
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	特別永住許可等
電子記録債権法、同法施行規則	電子債権記録業を営む者の指定、電子債権記録機関の業務規程の変更の認可等
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	監理団体の許可、技能実習計画の認定等
産業競争力強化法、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令	上場会社が「場所の定めのない株主総会」を開催可能とする旨を定款に定めるにあたっての確認
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律、内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令、内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する	振替業及び電子債権記録業に係る特定社会基盤事業者の指定等

法律に基づく特定社会基盤事業者の指定
等に関する命令

その他の法令

公益信託の引受けの許可等

5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和7年度予算での財政措置

法定受託事務名	根 拠 法 令	令和7年度予算 での財政措置
1 国民審査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条の2、第5条の3、第14条、第14条の2、第16条の2、第24条から第28条、第34条、第43条、第52条及び第53条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第5条、第6条、第10条から第13条、第15条、第16条、第19条から第21条、第26条、第28条及び第32条 	
2 第一号法定受託事務の処理を争点とする国を当事者等とする訴訟を行う地方公共団体の職員に係る事務及び地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務に関する訴訟の報告に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第3項並びに第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。） 	
3 戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条 	
4 檢察審査員候補者に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条から第12条まで 検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第2条 	

法定受託事務名	根 拠 法 令	令和7年度予算 での財政措置
5 中長期在留者住居地届出等事務	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の7第1項及び第2項（第19条の8第2項及び第19条の9第2項において準用する場合を含む。）、第19条の8第1項並びに第19条の9第1項 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第17条第1項、同条第2項及び附則第18条第2項において準用する入管法第19条の7第2項、附則第18条第1項、第27条第1項及び第5項、第28条第3項及び第4項、第29条第1項及び第3項並びに第30条第1項、同条第2項及び附則第31条第2項において準用する特例法第10条第3項並びに附則第31条第1項及び第33条 出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第3条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第1条、第2条及び第4条から第6条まで 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第19条において準用する入管法施行令第3条、第22条第5項及び第23条第2項において準用する特例法施行令第1条及び第2条、第23条第1項及び第24条第4項において準用する第22条第1項、第24条第5項において準用する特例法施行令第1条及び第2条並びに第26条において準用する特例法施行令第4条 	中長期在留者住居地届出等事務委託費 1,466（百万円）
6 費用徴収事務	・更生保護法（平成19年法律第88号）第98条第2項	
7 裁判員候補者予定者名簿の調製等 に関する事務	・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項及び第2項、第22条並びに第23条第4項（これらの規定を第24条第2項において準用する場合を含む。）	

6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和7年度）

(単位：千円)

交付先	(項)	(目)	令和7年度 予算額
更生保護法人更生保護事業振興財団	更生保護企画調整 推進費	更生保護施設整備費補助金	26,280
更生保護法人日本更生保護協会	更生保護企画調整 推進費	更生保護事業費補助金	27,176
公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権擁護推進費	人権啓発活動等補助金	42,448
一般社団法人等	出入国管理企画調 整推進費	特定技能試験実施費補助金	31,580

7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数(令和7年1月1日現在)

○ スタッフ弁護士・職員数(令和7年1月1日現在)

スタッフ弁護士 263人

職員(常勤) 752人

8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成27年度～令和6年度）

(単位：千円)

年度 項目	収入額					
	運営費交付金 収入	国選弁護人確保 業務等委託費収入	寄付金収入	民事法律扶助 償還金等収入	その他	計
平成27年度	15,205,717	15,457,537	44,489	10,714,029	2,299,722	43,721,494
	15,205,717	16,109,876	62,763	10,610,033	3,181,421	45,169,810
平成28年度	15,117,322	15,727,315	69,214	11,300,911	2,282,806	44,497,568
	15,117,322	16,066,696	47,766	10,451,490	3,099,440	44,782,714
平成29年度	15,395,965	15,337,360	46,082	11,730,908	2,201,225	44,711,540
	15,395,965	15,478,075	42,131	10,779,691	2,887,194	44,583,056
平成30年度	15,391,457	16,840,120	45,234	12,052,639	1,445,144	45,774,594
	15,178,693	16,490,148	49,217	11,522,406	2,071,873	45,312,337
令和元年度	15,860,934	16,908,174	54,648	11,648,613	1,205,308	45,677,677
	15,508,066	16,612,715	52,628	12,091,907	1,895,456	46,160,772
令和2年度	15,820,126	16,832,521	37,985	11,933,600	1,111,604	45,735,836
	15,420,353	17,042,174	52,950	11,460,962	2,032,678	46,009,117
令和3年度	15,191,001	16,245,771	61,917	11,632,300	1,115,443	44,246,432
	15,191,001	16,945,011	48,168	11,567,269	1,881,605	45,633,054
令和4年度	17,666,004	16,079,374	116,011	10,768,983	1,146,200	45,776,572
	15,663,505	16,791,847	45,475	11,533,640	1,492,433	45,526,900
令和5年度	17,142,123	17,141,372	60,739	10,443,714	1,315,250	46,103,198
	16,623,059	16,391,261	51,038	11,221,768	1,393,217	45,680,343
令和6年度	16,009,774	16,526,493	71,509	10,647,924	1,414,006	44,669,706

上段：収入実績額

下段：収入予定額

(注1) その他は、日本弁護士連合会委託援助業務収入、常勤弁護士の有償事件受任による収入などである。

(注2) 令和6年度収入実績額は年度途中であるため計上していない。

(注3) 平成27年度～令和3年度の収入額は、特別会計（復旧・復興）分を含めて計上している。

9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、
援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成27年度～令和6年度）

（単位：件）

	援助申込件数	一般法律相談援助件数	被災者法律相談援助件数	援助開始決定件数	金銭事件	不動産事件	家事事件	多重債務事件	その他				
										援助不開始決定件数	資力超過件数	勝訴見込	その他
平成27年度	176,362	286,602	0	111,351	12,713	2,373	35,278	55,117	5,870	1,280	579	262	439
				代理援助 107,358	12,677	2,367	34,694	51,780	5,840				
				書類作成 3,993	36	6	584	3,337	30				
平成28年度	180,470	298,220	9,339	112,460	11,763	2,334	36,186	56,599	5,578	1,194	459	298	437
				代理援助 108,583	11,715	2,325	35,544	53,447	5,552				
				書類作成 3,877	48	9	642	3,152	26				
平成29年度	177,056	302,551	819	119,048	11,828	2,246	35,915	64,015	5,044	1,014	375	240	399
				代理援助 114,770	11,798	2,232	35,137	60,582	5,021				
				書類作成 4,278	30	14	778	3,433	23				
平成30年度	181,282	315,423	12,905	119,352	10,983	2,213	36,891	64,191	5,074	937	364	225	348
				代理援助 115,830	10,942	2,208	35,940	61,686	5,054				
				書類作成 3,522	41	5	951	2,505	20				
令和元年度	161,394	315,917	21,962	115,546	10,224	2,076	36,270	61,989	4,987	959	282	135	542
				代理援助 112,237	10,193	2,073	35,223	59,781	4,967				
				書類作成 3,309	31	3	1,047	2,208	20				
令和2年度	145,595	291,843	23,119	109,106	9,722	1,930	35,162	56,907	5,385	949	222	115	612
				代理援助 105,630	9,679	1,920	33,860	54,819	5,352				
				書類作成 3,476	43	10	1,302	2,088	33				
令和3年度	136,788	313,742	2,044	106,871	8,835	1,706	34,187	56,758	5,385	981	171	81	729
				代理援助 103,478	8,808	1,703	32,753	54,852	5,362				
				書類作成 3,393	27	3	1,434	1,906	23				
令和4年度	131,175	311,054	0	104,852	8,139	1,635	31,686	58,667	4,725	850	166	90	594
				代理援助 101,594	8,125	1,632	30,268	56,864	4,705				
				書類作成 3,258	14	3	1,418	1,803	20				
令和5年度	135,792	312,146	1,989	108,602	7,895	1,563	30,846	63,572	4,726	953	217	106	630
				代理援助 105,076	7,877	1,553	29,266	61,675	4,705				
				書類作成 3,526	18	10	1,580	1,897	21				
令和6年度	103,742	231,178	6,621	84,159	5,704	1,059	23,070	50,942	3,384	751	169	85	497
				代理援助 81,483	5,687	1,056	21,744	49,622	3,374				
				書類作成 2,676	17	3	1,326	1,320	10				

（注）令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成27年度～令和6年度）

（単位：千円）

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民事法律扶助立替金	15,912,323 16,274,012	15,916,452 15,716,530	16,827,397 15,925,466	16,970,328 16,048,750	16,854,406 17,312,056	14,926,457 16,538,203	15,510,784 17,006,637	15,050,357 17,342,716	15,718,354 16,358,237	12,691,484 15,344,452
代理援助費	15,526,508 15,933,467	15,545,963 15,402,748	16,413,488 15,576,656	16,638,849 15,688,483	16,542,732 16,957,884	14,609,814 15,905,818	15,199,008 16,403,590	14,754,852 16,824,936	15,399,220 15,962,829	12,449,573 14,940,868
書類作成援助	385,815 340,545	370,489 313,782	413,909 348,810	331,479 360,267	311,674 354,172	316,643 632,385	311,776 603,047	295,505 517,780	319,134 395,408	241,911 403,584

上段：決算額

下段：予算額

（注1）民事法律扶助立替金は、償還金収入（自己収入）と運営費交付金（国費）からなる。

（注2）令和4年度及び5年度は、補正後予算に係る金額を計上している。

（注3）令和6年度の決算額は、第3・4半期（4月～12月）までの速報値である。

11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績
(平成27年度～令和6年度)

【犯罪被害者支援業務の概要】

犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行う。

(ア)犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次ぎ等)(総合法律支援法第30条第1項第8号口)

(イ)刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るために制度に関する情報の提供(同項第8号イ)

(ウ)犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介(同項第8号)

(エ)DV等被害者法律相談援助業務(同項第5号)

(オ)被害者国選弁護関連業務(同項第6号の一部)

(カ)被害者参加旅費等支給業務(同項第9号)



○ 犯罪被害者相談件数

・問合せ対応実績

(単位：件)

	コールセンター	地方事務所
平成27年度	13,056	13,380
平成28年度	12,014	13,825
平成29年度	13,461	12,717
平成30年度	15,145	14,035
令和元年度	15,343	11,262
令和2年度	14,309	10,768
令和3年度	15,908	12,108
令和4年度	20,889	14,644
令和5年度	23,363	15,481
令和6年度	17,028	11,178

(注) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

・DV等被害者法律相談援助実績

(単位：件)

	相談実施件数
平成29年度	141
平成30年度	809
令和元年度	832
令和2年度	983
令和3年度	972
令和4年度	1,292
令和5年度	1,570
令和6年度	1,351

(注1) 本制度は、平成30年1月から開始した。

(注2) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

【総合法律支援法第30条第2項業務の概要】

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託により、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務を行っている。

この日本弁護士連合会委託援助業務のうち、犯罪被容者及び子どもを対象として、次の業務を行っている。

(1) 犯罪被容者法律援助

生命、身体等一定の犯罪被容者について、被容届の提出や告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、犯罪被容者等給付金申請、報道機関への対応・折衝等

(2) 子どもに対する法律援助

児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関(主に児童相談所)との交渉代理や、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待について刑事告訴手続の代理等

	犯罪被容者	子ども
平成27年度	1,319件	242件
	128,866千円	29,827千円
平成28年度	1,444件	268件
	146,094千円	32,531千円
平成29年度	1,470件	334件
	163,328千円	35,679千円
平成30年度	1,625件	408件
	179,375千円	48,455千円
令和元年度	1,645件	406件
	181,836千円	52,616千円
令和2年度	1,687件	405件
	191,996千円	51,576千円
令和3年度	1,824件	490件
	203,031千円	61,281千円
令和4年度	1,856件	415件
	210,877千円	54,242千円
令和5年度	2,189件	379件
	234,268千円	52,302千円
令和6年度	1,920件	363件
	201,785千円	48,338千円

(注1) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

(注2) 件数は援助申込の受理件数であり、金額は援助の開始時に支払われた報酬及び費用、終結時に追加支出した費用の総額である。

12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成27年度～令和6年度）

○ 精通弁護士数

(単位：人)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月1日 現在	1月1日 現在									
3,008	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925	3,963	4,019	4,081

○ 精通弁護士紹介件数

(単位：件)

平成27年度	1,603
平成28年度	1,677
平成29年度	1,705
平成30年度	1,795
令和元年度	1,355
令和2年度	1,252
令和3年度	1,181
令和4年度	1,529
令和5年度	2,516
令和6年度	2,078

(注) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、
国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）

○ 被害者参加弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

(単位：人)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月1日 現在	1月1日 現在									
4,122	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631	5,756	5,837	5,888

○ 国選被害者参加弁護士選定請求受理件数等

(単位：件)

	国選被害者参加弁護士選定請求受理件数	国選被害者参加弁護士報酬等算定件数	第一審			控訴審	上告審	国選被害者参加弁護士報酬に対する不服申立件数
			簡裁	地裁	合計			
平成27年度	521	569	1	482	483	85	1	3
平成28年度	511	611	0	529	529	80	2	7
平成29年度	561	634	0	529	529	104	1	13
平成30年度	635	723	0	606	606	110	7	5
令和元年度	595	688	0	555	555	131	2	8
令和2年度	691	662	0	579	579	73	10	4
令和3年度	661	730	0	635	635	93	2	5
令和4年度	691	668	0	558	558	105	5	2
令和5年度	726	733	0	619	619	104	10	6
令和6年度	606	594	0	508	508	85	1	4

(注) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

14. 日本司法支援センターの国選弁護人契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、
国選弁護人報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）

○ 国選弁護人契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

(単位：人)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月1日 現在	1月1日 現在									
25,218	26,370	27,667	28,585	29,297	30,160	30,897	30,950	31,958	32,274	32,220

○ 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）等

(単位：件)

	国選弁護 事件受理 件 数	被疑者	被告人	国選弁護人 報酬等算定 件 数	被疑者	被 告 人						国選弁護人 報酬に対する 不服申立件数		
						第一審				控訴審	上告審	計		
						即決	簡裁	家裁	地裁					
平成27年度	129,897	70,393	59,504	129,404	70,467	449	5,904	0	46,763	53,116	4,459	1,362	58,937	345
平成28年度	122,967	66,579	56,388	123,212	66,763	372	5,213	0	45,013	50,598	4,452	1,399	56,449	324
平成29年度	117,494	63,839	53,655	117,829	63,938	619	4,875	0	42,630	48,124	4,239	1,528	53,891	286
平成30年度	132,642	78,780	53,862	130,916	76,907	289	4,574	0	43,566	48,429	4,203	1,377	54,009	319
令和元年度	133,155	80,145	53,010	131,894	79,867	71	3,935	0	42,463	46,469	4,121	1,437	52,027	269
令和2年度	126,149	76,073	50,076	127,682	77,017	169	3,371	0	41,781	45,321	3,982	1,362	50,665	282
令和3年度	118,902	72,308	46,594	120,849	72,868	121	2,823	0	39,954	42,898	3,772	1,311	47,981	238
令和4年度	117,821	73,775	44,046	117,628	73,613	28	2,287	0	36,861	39,176	3,584	1,255	44,015	256
令和5年度	127,879	80,514	47,365	124,801	79,374	17	2,231	0	38,538	40,786	3,457	1,184	45,427	255
令和6年度	100,985	62,654	38,331	100,058	63,301	14	1,769	0	31,130	32,913	2,869	975	36,757	177

(注) 令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成27年度～令和6年度）

○ 国選付添人契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月1日 現在	1月1日 現在									
12,512	13,409	14,272	14,867	15,177	15,501	15,886	15,909	16,353	16,500	16,452

○ 国選付添事件受理件数等

（単位：件）

	国選付添事件受理件数	国選付添人報酬等算定件数	国選付添人報酬に対する不服申立件数
平成27年度	3,698	3,639	31
平成28年度	3,427	3,393	21
平成29年度	3,417	3,404	22
平成30年度	3,489	3,572	23
令和元年度	3,325	3,265	22
令和2年度	2,941	3,097	19
令和3年度	2,604	2,723	12
令和4年度	2,996	2,855	15
令和5年度	3,631	3,497	13
令和6年度	3,097	2,898	16

（注）令和6年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

16. 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）に定める日本司法支援センターの業務（特定被害者法律援助業務）の実施状況（令和6年）

（単位：件）

	法律相談援助件数	援助開始決定件数	代理援助件数	書類作成援助件数
令和6年度	40	35	35	0

（注）令和6年度の件数は、令和6年4月から令和7年1月までの速報値である。

17. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和6年度）

(単位：件)

	旅費		日当	
	請求件数	受給件数	請求件数	受給件数
平成25年度	939	813	939	803
平成26年度	2,578	2,529	2,578	2,506
平成27年度	2,594	2,526	2,594	2,531
平成28年度	2,912	2,771	2,912	2,758
平成29年度	2,685	2,687	2,685	2,701
平成30年度	3,111	2,992	3,111	3,002
令和元年度	2,818	2,760	2,818	2,761
令和2年度	2,758	2,573	2,758	2,630
令和3年度	2,977	2,831	2,977	2,816
令和4年度	2,816	2,870	2,816	2,875
令和5年度	3,303	3,205	3,303	3,259
令和6年度	2,498	2,468	2,498	2,481

(注1) 本制度は、平成25年12月から開始した。

(注2) 請求件数は、当該年度に裁判所から請求書の送付を受けた件数であり、受給件数は、当該年度に日本司法支援センターから送金した件数である。

(注3) 令和6年度の実績は、第3・4四半期（4月～12月）までの速報値である。

18. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成27年度～令和6年度）

(単位:円)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	976,429	1,078,571	2,055,000	2,055,000	1,557,143	497,857	2,055,000	2,055,000	1,307,393	747,607
検察庁	49,636,000	49,636,000	17,722,705	31,913,295	44,636,000	44,636,000	16,195,729	28,440,271	39,636,000	39,636,000	27,179,373	12,456,627
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	737,272	1,711,728	2,449,000	2,449,000	798,592	1,650,408	2,449,000	2,449,000	591,673	1,857,327
公安調査庁	1,626,061,000	1,626,061,000	1,625,870,483	190,517	1,537,492,000	1,537,492,000	1,536,796,186	695,814	1,489,471,000	1,489,471,000	1,489,304,913	166,087
法務省所管合計	1,680,613,000	1,680,613,000	1,645,306,889	35,306,111	1,587,044,000	1,587,044,000	1,555,347,650	31,696,350	1,534,023,000	1,534,023,000	1,518,383,352	15,639,648

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	1,336,335	718,665	1,532,000	1,532,000	1,242,203	289,797	1,546,000	1,546,000	1,132,218	413,782
検察庁	39,636,000	39,636,000	34,473,733	5,162,267	40,003,000	40,003,000	28,783,447	11,219,553	40,370,000	40,370,000	23,986,931	16,383,069
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	360,260	2,088,740	3,008,000	3,008,000	99,100	2,908,900	3,041,000	3,041,000	33,400	3,007,600
公安調査庁	1,558,210,000	1,558,210,000	1,558,116,035	93,965	1,614,955,000	1,614,955,000	1,607,333,325	7,621,675	1,672,700,000	1,672,700,000	1,672,565,047	134,953
法務省所管合計	1,602,762,000	1,602,762,000	1,594,286,363	8,475,637	1,659,910,000	1,659,910,000	1,637,458,075	22,451,925	1,718,069,000	1,718,069,000	1,697,717,596	20,351,404

(単位:円)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,546,000	1,546,000	1,531,822	14,178	1,546,000	1,546,000	1,078,794	467,206	1,546,000	1,546,000	669,665	876,335
検察庁	40,370,000	40,370,000	14,359,029	26,010,971	40,370,000	40,370,000	29,315,210	11,054,790	40,370,000	40,370,000	36,241,930	4,128,070
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000	0	3,041,000	3,041,000	3,041,000	118,870	2,922,130	3,041,000	3,041,000	598,695	937,305
公安調査庁	1,912,859,000	1,912,859,000	1,912,780,825	78,175	1,942,501,000	1,942,501,000	1,942,410,813	90,187	1,916,679,000	1,916,679,000	1,916,642,408	36,592
法務省所管合計	1,958,228,000	1,958,228,000	1,928,671,676	29,556,324	1,987,870,000	1,987,870,000	1,972,923,687	14,946,313	1,962,048,000	1,962,048,000	1,954,152,698	6,390,302

	令和6年度	
	当初予算額	補正後予算額
法務本省	1,546,000	1,546,000
検察庁	40,370,000	40,370,000
矯正官署	412,000	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000
公安調査庁	1,707,998,000	1,707,998,000
法務省所管合計	1,753,367,000	1,753,367,000

19. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和7年度）

7年度予算（案）（6年度当初予算額）

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

15,984,418千円の内数（16,009,774千円の内数）

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

100千円（100千円）

刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 被害者等に対する情報提供

32,905千円（26,045千円）

以下の制度の運用に必要な諸経費

1 全国統一の被害者等通知制度

2 被害者等に対する出所情報通知制度

3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度

(2) 検察官等に対する研修の充実等

58,037千円（58,685千円）

検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。

(3) 犯罪被害者等のための対応強化

326千円（326千円）

捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育	48,533千円 (46,730千円)
刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。	
(5) 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供	2,259千円 (1,769千円)
犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。	
(6) 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等	15,984,418千円の内数 (16,009,774千円の内数)
日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対する研修を実施する。	

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	17,125,488千円の内数 (16,526,493千円の内数)
資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようするため、被害者参加人のための公費による弁護士選任制度を導入し、同制度の下での所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し、被害者参加旅費等の支給業務を同センターにおいて行う。	
(2) 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達	1,205千円 (1,062千円)
犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。	
(3) 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実	25,709千円 (21,602千円)
犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。	

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の体制整備

222,339千円（323,970千円）

被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者の矯正処遇及び少年院在院者の矯正教育に効果的に反映させるため、犯罪被害者に関する知見を有する有識者等を招へいして開催した検討会の結果を踏まえ、本制度に関する知識を習得するための職員研修実施経費等、実効的な制度運用の実現を図る。

4 支援等の体制整備への取組

(1) 被害者等からの相談への対応

① 被害者ホットラインの設置

1,521千円（1,521千円）

被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。

② 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等

5,574千円（5,488千円）

検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。

(2) 更生保護官署における支援等のための体制整備

69,809千円（71,163千円）

関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。

(3) 人権相談

3,536,193千円の内数（3,536,682千円の内数）

相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。

(4) 人権侵犯事件の調査・処理等

3,356,193千円の内数（3,536,682千円の内数）

人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。

(5) 相談及び情報の提供等

15,984,418千円の内数 (16,009,774千円の内数)

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を提供する。

(6) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設等のための体制強化

15,984,418千円の内数 (16,009,774千円の内数)

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設及びその円滑な運用や、地方における途切れないと支援の提供体制の構築に向けた関係機関等との連携を図るために必要な体制を整備する。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 人権啓発活動

3,536,193千円の内数 (3,536,682千円の内数)

人権週間を中心に全国各地で、講演会、座談会等の開催、広報誌への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。

20. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成27年度～令和6年度）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全職員数	51,622	52,008	52,202	52,464	53,064	53,423	53,637	53,807	53,774	54,098
うち女性数	9,249	9,521	9,397	9,802	10,237	10,729	11,381	11,793	12,231	12,539
全職員に占める女性の割合	18	18	18	19	19	20	21	22	23	23
管理職員数	5,718	5,854	6,030	6,144	6,235	6,371	6,717	6,754	6,812	6,909
うち女性数	390	419	471	531	589	652	730	775	837	888
管理職に占める女性の割合	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13

21. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成26年度～令和5年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	3.2% (53) [1642]	5.2% (79) [1513]	7.2% (110) [1533]	9.1% (145) [1586]	10.8% (157) [1455]	18.2% (254) [1394]	43.1% (618) [1434]	59.1% (769) [1302]	69.1% (850) [1230]	76.8% (956) [1245]
女性	98.3% (350) [356]	100.3% (336) [335]	99.7% (363) [364]	101.0% (393) [389]	100.0% (352) [352]	99.2% (372) [375]	99.7% (383) [384]	109.9% (412) [375]	98.2% (374) [381]	106.6% (373) [350]

(注) 1 () は新規取得者数、 [] は新規取得可能者数を表す。

(注) 2 新規取得者数とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

(注) 3 男性職員の新規取得可能者数とは、当該年度中に子が生まれた男性職員をいう。また、女性職員の新規取得可能者数とは、令和2年度以前は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員を、令和3年度以降は当該年度中に子が生まれた女性職員をそれぞれいう。

(注) 4 取得率とは、新規取得可能者数に対する新規取得者数の割合をいう。なお、新規取得者数には、当該年度より前に育児休業取得可能となった職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

22. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）

組 織	非常勤職員数（令和6年7月1日現在）	
		うち女子職員数
本省内部部局	423	163
施設等機関	3,780	2,056
地方支分部局	53,360	14,758
特別の機関（検察庁）	270	191
本省計	57,833	17,168
外局	550	364
法務省合計	58,383	17,532

23. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）（令和6年度）

契約の相手方	委託事業の概要
クリエイティブ・ファクトリー株式会社	地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会の実施業務（法務本省）
日本通信紙株式会社ほか1社	司法試験等実施業務（法務本省）
株式会社アール・エス・シー	電話交換業務（法務本省）
ティケイ株式会社	警備業務（法務本省）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（法務本省）
個人情報につき非公表	財務書類作成支援業務（法務本省）
大新東株式会社	自動車運行管理業務（法務本省）
日本レコードマネジメント株式会社	図書館業務（法務本省）
株式会社ウルフスタイル	法教育セミナー運営等（法務本省）
株式会社サイオ一ほか9社	警備業務（法務総合研究所ほか7庁）
株式会社サイオ一ほか9社	庁舎清掃業務（法務総合研究所ほか7庁）
株式会社JPキャリアコンサルティングほか1社	研修補助等業務（法務総合研究所）
合同会社ゼニスほか2社	会議運営業務（法務総合研究所）
株式会社サイマルインターナショナルほか2社	現地通訳等委託業務（法務総合研究所）
セコム株式会社ほか83社	警備業務（東京法務局ほか49局）
太平ビルサービス株式会社ほか142社	庁舎清掃業務（東京法務局ほか49局）
太平ビルサービス株式会社ほか21社	ボイラー運転業務（東京法務局ほか11局）
NXキャッシュ・ロジстиクス株式会社ほか16社	供託金警備搬送業務（東京法務局ほか48局）
日本郵便オフィスサポート株式会社ほか9社	乙号事務の包括的業務（東京法務局ほか49局）
株式会社東京リーガルマインド	債権譲渡登記・成年後見登記事務端末オペレータ業務（東京法務局）

契約の相手方	委託事業の概要
セコム株式会社ほか12社	警備業務（機械警備）（名古屋高等検察庁ほか54庁）
株式会社クリーン工房ほか158社	庁舎清掃業務（大阪高等検察庁ほか54庁）
ティケイ株式会社ほか4社	徴収金警備搬送業務（東京地方検察庁ほか11庁）
キヨウワプロテック株式会社ほか2社	自動車運行管理業務（大阪地方検察庁ほか2庁）
東神産業株式会社	電話交換業務（大阪地方検察庁）
OBM株式会社ほか63社	総務系請負業務（札幌刑務所ほか65庁）
ALSOK佐賀株式会社ほか61社	処遇系請負業務（札幌刑務所ほか67庁）
アデコ株式会社ほか17社	処遇系労働者派遣業務（札幌刑務所ほか29庁）
おそうじ本舗ほか24社	庁舎清掃業務（札幌矯正管区ほか14庁）
株式会社サエキ輸送ほか3社	配達業務（宮城刑務所ほか3庁）
医療法人愛悠会ほか55社	胸部エックス線検診業務（札幌刑務所ほか61庁）
島根あさひソーシャルサポート株式会社	PFI刑務所維持管理運営業務（島根あさひ社会復帰促進センター）
エームサービス株式会社	PFI手法を活用した収容関連サービス業務（給食）（大阪拘置所ほか2庁）
エームサービス株式会社	PFI手法を活用した収容関連サービス業務（給食）（横浜刑務所ほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（喜連川社会復帰促進センターほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した教育・職業訓練業務等（静岡刑務所ほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（美祢社会復帰促進センター）
昭島国際法務PFI株式会社	国際法務総合センター維持管理運営業務（矯正研修所ほか3庁）
セコム株式会社ほか37社	警備業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
株式会社トーカンオリエンスほか67社	庁舎清掃業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構ほか27社	更生保護就労支援業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）

契約の相手方	委託事業の概要
株式会社 L S I メディエンス	簡易薬物検出検査業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
更生保護法人旭川更生保護協会ほか2社	更生保護地域連携拠点事業（北海道地方更生保護委員会ほか2庁）
ランスタッド株式会社	作文審査業務（法務本省）
株式会社 F U Y O U ほか9社	警備業務（東日本入国管理センターほか7庁）
株式会社 ジービーエム事業本部ほか19社	庁舎清掃業務（東日本入国管理センターほか7庁）
セントラルリーシングシステム株式会社ほか11社	出国待機施設警備業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
公益財団法人入管協会ほか4社	インフォメーションセンター相談業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
公益財団法人入管協会ほか1社	多文化共生総合相談ワンストップセンター相談業務（東京出入国在留管理局ほか1庁）
株式会社ポリグロットリンクほか1社	行政手続相談業務（東京出入国在留管理局）
株式会社アウトソーシングトータルサポートほか7社	イミグレーションアテンダント業務（札幌出入国在留管理局ほか5庁）
株式会社トーケイ	自動車運行管理業務（出入国在留管理庁）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会ほか2社	職員研修業務（出入国在留管理庁）
エクスポート・ジャパン株式会社ほか4社	ホームページ運営等業務（出入国在留管理庁）
株式会社インジェスター	特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント運営業務（出入国在留管理庁）
株式会社サーベイリサーチセンター	在留外国人に対する基礎調査業務（出入国在留管理庁）
国際移住機関（IOM）	自主的帰国及び社会復帰支援プログラム（出入国在留管理庁）
株式会社リーガルマインド	外国人支援コーディネーターの養成・認証事業（出入国在留管理庁）
有限会社ビジョンブリッジ	東京イミグレーション・フォーラム開催業務（出入国在留管理庁）
公益財団法人アジア福祉教育財団	補完的保護対象者等救援等業務（出入国在留管理庁）
特定非営利活動法人国際活動市民中心ほか1社	アウトリーチ支援事業（出入国在留管理庁）
株式会社東輪堂	「生活・就労ガイドブック」の定期時点更新業務（出入国在留管理庁）
株式会社クリーン工房	出入国在留管理庁代表電話交換業務（出入国在留管理庁）
ティケイ株式会社	警備業務（公安審査委員会）

契約の相手方	委託事業の概要
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（公安審査委員会）
ティケイ株式会社ほか41社	警備委託（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか31社	庁舎清掃業務（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか17社	ボイラー運転業務（公安調査庁ほか5庁）

24. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成28年度～令和7年度）

区分	年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員（末）	現在員
検事	1,855	1,796	1,865	1,819	1,868	1,811	1,877	1,826	1,879	1,829	1,880	1,764	1,886	1,849	1,887	1,845	1,888	1,786	1,889			
副検事	899	753	899	749	899	751	879	759	879	764	879	768	879	775	879	778	879	782	879			
計	2,754	2,549	2,764	2,568	2,767	2,562	2,756	2,585	2,758	2,593	2,759	2,532	2,765	2,624	2,766	2,623	2,767	2,568	2,768			

（注） 現在員は、各年度の12月末日現在。

25. 檢察官の年齢層・男女別在職状況

【検 事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
525(86)	685(182)	568(204)	213(84)	1991(556)

【副検事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
467(15)	244(25)	90(7)		801(47)

- (注) 1 () 内の数は女性を示し、内数である。
2 令和6年7月1日現在の在職状況である。

26. 檢察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和6年度）

【検 事】

定年退官	辞職	死亡	計
	66 (17)	2	68 (17)

【その後の進路状況】

	検事	副検事
簡易裁判所判事		1
民事調停委員		1
家事調停委員		1
弁護士	17	
公証人	9	
公証役場書記		1
証券取引等監視委員会	1	
民間企業	2	1

【副検事】

定年退官	辞職	死亡	計
23	9		32

(注) 1 令和7年4月1日までの退職見込み人員を含む。

2 () 内の数は女性を示し、内数である。

3 その後の進路状況については、届出の対象となっている管理職職員の数であり、その他については把握していない。

27. 檢察事務に携わっていない検察官数(充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員)(それぞれ裁判官出身者は内数)及びその官職名

【充職検事職別人員】

職名	人員
官房長、局長	7
司法法制部長	1
課長	46
室長	2
審議官	4
法規専門職	44
研究所長	1
研究所部長	5
研究所教官	3
部長等研究員	2
法務局長	5
法務局務務部長	8
入管庁長官	1
入管庁次長	1
公安庁長官	1
公安庁次長	1
公安庁部長	1
計	133

【他省庁等勤務者別】

省庁名等	人員	官職	内数
内閣	9 (3)	官房副長官補付 官房副長官秘書官 官房内閣参事官 法制局参事官 法制局参事官補 法制局総務主幹	1 1 2 3 1 1
内閣府	2 (1)	独立公文書管理監 再就職等監視委員会再就職等監察官	1 1
警察庁	4	長官官房参事官 刑事局刑事企画課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課暴力団排除対策官	1 1 1 1
金融庁	8 (1)	総合政策局リスク分析総括課課長補佐 企画市場局市場課課長補佐 証券取引等監視委員会事務局次長 証券取引等監視委員会事務局市場監視総括官 証券取引等監視委員会事務局特別調査管理官 証券取引等監視委員会事務局特別調査課特別調査指導官	1 1 1 1 1 3
消費者庁	1	法務監理官	1
デジタル庁	3 (2)	統括官付参事官 統括官付参事官付企画官	1 2
総務省	2 (1)	情報公開・個人情報保護審査会事務局審査官 自治行政局行政課課長補佐	1 1
公害等調整委員会	2 (2)	事務局審査官	2
外務省	9 (5)	大臣官房監察審査官 大臣官房総務課監察審査室課長補佐 総合外交政策局課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 国際法局 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーフ条約室課長補佐	1 1 1 1 1 1 1 1
財務省	2 (1)	主税局参事官補佐 国際局開発政策課課長補佐	1 1
国税庁	2	課税部課税総括課審理室主任専務専門官 課税部資産課税課長	1 1
国税局	3	東京国税局課税第一部審理官 東京国税局监察部监察審理課主任监察審理官 大阪国税局課税第一部審理官	1 1 1
国税不服審判所	10 (6)	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官 東京国税不服審判所長 東京国税不服審判所国税審判官 関東信越国税不服審判所国税審判官 大阪国税不服審判所長 大阪国税不服審判所国税審判官 名古屋国税不服審判所国税審判官 広島国税不服審判所国税審判官	1 1 1 2 1 1 1 1
文部科学省	4 (3)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室	1 3
農林水産省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室付	1 1
国土交通省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室事務官	1 1
防衛省	1	防衛監察本部統括監察官付	1
計	66 (27)		66

(注) () 内の数は裁判官出身者を示し、内数である。

28. 檢察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成27年度～令和6年度）及び配置状況

（1） 員数の推移

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
員数	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393

（2） 配置状況

法務大臣において、首席検察官、次席検察官及び統括検察官等 1, 393 人に対し区検察庁の検察官事務取扱を命じ、配置されている。

29. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成27年度～令和6年度）及び配置状況

年 度	任官者数	配置状況（任官時）
平成 27		
28		
29	1	東京地方検察庁
30		
令和 元		
2		
3	2	東京地方検察庁、大阪地方検察庁
4	1	東京地方検察庁
5	2	東京地方検察庁
6		

31. 檢察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和6年度）
検事に対する研修

令和7年1月末現在

研修名	参加人数	研修期間	対象者	目的
新任検事研修 77期	未定	1日間 (研修期間が令和7年度にまたがっているため、令和6年度実施予定期間のみを記載しているが、40日間を予定)	新たに任官した検事	検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行う。
検事一般研修 第157回 第158回	40名 34名	18日間 18日間	任官後3年前後の検事	検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させる。
検事専門研修 第132回 第133回	24名 29名	12日間 12日間	任官後7年ないし10年の経験を有する検事	中堅検事として、必要な捜査・処理及び公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を修得させる。
医療関連事犯担当検事研修	20名	5日間	医療行為に関する専門的知識を必要とする中堅検事又は将来これらの捜査・公判に携わることが見込まれる検事	医療行為に関する専門的知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図る。
総合フォレンジック上級研	11名	2日間	複雑困難なサイバー事	特にサイバー・デジタルフォレンジック検査能力に秀

修			犯の捜査・公判経験を有するなど、この種事犯について指導的立場を担うことが期待される検事	でた者の更なる能力向上と検察庁全体のサイバー・デジタルフォレンジック能力向上に向けた視座の獲得を図る。
決裁官・支部長検事セミナー	55名 (予定)	2日間 (予定)	任官後15年程度以上の経験を有し、近い将来地方検察庁の次席検事・部長等又は支部長検事に就任すると考えられる検事	地方検察庁次席検事・部長等又は支部長検事として必要な能力・素養の修得・かん養を図る。
検察運営セミナー	12名	1日間	新任検事正として就任予定の者	検察長官として必要な行政的識見及び管理能力の習得を図る。

副検事に対する研修

研修名	参加人数	研修期間	対象者	目的
副検事第1次研修 (新任副検事実務教育) 前期 後期	39名 38名	34日間 11日間	新たに任官した副検事	副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させる。
副検事第2次研修	39名	31日間	任官後4年程度を経過した副検事	中堅の副検事に、主として交通事犯、特別法犯、財産犯などの捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させる。
副検事第3次研修	19名	14日間	任官後11年程度を経過した副検事	検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養する。

32. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）

【法務本省】

	局長	部長	課長	参事官	局付等
大臣官房		2	1	2	1
司法法制部		1		1	3
民事局	1		3	7	19
刑事局					2
人権擁護局					1
訟務局	1		3		19

【法務総合研究所】

	教官
法務総合研究所	5

【法務局・地方法務局】

	局長	部長	部付
東京法務局		1	8
大阪法務局	1	1	6
名古屋法務局		1	1
広島法務局		1	1
福岡法務局		1	2
仙台法務局		1	1
札幌法務局			1
高松法務局			1

【検察庁】

	検事
東京地方検察庁	0

(令和7年2月1日現在)

33. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和6年）

34. 外国法事務弁護士の原資格国別人員の推移（平成28年～令和7年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人員の推移（平成28年～令和7年）

（1）外国法事務弁護士の原資格国別人員の推移

原資格国	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アメリカ合衆国 ニューヨーク州	110	111	105	110	106	111	121	118	118	124
アメリカ合衆国 カリフォルニア州	49	52	52	55	57	57	59	58	59	60
アメリカ合衆国 ハワイ州	16	16	16	16	16	16	15	13	13	13
アメリカ合衆国 コロンビア特別区	12	10	10	11	14	17	17	17	16	16
アメリカ合衆国 イリノイ州	10	10	8	8	9	10	8	8	8	8
アメリカ合衆国 バージニア州	6	4	5	4	5	4	4	4	4	4
アメリカ合衆国 マサチューセッツ州	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ワシントン州	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3
アメリカ合衆国 ニュージャージー州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ノースカロライナ州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ジョージア州	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 フロリダ州	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国 テキサス州	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2
アメリカ合衆国 コネティカット州	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ルイジアナ州	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国 オレゴン州	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0
アメリカ合衆国 メリーランド州	2	1	1	0	0	0	0	1	1	1
アメリカ合衆国 コロラド州	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ミズーリ州	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
アメリカ合衆国 テネシー州	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ユタ州	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
アメリカ合衆国 オハイオ州	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
連合王国（イギリス）	65	78	80	72	77	72	70	70	73	78
中華人民共和国	35	36	40	44	45	47	50	51	59	80
オーストラリア ニューサウスウェールズ州	15	16	15	15	15	17	16	18	20	19
オーストラリア ビクトリア州	2	4	4	5	8	7	7	8	10	11
オーストラリア 西オーストラリア州	2	3	3	3	2	3	2	1	1	1
オーストラリア クイーンズランド州	3	3	3	3	3	5	6	6	6	6
オーストラリア 首都特別地域	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ連邦共和国	6	6	10	10	11	13	13	12	14	15
カナダ オンタリオ州	5	5	5	6	6	5	5	3	3	4
カナダ ブリティッシュコロンビア州	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
フランス共和国	6	6	6	6	6	7	7	7	8	8
シンガポール共和国	3	4	4	5	3	3	3	3	5	5
ニュージーランド	2	2	3	4	4	4	3	3	5	4
フィリピン共和国	3	4	4	4	4	5	5	5	6	6
インド	4	3	4	4	6	7	7	9	9	9
香港	3	3	3	3	2	3	3	4	4	4
ブラジル連邦共和国	5	5	4	3	3	3	3	3	4	4
台湾	1	2	2	3	5	4	2	3	6	7
イスラエル	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
イタリア共和国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
パラグアイ共和国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

大韓民国	1	1	1	1	2	3	3	4	6	6
ロシア連邦	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2
ベルギー王国	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
スリランカ民主社会主义共和国	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
タイ王国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	392	412	413	422	436	448	456	458	487	524

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2016年版～2023年版）。ただし、令和6、7年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

(2) 都道府県別事務所数

都道府県	事務所数
東京	215 (487)
茨城	1 (1)
埼玉	1 (1)
神奈川	3 (3)
岐阜	1 (1)
静岡	1 (1)
愛知	4 (4)
京都	2 (2)
大阪	12 (14)
兵庫	3 (3)
福岡	6 (7)
合計	249 (524)

注1：令和7年2月1日現在（日本弁護士連合会ウェブサイト弁護士検索結果をもとに法務省作成）

注2：（ ）は外国法事務弁護士数。

(3) 外国法事務弁護士の国籍別人数の推移

国籍	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アメリカ合衆国	144	141	132	143	147	151	155	150	150	153
日本国	79	83	83	83	87	91	96	94	94	94
連合王国（イギリス）	41	52	54	46	48	44	42	42	42	44
中華人民共和国	35	36	40	44	45	47	50	52	64	86
オーストラリア	30	31	26	28	29	30	29	30	33	35
カナダ	16	16	17	18	17	16	17	17	18	21
ドイツ連邦共和国	10	9	14	14	15	17	18	16	19	19
ニュージーランド	3	4	5	7	7	7	7	9	11	10
フランス共和国	6	7	6	6	7	7	7	7	9	11
シンガポール共和国	4	5	5	6	4	4	4	4	6	6
インド	5	4	5	5	7	8	8	10	10	10
フィリピン共和国	3	4	4	4	4	5	5	5	6	6
台湾	1	4	3	4	6	5	3	4	5	6
ブラジル連邦共和国	5	5	4	3	3	3	3	3	4	4
大韓民国	1	1	3	3	3	5	3	6	8	9
アイルランド	2	1	1	3	3	3	2	2	2	2
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
オランダ王国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
ポーランド共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア共和国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
ブルガリア共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サモア独立国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
パラグアイ共和国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
ギリシャ共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ベルギー王国	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
スウェーデン王国	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
マルタ共和国	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ロシア連邦	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2
メキシコ	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
アイスランド	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
スリランカ民主社会主义共和国	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
ベトナム社会主义共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
タイ王国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	398	417	416	429	442	455	463	467	496	534

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2016年版～2023年版）。ただし、令和6、7年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

35. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成28年～令和7年）

年	承認		特定外国法指定	
	申請件数	承認数	申請件数	指定数
平成28年	37	42	4	6
平成29年	38	30	3	2
平成30年	48	47	13	10
平成31年・令和元年	40	44	12	14
令和2年	36	30	6	7
令和3年	30	31	1	2
令和4年	40	24	6	3
令和5年	56	69	12	12
令和6年	78	68	7	8
令和7年	8	1	1	0
合 計	411	386	65	64

注:各年1月1日から12月31までの間(ただし、令和7年は1月1日から2月1日までの間)にされた承認申請、承認、特定外国法指定申請及び指定各総数である。

36. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成27年～令和6年）
及び令和6年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

（1）司法試験合格者の受験回数別別人数の推移

受験回数 年	1回	2回	3回	4回	5回	合計
平成27年	920	505	267	158	-	1,850
平成28年	867	333	206	124	53	1,583
平成29年	870	292	180	140	61	1,543
平成30年	862	269	187	134	73	1,525
令和元年	884	282	139	108	89	1,502
令和2年	960	222	126	85	57	1,450
令和3年	1,024	173	101	76	47	1,421
令和4年	1,046	180	88	47	42	1,403
令和5年	1,584	123	35	24	15	1,781
令和6年	1,211	296	44	29	12	1,592

（注）「受験回数」については、司法試験法第4条第1項に基づくものである。

(2) 司法試験合格者の受験資格別合格者数の推移

年 既修・未修	法科大学院課程修了者			在学中受験資格者			予備試験 合格者	合計
	合計	既修	未修	合計	既修	未修		
平成27年	1,664	1,133	531				186	1,850
平成28年	1,348	951	397				235	1,583
平成29年	1,253	922	331				290	1,543
平成30年	1,189	833	356				336	1,525
令和元年	1,187	901	286				315	1,502
令和2年	1,072	828	244				378	1,450
令和3年	1,047	829	218				374	1,421
令和4年	1,008	790	218				395	1,403
令和5年	817	670	147	637	578	59	327	1,781
令和6年	471	372	99	680	611	69	441	1,592

(3) 司法試験合格者の年齢別入数の推移

年齢 年	19歳以下	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
平成27年	0	159	1,173	255	129	69	30	18	11	3	3	0	1,850
平成28年	0	223	1,005	182	80	44	26	14	5	2	2	0	1,583
平成29年	0	224	916	177	108	60	24	15	13	5	0	1	1,543
平成30年	1	257	877	191	71	51	34	18	15	9	1	0	1,525
令和元年	0	230	888	161	95	41	50	22	8	6	1	0	1,502
令和2年	0	303	821	143	52	54	35	16	13	9	4	0	1,450
令和3年	1	336	768	133	63	48	23	30	10	7	2	0	1,421
令和4年	2	346	747	122	62	51	26	22	11	10	4	0	1,403
令和5年	1	699	835	98	63	45	17	10	9	2	2	0	1,781
令和6年	2	741	590	97	62	39	28	15	12	3	1	2	1,592

(注)「年齢」については、各年の12月31日現在である。

(4) 司法試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成27年		1,451	399	1,850
平成28年		1,212	371	1,583
平成29年		1,228	315	1,543
平成30年		1,150	375	1,525
令和元年		1,136	366	1,502
令和2年		1,083	367	1,450
令和3年		1,026	395	1,421
令和4年		1,014	389	1,403
令和5年		1,257	524	1,781
令和6年		1,111	481	1,592

(5) 司法試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢
平成27年	29.1
平成28年	28.3
平成29年	28.8
平成30年	28.8
令和元年	28.9
令和2年	28.4
令和3年	28.3
令和4年	28.3
令和5年	26.6
令和6年	26.9

(6) 司法試験の合格率の推移

年	合格率
平成27年	23.08%
平成28年	22.95%
平成29年	25.86%
平成30年	29.11%
令和元年	33.63%
令和2年	39.16%
令和3年	41.50%
令和4年	45.52%
令和5年	45.34%
令和6年	42.13%

(7) 令和6年司法試験における受験者の受験回数別人数

年	受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	合計
令和6年		2,109	897	382	256	135	3,779

(8) 令和6年司法試験における法科大学院課程修了の受験資格に基づく受験者の法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

既修・未修 修了年度	既修者	未修者	合計
令和元年度	92	99	191
令和2年度	156	133	289
令和3年度	199	152	351
令和4年度	275	171	446
令和5年度	576	219	795

令和6年司法試験における法科大学院課程在学中の受験資格に基づく受験者の既修者未修者別人数

既修・未修	既修者	未修者	合計
法科大学院課程在学中	997	235	1,232

37. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移(平成27年～令和6年)

(1) 司法試験予備試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成27年		354	40	394
平成28年		334	71	405
平成29年		363	81	444
平成30年		352	81	433
令和元年		391	85	476
令和2年		367	75	442
令和3年		365	102	467
令和4年		399	73	472
令和5年		400	79	479
令和6年		354	95	449

(2) 司法試験予備試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢
平成27年	27.4
平成28年	26.2
平成29年	26.9
平成30年	27.4
令和元年	26.0
令和2年	25.9
令和3年	26.3
令和4年	27.7
令和5年	26.9
令和6年	26.6

(3) 司法試験予備試験合格者の大学生数の推移

年	大学生数
平成27年	156
平成28年	178
平成29年	214
平成30年	170
令和元年	250
令和2年	243
令和3年	252
令和4年	196
令和5年	286
令和6年	279

(4) 司法試験予備試験合格者の法科大学院生数の推移

年	法科大学院生数
平成27年	137
平成28年	153
平成29年	107
平成30年	148
令和元年	115
令和2年	95
令和3年	99
令和4年	124
令和5年	21
令和6年	8

(5) 司法試験予備試験の合格率の推移

年	合格率
平成27年	3.81%
平成28年	3.88%
平成29年	4.13%
平成30年	3.89%
令和元年	4.04%
令和2年	4.17%
令和3年	3.99%
令和4年	3.63%
令和5年	3.58%
令和6年	3.57%

(注1) 本データは、出願者の自己申告によるものである(合格率を除く。)。

(注2) 「平均年齢」については、各年の12月31日現在である(ただし、令和2年のみ令和3年1月31日現在。)。

(注3) 「大学生数」及び「法科大学院生数」については、試験実施前年度の出願時現在である。

38. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成27年度～令和6年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和6年度）

① 公証人の任免状況

年 度	定 員	現在員	年齢別内訳 (上段から)		前職別内訳 (上段から)	
			60歳以下	61歳～65歳	66歳以上	判 事
平成27年度	671人	498人	67人 (13.5%)	276人 (55.4%)	155人 (31.1%)	139人 (27.9%)
						193人 (38.8%)
						166人 (33.3%)
平成28年度	669人	497人	66人 (13.3%)	268人 (53.9%)	163人 (32.8%)	139人 (28.0%)
						194人 (39.0%)
						164人 (33.0%)
平成29年度	669人	495人	59人 (11.9%)	268人 (54.1%)	168人 (33.9%)	136人 (27.5%)
						196人 (39.6%)
						163人 (32.9%)
平成30年度	678人	500人	59人 (11.8%)	225人 (45.0%)	216人 (43.2%)	140人 (28.0%)
						201人 (40.2%)
						159人 (31.8%)
令和元年度	678人	502人	61人 (12.2%)	264人 (52.6%)	177人 (35.3%)	141人 (28.1%)
						203人 (40.4%)
						158人 (31.5%)
令和2年度	678人	504人	63人 (12.5%)	266人 (52.8%)	175人 (34.7%)	139人 (27.6%)
						205人 (40.7%)
						160人 (31.8%)
令和3年度	678人	501人	58人 (11.6%)	276人 (55.1%)	167人 (33.3%)	138人 (27.5%)
						202人 (40.3%)
						161人 (32.1%)

令和 4 年度	678人	506人	58人 (11.5%) 271人 (53.6%) 177人 (35.0%)	138人 (27.3%) 205人 (40.5%) 163人 (32.2%)
令和 5 年度	678人	507人	63人 (12.4%) 267人 (52.7%) 177人 (34.9%)	136人 (26.8%) 207人 (40.8%) 164人 (32.4%)
令和 6 年度	678人	503人	54人 (10.7%) 267人 (53.1%) 182人 (36.2%)	135人 (26.8%) 201人 (40.0%) 167人 (33.2%)

(注) いずれも、各年度の12月1日を基準日とした。

② 指定公証人の数

503人 (令和6年12月1日現在)

39. 登記所数の推移（平成8年～令和7年1月1日現在）、令和6年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名例挙）及び今後の統廃合計画

1 登記所適正配置実施状況

- 登記所は、明治中期に、利用者が1日で往復することができるよう、全国に数多く配置された。
- 昭和30年代から、法務省は、登記所の適正配置に取り組んできた。（注①）
- 昭和47年9月、民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け、以後、この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の統合を中心として統合を行った。（注②）

年 度	昭和30年	昭和46年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
登記所数(箇)	2,085	1,769	1,021	992	938	895	855	823	783	727	683
備 考	注①	注②	注③								

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
634	582	550	510	490	461	445	434	428	426	420

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年1月1日現在
418	417	416	416	416	414	414	414	413	413

(注)令和6年までの登記所数は4月1日現在

2 令和6年度の法務局・地方法務局の支局・出張所適正配置状況

該当なし

3 今後の登記所適正配置

- 平成5年7月、総務省から登記の行政監察に基づき「統廃合基準の見直しを行うとともに、当該基準に基づき全国的な統廃合計画を策定し、その計画に従って統廃合を一層推進すること」との勧告を受けた。
- 平成7年7月4日、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申を受けた。（注③）
- 平成8年12月25日の閣議決定（「行政改革プログラム」）において、「引き続き、省庁の内部部局の改革・合理化を進めるとともに、（一部省略）法務局・地方法務局の出張所、（一部省略）の整理統合など附属機関及び地方支分部局についても改革・合理化を進める。」こととされた。
- 平成11年1月26日に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月27日には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により法務局及び地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）の概ね半分程度までの縮減を図ること

ととされた。

- ・平成16年12月24日の閣議決定（「今後の行政改革の方針」）において、「法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める」こととされた。
- ・平成18年6月30日の閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）において、定員削減の取組の一つとして、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合が列挙された。
- ・今後も、民事行政審議会の答申にかかる登記所の適正配置の基準に基づき、引き続き必要な登記所の適正配置を実施することとしている。
- ・なお、統合によって住民の利便を低下させないための対策として、廃止登記所が所在していた地域における登記事項証明書等発行請求機を設置したり、登記事項証明書等の郵送・オンライン請求及び登記の郵送・オンライン申請を積極的に推進している。

（参考）登記所の適正配置の基準（平成7年7月4日民事行政審議会答申）

- ア 原則として、一つの広域市町村圏に一つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）
ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合
 - a 登記申請事件数15,000件未満
 - b 隣接登記所への所要時間概ね30分以内
- イ 一つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合
- ウ 広域市町村圏が設定されていない地域（大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。）は、アの基準に準ずる。

40. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和6年4月1日現在）
及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和7年度）

（1）法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和6年4月1日現在）

局名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
東京	63,850	14,940	48,910
横浜	77,113	7,285	69,828
さいたま	141,088	28,107	112,981
千葉	225,210	29,165	196,045
水戸	270,573	200,338	70,235
宇都宮	150,215	61,542	88,673
前橋	149,814	87,897	61,917
静岡	214,470	89,416	125,054
甲府	78,657	55,852	22,805
長野	253,029	160,245	92,784
新潟	353,969	168,522	185,447
大阪	54,841	9,166	45,675
京都	115,582	22,734	92,848
神戸	243,111	103,622	139,489
奈良	60,476	30,359	30,117
大津	98,030	36,722	61,308
和歌山	135,985	120,985	15,000
名古屋	208,815	47,684	161,131
津	143,011	36,438	106,573
岐阜	168,757	66,744	102,013
福井	114,849	25,870	88,979
金沢	106,080	44,335	61,745
富山	103,530	34,113	69,417
広島	243,788	167,830	75,958
山口	169,963	121,715	48,248
岡山	236,213	212,556	23,657
鳥取	122,213	65,361	56,852
松江	168,750	126,235	42,515

局名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
福岡	181,686	110,790	70,896
佐賀	120,828	118,832	1,996
長崎	133,735	113,690	20,045
大分	174,913	98,696	76,217
熊本	171,778	151,505	20,273
鹿児島	185,543	146,166	39,377
宮崎	123,600	87,210	36,390
那覇	50,850	43,640	7,210
仙台	171,860	141,281	30,579
福島	290,536	223,601	66,935
山形	181,391	93,145	88,246
盛岡	200,278	159,981	40,297
秋田	195,936	137,102	58,834
青森	97,672	89,846	7,826
札幌	73,766	43,970	29,796
函館	22,945	15,595	7,350
旭川	54,959	34,664	20,295
釧路	45,198	26,881	18,317
高松	76,072	68,040	8,032
徳島	78,773	57,779	20,994
高知	177,851	98,658	79,193
松山	135,187	119,176	16,011
合計	7,417,339	4,356,026	3,061,313

（2）登記所備付地図整備計画関連予算政府案（法務省・令和7年度）

法務局地図作成事業経費 4,648百万円

内訳 防災・まちづくり型（従来型） 3,540百万円
大都市特化型（大都市型） 741百万円
被災地域復興型（震災復興型） 367百万円

41. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和7年度）

- 相続登記の促進関連経費 令和7年度予算政府案（法務省所管） 1,215百万円（①+②+③+④）
近時、登記上の所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、各種公共事業における迅速な用地取得などに支障を来している問題、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされていることを踏まえ、所有者とその所在の明確化を図るため、相続登記の促進に取り組む必要がある。

1 長期相続登記等未了土地の解消

長期間相続登記等が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進を図る。

336百万円・・・・①

2 表題部所有者不明土地の解消

変則型登記がされた土地（表題部所有者不明土地）について、登記官の調査を補充するために所有者等探索委員に必要な調査を行わせ、調査の結果を登記簿に反映させるとともに、調査の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする。

278百万円・・・・②

3 法定相続情報証明制度等の円滑な運用等

法定相続情報証明制度及び遺言書保管制度を安定的に運用することにより、相続手続の円滑化・相続登記の促進を図る。

519百万円・・・・③

〔	・法定相続情報証明制度実施経費	519百万円
・遺言書保管事務処理経費	464百万円	
	55百万円	

4 相続登記の申請義務化の円滑な実施

相続登記の申請義務化等について、様々な広報媒体による国民各層に向けた周知広報を行うとともに、登記手続案内の効果的な実施、専門資格者団体との連携など相談体制を強化する。

82百万円・・・・④

42. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和6年12月末）

種 別	現存会社数(令和6年12月末)
総 数	4,036,900
株式会社	2,152,500
100万円未満	195,300
100万円以上 - 1000万円未満	1,092,800
1000万円以上 - 5000万円未満	762,200
5000万円以上 - 1億円未満	67,200
1億円以上 - 3億円未満	22,300
3億円以上 - 5億円未満	5,300
5億円以上 - 10億円未満	1,600
10億円以上 - 50億円未満	3,200
50億円以上	2,100
合名会社	17,800
合資会社	87,400
合同会社	353,400
特例有限会社	1,425,600

※1 現存会社数は、登記記録上の会社(本店)数を調査した結果である。

※2 「特例有限会社」とは、旧有限会社法の規定による有限会社であって、会社法の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。

※3 現存会社数の表示は、下二桁を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

43. 株式会社の合併数の推移（平成26年度～令和5年度）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
594	560	565	457	453	410	332	297	279	216

※ 合併数は、「合併による設立」及び「合併による資本金の額の増加」の登記件数を計上したものである。
なお、資本金の額の増加を伴わない合併は計上していない。

44. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成27年～令和6年）

年別	動産譲渡登記の件数	登記申請にかかる 動産の個数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成27年	7,734	18,888	3,666	11,453	50,547千円
平成28年	7,894	85,793	3,758	10,765	56,867千円
平成29年	7,769	48,674	4,020	9,759	55,332千円
平成30年	8,296	22,710	3,986	10,107	51,024千円
令和元年	8,991	22,982	3,662	9,645	53,036千円
令和2年	8,850	19,231	3,439	9,348	50,338千円
令和3年	7,417	19,085	3,867	8,455	44,599千円
令和4年	7,308	26,139	3,785	7,439	41,242千円
令和5年	7,489	28,711	3,585	8,220	43,488千円
令和6年	7,688	81,797	3,216	6,064	41,563千円

年別	債権譲渡登記の件数	登記申請にかかる 債権の個数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成27年	33,356	74,008,261	334,326	61,519	250,406千円
平成28年	34,406	53,357,812	246,886	79,352	234,044千円
平成29年	34,850	48,139,745	166,373	61,082	202,774千円
平成30年	38,781	53,060,922	134,970	61,788	202,933千円
令和元年	37,342	47,603,772	137,855	66,843	210,234千円
令和2年	36,221	51,873,300	140,639	76,189	200,995千円
令和3年	33,329	54,744,929	146,981	65,763	193,079千円
令和4年	34,315	45,412,871	152,096	56,991	194,800千円
令和5年	40,922	44,893,919	147,394	57,030	215,882千円
令和6年	55,973	86,329,179	160,893	69,360	273,615千円

- ・動産譲渡登記の件数欄には、動産譲渡登記及び抹消登記等の申請件数を計上した。
 - ・債権譲渡登記の件数欄には、債権譲渡登記、質権設定登記及びこれらの抹消登記等の申請件数を計上した。
 - ・登記事項概要証明書及び登記事項証明書欄には、交付通数を計上した。
 - ・手数料収入額欄には、登記申請及び証明書交付請求に係る手数料を計上した（動産譲渡登記申請及び債権譲渡登記申請については登録免許税）。
 - ・令和6年の数値は速報値である。
- なお、令和5年の「動産譲渡登記の件数」については、速報値から変更があったため修正した。

45. 登記事項証明書の交付請求件数(請求の方式(窓口、オンライン)別)、及び個別手数料と収入額(平成26年度～令和5年度)

登記事項証明書の交付等請求件数(請求の方式(窓口、オンライン)別)及び収入額(平成26年度～令和5年度)

	登記事項証明書の交付等請求件数	内訳		収入額
		窓口	オンライン	
平成26年度	56,732,141	43,263,640	13,468,501	22,039,885,980
平成27年度	55,218,213	42,024,234	13,193,979	21,148,168,120
平成28年度	53,297,846	40,310,730	12,987,116	20,391,541,460
平成29年度	51,824,289	38,926,549	12,897,740	19,584,376,860
平成30年度	51,398,139	38,445,457	12,952,682	19,156,649,180
令和元年度	49,955,422	36,774,803	13,180,619	18,598,811,860
令和2年度	49,613,278	36,505,604	13,107,674	18,658,476,970
令和3年度	48,433,899	34,638,651	13,795,248	18,076,069,970
令和4年度	46,734,672	32,810,711	13,923,961	17,483,475,700
令和5年度	45,732,004	31,658,596	14,073,408	16,945,715,910

※登記事項証明書の交付請求件数の単位は通数です。

※収入額の単位は円です。

※登記事項証明書のオンラインによる請求の制度は平成17年3月7日から導入されたものです。

※不動産登記等及び商業・法人登記に係る件数等を計上しています。

個別手数料

	手数料額	
登記事項証明書(代表者事項証明書を含む。)、登記簿の謄抄本の交付	1通	600円
登記事項証明書の窓口交付(オンライン請求)	1通	480円

46. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額(平成26年度～令和5年度)

種別		全部事項	所有者事項	地図	図面(土地)	図面(建物)	商業・法人	債権譲渡	動産譲渡	計
単価		¥320	¥130	¥350	¥350	¥350	¥320	¥130	¥130	
平成26年度	件 数	73,386,628	15,333,801	10,569,600	4,149,026	2,181,847	6,988,311	235,179	160,100	113,004,492
	手数料額	23,483,720,960	1,993,394,130	3,699,360,000	1,452,159,100	763,646,450	2,236,259,520	30,573,270	20,813,000	33,679,926,430
平成27年度	件 数	77,418,845	17,194,557	11,477,099	4,734,447	2,550,210	7,683,970	269,071	182,730	121,510,929
	手数料額	24,774,030,400	2,235,292,410	4,016,984,650	1,657,056,450	892,573,500	2,458,870,400	34,979,230	23,754,900	36,093,541,940
平成28年度	件 数	82,345,248	18,841,962	12,617,293	5,256,230	2,843,560	8,495,645	307,837	204,757	130,912,532
	手数料額	26,350,479,360	2,449,455,060	4,416,052,550	1,839,680,500	995,246,000	2,718,806,400	40,018,810	26,618,410	38,836,157,080
平成29年度	件 数	85,453,459	19,325,202	13,419,999	5,689,739	2,985,975	9,102,358	344,448	214,677	136,535,857
	手数料額	27,345,106,880	2,512,276,260	4,696,999,650	1,991,408,650	1,045,091,250	2,912,754,560	44,778,240	27,908,010	40,576,323,500
平成30年度	件 数	86,710,383	20,186,131	14,148,916	6,086,356	3,182,795	9,505,585	408,548	234,205	140,462,919
	手数料額	27,747,322,560	2,624,197,030	4,952,120,600	2,130,224,600	1,113,978,250	3,041,787,200	53,111,240	30,446,650	41,693,188,130
令和元年度	件 数	85,416,676	20,495,546	13,770,416	6,138,733	3,174,908	9,964,533	456,126	251,045	139,667,983
	手数料額	27,333,336,320	2,664,420,980	4,819,645,600	2,148,556,550	1,111,217,800	3,188,650,560	59,296,380	32,635,850	41,357,760,040
令和2年度	件 数	84,292,020	20,820,070	13,605,291	6,117,412	3,079,025	10,616,005	483,493	254,633	139,267,949
	手数料額	26,973,446,400	2,706,609,100	4,761,851,850	2,141,094,200	1,077,658,750	3,397,121,600	62,854,090	33,102,290	41,153,738,280
令和3年度	件 数	89,133,059	27,240,620	14,538,492	6,718,055	3,412,459	14,682,927	497,218	261,581	156,484,411
	手数料額	28,522,578,880	3,541,280,600	5,088,472,200	2,351,319,250	1,194,360,650	4,698,536,640	64,638,340	34,005,530	45,495,192,090
令和4年度	件 数	92,302,455	27,402,596	14,651,320	6,804,432	3,563,373	13,269,799	560,508	279,701	158,834,184
	手数料額	29,536,785,600	3,562,337,480	5,127,962,000	2,381,551,200	1,247,180,550	4,246,335,680	72,866,040	36,361,130	46,211,379,680
令和5年度	件 数	97,320,213	26,798,337	14,767,079	6,847,605	3,681,660	13,566,567	655,284	290,048	163,926,793
	手数料額	31,142,468,160	3,483,783,810	5,168,477,650	2,396,661,750	1,288,581,000	4,341,301,440	85,186,920	37,706,240	47,944,166,970

47. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成26年～令和5年）

（単位：人）

年	事項 帰化許可申請者数	帰化許可者数				帰化不許可者数			
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	合計	韓国・朝鮮	中国	その他
平成26年	11,337	9,277	4,744	3,060	1,473	509	72	339	98
平成27年	12,442	9,469	5,247	2,813	1,409	603	79	386	138
平成28年	11,477	9,554	5,434	2,626	1,494	607	86	376	145
平成29年	11,063	10,315	5,631	3,088	1,596	625	70	380	175
平成30年	9,942	9,074	4,357	3,025	1,692	670	65	436	169
令和元年	10,457	8,453	4,360	2,374	1,719	596	81	325	190
令和2年	8,673	9,079	4,113	2,881	2,085	900	101	534	265
令和3年	9,562	8,167	3,564	2,526	2,077	863	140	415	308
令和4年	9,023	7,059	2,663	2,262	2,134	686	96	317	273
令和5年	9,836	8,800	2,807	2,651	3,342	813	66	341	406
総 計	103,812	89,247	42,920	27,306	19,021	6,872	856	3,849	2,167

※申請から許可（不許可）までの期間は、申請者の国籍や身分関係等により異なるが、許可するに問題ない事案であれば、申請してから6か月ないし10か月程度である。

48. 主要国における重国籍の取扱い

国名	自己志望による外国国籍取得による自己国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
日本	○			国籍法第11条第1項	可
アメリカ合衆国		○		移民及び国籍法 第301条、349条	可
オーストラリア		○		市民権法 第18条	可
カナダ		○		市民権法 第9条	可
イギリス		○		国籍法 第12条、第13条	可
フランス		○		国籍法 第19条、87条、88条	可
ドイツ	○ (成年者)		○ (未成年者)	国籍に関する法律 第19条、25条、26条 (注) 未成年者はドイツ後見裁判所の離脱の許可を要する。ただし、その両親又は単独の親権者たる一方の親とともに帰化するときはこの限りでない。	可

国名	自己志望による外国国籍取得による自己籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法	国籍関係法令等	離脱（当然喪失する場合を含む）の可否
イタリア		○	国籍法 外国に帰化しても自動的に喪失しない。 他国籍を有するイタリア国籍者が意思表明を行い、海外での住民登録の維持又は転出届の提出により、イタリア国籍を離脱することは可能（外務省回答）。	可
スウェーデン		○	国籍法 第15条	可
スイス		○	国籍法 第42条、43条、44条	可
メキシコ		○	メキシコ憲法第30、32及び37条を改正する大統領令第30、32、37条 国籍法 第27条、32条	可
中華人民共和国	○		国籍法 第3条、9条	可
韓国	○		国籍法 第15条	可
インド	○		市民権法 9条	可

国名	自己志望による外国国籍取得による自己国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
フィリピン		<input type="radio"/>		帰化等によりフィリピン以外の国の国籍を取得したフィリピン人は、フィリピン共和国法第9225号により、フィリピンの市民権をそのまま保持できる（外務省回答）。	可
インドネシア	<input type="radio"/> (成年者)			国籍法 第23条a、第25条 (注) 両親の国籍喪失は、18歳未満又は未婚の子に対して自動的には効力を及ぼさない。	可
シンガポール		<input type="radio"/>		憲法 第128条、130条、134条	可
アルゼンチン				新市民権法及び帰化法 (注) 外国に帰化してもアルゼンチン国籍は喪失しない。	否
ブラジル				憲法 (注) 国籍の離脱、放棄を認める法令はない。	否

※関係法令等については、令和4年9月時点で確認できたものであるため、現時点において変更されている可能性がある。

49. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成27年度～令和6年度）

（金額単位：千円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事件数	10,283件	10,757件	11,973件	12,809件	15,274件	15,702件	16,660件	15,500件	15,341件	15,182件
費用	375,476	375,419	384,333	409,888	493,297	523,144	523,157	486,731	481,738	476,745

（注）本表は、予算件数・額に基づいて作成したものである。

50. 捜査通訳の確保状況（令和7年1月現在、言語別）

検察庁における言語別通訳人登録人数（令和7年1月現在。いずれも速報値。）

（単位：人）

登録総数	5,537
中国語（北京語、広東語等）	1,125
英語	689
ベトナム語	456
韓国語	330
スペイン語	272
ポルトガル語	274
タガログ語	247
タイ語	200
ロシア語	140
インドネシア語	135
その他の言語	1,669
通訳人実数	4,186

注1 その他の言語には、ペルシア語、ウルドゥー語、ベンガル語、パンジャビ語、ミャンマー語、シンハリ語、ドイツ語、トルコ語、フランス語、ヒンディー語等がある。

注2 1人の通訳人が複数言語の通訳人として登録されている場合には、それぞれの言語につき各別に計上しているため、登録総数と通訳人実数が一致しない。

51. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成27年～令和6年）

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（床）	48	47	46	45	43	42	41	40	38	37
定員（人）	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921	4,862
入院者数（人）	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632	1,828
教官数（人）	2,344	2,347	2,347	2,344	2,319	2,301	2,280	2,265	2,207	2,199
平均入院期間	長期処遇／S E、S A対象者以外	398	388	388	386	381	383	379	383	389
	一般短期処遇／S E、S A対象者	151	148	147	148	148	146	147	145	144
	特修短期処遇	84	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均入院期間以外は各年末の総数である。
 2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
 3 入院者数は、当該年の新収容者数を計上している。
 4 令和6年の入院者数は、速報値である。
 5 平均入院期間は、仮退院者の平均在院期間を計上している。単位は、日である。
 6 平均入院期間の区分については、原則として、「長期処遇／S E、S A対象者以外」は2年以内、「一般短期処遇／S E、S A対象者」は6か月以内、「特修短期処遇」は4か月以内の期間を目安に処遇している。S Eは短期義務教育課程、S Aは短期社会適応課程を示す。「／」の左側は、新少年院法（平成27年6月1日施行）施行前の区分、右側は施行後の区分である。特修短期処遇については、新少年院法施行前の区分であり、計上している数値は同法施行前のものである。
 7 令和6年の平均入院期間は、集計結果がまだ判明していないため、計上していない。

52. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成27年～令和6年）

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(庁)	51	51	51	49	46	45	44	44	44	44
定員(人)	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625	2,625
入所者数(人)	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451	6,012
教官数(人)	1,162	1,164	1,163	1,156	1,146	1,136	1,125	1,116	1,109	1,112
平均入所期間	24.5	24.2	23.8	24.3	24.0	24.1	23.1	23.8	24.4	24.2

- (注) 1 平均入所期間以外は各年末の総数である。
 2 教官数は、公安職俸給表（二）が適用されている職員数を記載した。
 3 入所者数は、当該年の新収容人員を計上している。
 4 令和6年の入所者数は、速報値である。
 5 平均入所期間の単位は、日である。

53. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成27年～令和6年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（庁）	7	7	6	6	6	6	6	6	7	7
定員（人）	5,195	5,098	4,458	4,402	4,402	4,402	4,402	4,382	4,454	4,314
少年受刑者数（人）	29	19	19	8	5	8	8	7	17	11
刑務官数（人）	1,020	1,011	857	850	842	839	838	842	894	896

（注1）各年末の総数である。

（注2）刑務官数は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第13条第1項に基づく職員数を記載した。

（注3）令和6年の少年受刑者数は、速報値である。

（注4）少年受刑者数は、20歳未満の受刑者数を記載した。

54. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成27年～令和6年）

1 保護室の数（令和6年7月1日現在）

少年院	52
少年鑑別所	20

2 保護室収容件数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
少年院	579	475	299	509	346	272	221	199	210	237
少年鑑別所	50	56	35	43	43	44	47	68	35	37

3 手錠の使用件数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
少年院	61	49	30	42	55	34	22	14	20	15
少年鑑別所	8	32	12	11	7	43	17	26	7	10

55. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和2年～令和6年）

(単位:件数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法務大臣に対する救済の申出	62	53	43	72	73
監査官に対する苦情の申出	58	79	81	86	83
少年院長に対する苦情の申出	521	519	794	－(※)	－(※)

※令和5年以降の件数は集計していない。

56. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和2年～令和6年）

（単位：件数）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法務大臣に対する救済の申出	4	3	3	2	6
監査官に対する苦情の申出	0	2	17	1	3
少年鑑別所長に対する苦情の申出	46	30	36	－（※）	－（※）

※令和5年以降の件数は集計していない。

57. 被害回復給付金制度の運用状況（平成27年～令和6年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人のべ人数）

年次	開始決定事件数	開始決定時における給付資金総額	被害回復事務管理事件数	被害回復事務管理人数
平成27	13	8, 308万2, 656円	1	2
28	8	9, 749万6, 880円	0	0
29	16	3億8, 986万7, 026円	0	0
30	15	5億5, 179万3, 284円	0	0
平成31/令和元	19	2億7, 781万2, 134円	0	0
2	13	5億6, 540万8, 817円	0	0
3	12	1億4, 259万6, 825円	0	0
4	16	2億2, 448万6, 563円	0	0
5	23	12億8, 723万5, 298円	0	0
6	13	15億7, 043万7, 369円	0	0
計	148	51億9, 021万6, 852円	1	2

(注) 法務省刑事局調べによる。（令和7年1月31日現在）

58. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和6年）

年次	補償人員	不起訴裁定主文			日数	金額 (円)	1日当たりの 平均金額(円)
		嫌疑なし	罪とならず	その他			
平成7	9	7	0	2	98	1,009,800	10,304
8	5	5	0	0	31	360,000	11,613
9	10	6	1	3	62	431,900	6,966
10	4	3	1	0	27	257,500	9,537
11	3	2	0	1	46	380,000	8,261
12	7	7	0	0	65	754,500	11,608
13	10	9	0	1	72	832,500	11,563
14	18	18	0	0	132	1,650,000	12,500
15	18	15	1	2	87	999,500	11,489
16	16	15	1	0	86	1,035,500	12,041
17	14	13	1	0	117	1,410,500	12,056
18	17	13	3	1	99	1,235,000	12,475
19	19	16	0	3	153	1,822,500	11,912
20	6	4	2	0	44	550,000	12,500
21	10	8	2	0	58	635,500	10,957
22	15	11	2	2	103	1,275,000	12,379
23	6	5	0	1	15	180,000	12,000
24	14	12	1	1	122	1,474,000	12,082
25	12	9	2	1	92	934,500	10,158
26	9	5	2	2	56	690,000	12,321
27	9	7	2	0	36	429,500	11,931
28	6	5	1	0	37	462,500	12,500
29	6	3	2	1	51	630,000	12,353
30	9	7	2	0	45	552,500	12,278
平成31/令和元	2	2	0	0	7	87,500	12,500
2	8	3	5	0	45	540,000	12,000
3	4	1	3	0	5	36,500	7,300
4	5	4	1	0	28	342,500	12,232
5	2	2	0	0	45	562,500	12,500
6	10	8	2	0	29	355,000	12,241
計	283	225	37	21	1,893	21,916,700	11,578

(注) 法務省刑事局調べによる。(令和7年1月31日現在)

59. 国際捜査共助の実施状況（令和6年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成27年～令和6年）、国際受刑者移送の実績（平成27年～令和6年）

国際捜査共助の実施状況（令和6年）

我が国が令和6年中に受託した事件は151件（合計28か国分）。

また、令和6年までに受託した事件について、令和6年中に要請国に回答したものは、合計116件である（一部回答を含む。）。

検察庁から嘱託した事件は27件（合計14か国分）であり、そのうち3件については既に捜査共助が実施されている（一部実施を含む。）。

59. 逃亡犯人引渡し人員（平成27年～令和6年）

我が国から正式に犯人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数
H27	1
H28	0
H29	1
H30	2
R1	4
R2	0
R3	0
R4	0
R5	0
R6	1

外国から正式に犯人の身柄の引渡しを受けた事例（嘱託）

年次	件数
H27～R3	2
R4	0
R5	0
R6	0

計上の対象は、検察庁の依頼によるものであり、警察庁の依頼によるものは含まない。

59. 我が国における国際受刑者移送の実績(平成27年～令和6年)

(単位:人)

1. 送出移送(日本→外国)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
アメリカ	4	6	6	7	11	2	0	8	6	4	54
イギリス	11	0	0	0	8	0	5	2	4	1	31
ドイツ	1	2	6	4	4	2	1	2	4	2	28
メキシコ	7	3	2	3	0	0	0	3	0	3	21
カナダ	1	2	2	2	1	0	0	2	2	7	19
スペイン	3	9	0	2	0	0	0	0	4	0	18
韓国	4	2	1	0	3	1	0	1	2	2	16
フランス	2	6	2	1	0	0	1	1	2	0	15
オランダ	2	0	0	3	0	1	0	1	1	2	10
ルーマニア	2	3	0	0	2	1	1	0	1	0	10
イラン	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	7
チェコ	1	0	2	2	0	0	0	0	0	1	6
ポルトガル	0	0	0	2	3	0	1	0	0	0	6
オーストリア	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	5
ベルギー	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	5
リトアニア	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	5
イタリア	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
スウェーデン	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
トルコ	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3
ブラジル	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
ラトビア	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
タイ	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
ポーランド	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
イスラエル	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
エストニア	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
オーストラリア	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
スロバキア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
セルビア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
デンマーク	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ノルウェー	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ハンガリー	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
フィンランド	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ボリビア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	43	38	27	28	41	8	14	27	31	28	285

2. 受入移送(外国→日本)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
タイ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
韓国	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2

60 平成26年度～令和5年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数

1 裁判員裁判対象事件（その余罪事件を含む）

実施事件数（うち全過程録音・録画件数）		
平成26年度	3800	(3217)
平成27年度	3183	(2940)
平成28年度	2734	(2553)
平成29年度	2772	(2733)
平成30年度	2603	(2561)
令和元年度	2707	(2693)
令和2年度	2473	(2461)
令和3年度	2194	(2182)
令和4年度	2498	(2493)
令和5年度	3212	(3203)

2 独自捜査事件

実施事件数（うち全過程録音・録画件数）		
平成26年度	99	(92)
平成27年度	128	(123)

平成 28 年度	103	(96)
平成 29 年度	83	(83)
平成 30 年度	115	(112)
令和 元 年度	94	(93)
令和 2 年度	67	(63)
令和 3 年度	60	(60)
令和 4 年度	97	(95)
令和 5 年度	64	(64)

3 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 26 年度	1201	(795)
平成 27 年度	1071	(777)
平成 28 年度	874	(739)
平成 29 年度	631	(571)
平成 30 年度	469	(437)
令和 元 年度	347	(336)
令和 2 年度	293	(289)
令和 3 年度	264	(259)
令和 4 年度	264	(263)
令和 5 年度	269	(265)

4 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

実施事件数（うち全過程録音・録画件数）		
平成 26 年度	2959	(1591)
平成 27 年度	2610	(1736)
平成 28 年度	2318	(1762)
平成 29 年度	1858	(1615)
平成 30 年度	1654	(1523)
令和 元 年 度	1487	(1407)
令和 2 年 度	1194	(1153)
令和 3 年 度	1403	(1356)
令和 4 年 度	1475	(1448)
令和 5 年 度	1447	(1434)

- 5 公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

実施事件数（うち全過程録音・録画件数）		
平成 26 年度	15013	(6917)
平成 27 年度	52419	(30383)
平成 28 年度	74407	(51034)
平成 29 年度	95053	(78401)
平成 30 年度	97314	(84790)
令和 元 年 度	98745	(89750)

- 6 公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

実施事件数	

平成 26 年度	555
平成 27 年度	2217
平成 28 年度	3048
平成 29 年度	3445
平成 30 年度	2845
令和元年度	2452

7 4類型事件以外の事件（被疑者）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
令和 2 年度	92814	(86150)
令和 3 年度	87687	(83021)
令和 4 年度	88048	(84164)
令和 5 年度	96429	(93462)

8 4類型事件以外の事件（被害者・参考人）

	実施事件数
令和 2 年度	2902
令和 3 年度	2828
令和 4 年度	2705
令和 5 年度	2710

(注1) いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。

- (注2) 数値は、平成26年度以前は当該期間に実施報告があった件数、平成27年度以降は当該期間の実施件数。
- (注3) 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画については、否認事件等を含めて試行が拡大されたのが平成23年8月9日からであり、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、裁判員裁判対象事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注4) 独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、平成24年11月から、特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件にも試行の対象が拡大されている。なお、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、検察官独自捜査事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注5) 項目5及び項目6のうち平成26年度の数値については、平成26年7月から試行されたものとして最高検察庁に報告があったものを集計したものである。
- (注6) 項目5及び項目6については、令和2年度から項目7及び項目8のとおり調査対象を変更した。なお、項目7においては、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合の件数は含んでいない。

61. 裁判員裁判において録音・録画DVDが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳
(平成26年度～令和5年度各年度の数値)

年度	DVDの証拠調べ件数	調書の任意性	
		肯定	否定
平成26年度	38	17	0
平成27年度	55	13	0
平成28年度	38	6	1
平成29年度	20	6	0
平成30年度	13	5	0
令和元年度	11	1	0
令和2年度	6	3	0
令和3年度	9	4	0
令和4年度	11	2	0
令和5年度	13	4	0

※録音・録画DVDは、任意性立証以外の目的でも取り調べられているところ、上記の「調書の任意性」欄に記載した数値は、任意性が争われた事件のみを取り上げて、その肯定又は否定件数を計上したものである。

62. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均(昭和20年～令和6年)

年次区分	昭和 20～49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
死刑確定者数	616	3	1	3	4	4	7	3	1	1	3	2	0	7
死刑執行者数	532	17	12	4	3	1	1	1	1	1	1	3	2	2
死刑未執行者数	46	29	18	16	17	20	26	28	28	27	27	26	24	28

年次区分	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
死刑確定者数	12	5	6	5	5	7	3	3	3	4	7	4	6	5
死刑執行者数	2	1	0	0	0	7	2	6	6	4	6	5	3	2
死刑未執行者数	38	40	46	51	56	56	57	54	51	51	52	50	53	55

年次区分	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
死刑確定者数	3	2	14	11	21	23	10	17	9	23	9	8	7	2
死刑執行者数	2	1	2	1	4	9	15	7	2	0	7	8	3	3
死刑未執行者数	57	56	66	77	94	107	100	104	111	128	133	130	128	127

年次 区分	平成 28	29	30	平成31 令和元	令和 2	3	4	5	6				
死刑確定者数	7	2	2	4	3	4	0	3	2				
死刑執行者数	3	4	15	3	0	3	1	0	0				
死刑未執行者数	129	123	110	111	110	108	107	107	106				

(注) 昭和20年から令和5年までは、矯正統計年報等による。令和6年は、法務省刑事局調べによる。

昭和20年から昭和49年までの欄の死刑未執行者数は、昭和49年末の死刑未執行者数である。

平成27年から令和6年までの死刑執行者のうち、確定から執行までの拘置期間の最長期間は約18年2月、最短期間は約3年10月、平均期間は約9年6月である。

63. 死刑制度の存廃に関する国際比較

(2020年5月現在)

死刑存置国又は地域	全ての犯罪についての死刑廃止国又は地域		
アフガニスタン・イスラム共和国 バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 ベラルーシ共和国 ボツワナ共和国 中華人民共和国 北朝鮮 エジプト・アラブ共和国 インド インドネシア共和国	シンガポール共和国 ソマリア連邦共和国 南スーダン共和国 スー丹共和国 シリア・アラブ共和国 タイ王国 アラブ首長国連邦 アメリカ合衆国 ベトナム社会主義共和国 イエメン共和国 (計30か国又は地域)	アルバニア共和国 アンドラ公国 アンゴラ共和国 アルゼンチン共和国 アルメニア共和国 オーストラリア連邦 オーストリア共和国 アゼルバイジャン共和国 ベルギー王国 ベナン共和国 ブータン王国 ボリビア多民族国 ブルガリア共和国 ブルンジ共和国 カーボベルデ共和国 カンボジア王国 カナダ チャド共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国 クック諸島 コスタリカ共和国 コートジボワール共和国 クロアチア共和国 キプロス共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ジブチ共和国 ドミニカ共和国 エクアドル共和国 エストニア共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ガボン共和国 ガンビア共和国 ジョージア	
事実上の死刑廃止国又は地域			
アルジェリア民主人民共和国 アンティグア・バーブーダ バハマ国 バルバドス ベリーズ ブルネイ・ダルサラーム国 カメルーン共和国 中央アフリカ共和国 コモロ連合 キューバ共和国 コンゴ民主共和国 ドミニカ国 赤道ギニア共和国 エリトリア国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 ガーナ共和国	グレナダ ガイアナ共和国 ジャマイカ ケニア共和国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国 レソト王国 マラウイ共和国 モルディブ共和国 マリ共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モロッコ王国 ミャンマー連邦共和国 ナウル共和国 ニジェール共和国 オマーン国 パラニュー・ギニア独立国	カタール国 大韓民国 セントクリストファー・ネービス セントルシア セントビンセント及びグレナディーン諸島 シエラレオネ共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タジキスタン共和国 トンガ王国 トリニダード・トバゴ共和国 チュニジア共和国 ウガンダ共和国 タンザニア連合共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国 (計40か国又は地域)	ドイツ連邦共和国 ギリシャ共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ハイチ共和国 ホンジュラス共和国 ハンガリー アイスランド共和国 アイルランド イタリア共和国 キリバス共和国 キルギス共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア共和国 ブルンジ共和国 カーボベルデ共和国 カンボジア王国 カナダ チャド共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国 クック諸島 コスタリカ共和国 コートジボワール共和国 クロアチア共和国 キプロス共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ジブチ共和国 ドミニカ共和国 エクアドル共和国 エストニア共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ガボン共和国 ガンビア共和国 ジョージア
通常の犯罪のみについての死刑廃止国又は地域			
ブラジル連邦共和国 ブルキナファソ チリ共和国	エルサルバドル共和国 グアテマラ共和国 イスラエル国	カザフスタン共和国 ペルー共和国 (計8か国又は地域)	パラグアイ共和国 フィリピン共和国 ボーランド共和国 ボルトガル共和国 モルドバ共和国 ルーマニア ロシア連邦 ルワンダ共和国 サモア独立国 サンマリノ共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 セネガル共和国 セルビア共和国 セーシェル共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国 ソロモン諸島 南アフリカ共和国 スペイン王国 スリナム共和国 スウェーデン王国 スイス連邦 東ティモール民主共和国 トーゴ共和国 トルコ共和国 トルクメニスタン ツバル ウクライナ 英國(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) ウルグアイ東方共和国 ウズベキスタン共和国 バヌアツ共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 バチカン市国 パレスチナ (計111か国又は地域)

※ 2020年国連事務総長報告による。

64. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和6年）

1 種類別件数及び実績

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和44年	1	35, 204	1	19, 813				
同 58年	1	5, 050						
平成18年	1	37, 610						
同 29年	1	27, 110						

2 具体例

番号	給付の原因となった事実	被害の程度	給付の種類及び金額
1	S43.11.13 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人からボールペンで顔面を突き刺された。	右眼瞼裂傷外傷性散瞳症等(全治3か月位)	療養給付 35, 204円 休業給付 19, 813円
2	S58.2.8 現住建造物等放火被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から左手甲で顔面を殴打された。	右頬部挫傷(全治6日間)	療養給付 5, 050円
3	H17.7.28 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から右手拳で顔面を殴打された。	右点状表層角結膜炎、右網膜振盪症(全治8日間)	療養給付 37, 610円
4	H28.11.11 脊迫等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から頸部及び口付近を右腕で絞め付けられ、頭髪を左手でつかんで強く引っ張られるなどされた。	頸椎捻挫、背部打撲傷、顔面擦過傷等(全治約17日間)	療養給付 27, 110円

65. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成27年度～令和6年度）

(単位：千円)

区分	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
(収入)										
製品販売収入	5,163,542	5,216,403	5,011,161	4,995,579	4,635,823	3,504,991	3,483,023	3,051,428	3,625,490	3,646,777
雑 収 入	30,987	32,286	33,202	32,038	31,655	35,203	32,993	41,733	34,633	52,249
計	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,660,123	3,699,026
(支出)										
原材料購入費	4,452,187	4,480,516	4,281,240	4,312,788	3,963,082	3,111,739	3,072,779	2,587,757	3,111,905	2,936,552
原材料購入費	3,421,085	3,462,186	3,279,968	3,325,749	3,044,360	2,391,883	2,401,923	2,026,332	2,476,083	2,281,146
国庫納入金	1,031,102	1,018,330	1,001,272	987,039	918,722	719,856	670,856	561,425	635,822	655,406
管理運営費	684,481	704,551	695,106	701,724	705,432	619,825	644,310	717,609	756,588	762,437
その 他	57,861	63,622	68,017	13,105	△ 1,036	△ 191,370	△ 201,073	△ 212,205	△ 208,370	37
計	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,660,123	3,699,026

(注) 金額には、消費税が含まれている。

(注) 支出の「その他」については、「当期経常増減額」に相当する金額を示す。

(注) 本表は、矯正協会刑務作業協力事業部から提供された資料を基に作成。

66. 被収容者 1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成27年度～令和6年度）

（被収容者 1人1日当たりの収容費の使途別内訳の推移）

（単位：円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被収容者食糧費	555	544	543	544	546	547	552	544	567	582
生活管理経費	897	918	948	976	1,055	1,172	1,273	1,182	1,251	1,288
矯正教育関連経費	92	97	106	114	118	129	144	146	191	238
矯正医療関連経費	259	257	249	244	255	271	317	386	328	324
作業報奨金等	103	107	107	110	112	115	119	118	123	122
合 計	1,906	1,923	1,953	1,988	2,086	2,234	2,405	2,376	2,460	2,554

（被収容者 1人1日当たりの食糧費単価内訳の推移）

（単位：円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
刑 事 施 設	被疑・被告	511.69	505.26	505.26	505.26	505.26	505.26	507.58	501.51	515.89	515.89
	成人受刑者	542.70	533.17	533.17	533.17	533.17	533.17	536.07	528.50	543.21	543.21
	少年受刑者	628.82	618.01	618.01	618.01	618.01	618.01	621.33	612.66	629.74	629.74
少 年 院	634.02	622.61	622.61	622.61	622.61	622.61	626.07	617.03	634.43	634.43	
少 年 鑑 別 所	598.38	588.97	588.97	588.97	588.97	588.97	592.02	584.06	600.73	600.73	
婦 人 補 導 院	488.22	479.90	479.90	479.90	-	-	-	-	-	-	

※令和6年度婦人補導院廃止

67. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況

令和6年7月1日現在

年 齢	～29	30～39	40～49	50～	計
職員数	(984) 4,073	(828) 5,419	(889) 6,327	(808) 6,869	(3,509) 22,688

* () 内は、女性職員数を内数で示す。

68. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳

令和6年12月末日
【単位:人】

官職等	刑務官・法務教官等 (指定職・公安職俸給表適用職員)	医師等 (医療職俸給表適用職員)	事務官 (行政職俸給表(一)適用職員)	技能労務職員 (行政職俸給表(二)適用職員)	計
定員	22,047	1,021	157	8	23,233
現在員		961	149	7	

69. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成27年～令和6年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設
(令和6年末現在、収容率も明記のこと)

(1) 矯正施設収容人員の推移

(単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑 事 施 設	年 末 収 容 定 員	89,807	89,395	88,670	88,591	87,825	87,679	88,250	85,680	85,029	81,204
	一 日 平 均 収 容 人 員	59,670	57,369	54,876	51,947	49,562	47,332	45,680	43,166	40,853	40,451
少 年 院	年 末 収 容 定 員	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921	4,862
	一 日 平 均 収 容 人 員	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448	1,699
少 年 鑑 別 所	年 末 収 容 定 員	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625	2,625
	一 日 平 均 収 容 人 員	613	533	464	447	378	343	301	304	365	397

(注) 令和6年は、速報値である。

(2) 収容過員施設（令和6年末現在速報値）

刑 事 施 設	該当施設なし
少 年 院	該当施設なし
少 年 鑑 別 所	該当施設なし

(3) 収容率上位10施設（令和6年末現在速報値）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
刑 事 施 設	施 設 名	岐阜刑務所	加古川刑務所	千葉刑務所	三重刑務所	水戸刑務所	青森刑務所	岡山刑務所	栃木刑務所	笠松刑務所	福島刑務支所
	収 容 率	75.3%	75.0%	74.9%	74.9%	72.7%	72.0%	72.0%	71.1%	70.6%	70.0%
少 年 院	施 設 名	宮川医療少年院	多摩少年院	茨城農芸学院	中津少年学院	加古川学園	瀬戸少年院	和泉学園	喜連川少年院	岡山少年院	新潟少年院
	収 容 率	91.3%	75.3%	68.7%	59.6%	58.9%	57.5%	55.3%	53.5%	53.0%	52.5%
少 年 鑑 別 所	施 設 名	前橋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所	奈良少年鑑別所	さいたま少年鑑別所	大阪少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所	水戸少年鑑別所	岐阜少年鑑別所	静岡少年鑑別所	千葉少年鑑別所
	収 容 率	84.6%	32.0%	28.6%	28.3%	28.0%	27.5%	26.7%	26.3%	23.6%	23.3%

(注) 刑事施設のうち、千葉刑務所と三重刑務所及び青森刑務所と岡山刑務所は同率であるため、官制順で記載している。

70. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成27年～令和6年）

(1) 施設別外国人受刑者数の推移（各年末現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
札幌刑務所	23	14	15	14	9	10	9	4	7	7
札幌拘置支所	-	2	1	1	-	1	2	2	-	-
札幌拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小樽拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室蘭拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名寄拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
帯広刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
釧路刑務所	-	-	-	-	1	1	2	1	3	4
網走刑務所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
月形刑務所	2	2	2	1	1	1	-	1	1	1
岩見沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
函館少年刑務所	4	8	9	5	4	6	5	6	6	9
札幌矯正管区計	30	26	27	22	16	20	17	16	17	22
青森刑務所	-	-	1	2	2	2	2	1	1	1
弘前拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城刑務所	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
仙台拘置支所	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
石巻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
古川拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田刑務所	-	-	-	-	2	1	1	1	2	1
横手拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大館拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形刑務所	5	6	5	5	6	6	8	8	6	8
米沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
福島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島刑務所	8	11	11	7	9	8	9	9	8	5
福島拘置支所	19	22	20	18	23	23	17	20	12	7
会津若松拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
郡山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
いわき拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白河拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盛岡少年刑務所	1	-	1	1	2	5	4	3	2	1
一関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台矯正管区計	34	39	40	33	44	46	41	42	34	24

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
水戸刑務所	-	1	-	5	1	5	7	8	6	4
水戸拘置支所	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-
土浦拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
下妻拘置支所	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-
鴻巣刑務所	128	140	140	127	121	140	167	170	153	155
鴻巣拘置支所	112	97	89	69	51	3	-	-	-	-
吉澤川社会復帰支援センター	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1
宇都宮拘置支所	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-
大田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋刑務所	37	32	25	24	21	38	38	49	41	63
足利拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
高崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
太田拘置支所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
千葉刑務所	13	12	13	23	17	30	15	13	19	15
木更津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八日市場拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
市原刑務所	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-
東日本成人矯正施設センター	7	6	4	8	7	2	10	4	7	-
府中刑務所	378	343	339	325	303	344	357	367	347	358
横浜刑務所	114	103	115	106	96	98	105	104	124	136
横須賀刑務所	-	-	-	-	2	1	-	1	4	3
横浜拘置支所	6	1	2	1	-	-	3	5	2	5
小田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟刑務所	26	20	18	18	17	25	37	39	33	46
長岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上越拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府刑務所	32	23	13	15	18	28	36	37	56	68
長野刑務所	8	8	9	6	8	5	7	7	15	11
上田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
静岡刑務所	83	60	74	104	108	84	61	52	41	30
浜松拘置支所	1	1	2	1	1	3	-	1	-	2
沼津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
川越少年刑務所	24	28	21	16	15	25	28	32	34	35
さいたま拘置支所	1	4	-	1	-	1	1	-	1	4
熊谷拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
市原青年矯正センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
松本少年刑務所	2	6	3	3	1	1	2	4	3	2
飯田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上伊那拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京矯正管区計	999	923	880	883	809	859	890	924	908	974
富山刑務所	-	-	-	2	2	1	-	-	-	1
高岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢刑務所	10	13	6	9	10	10	15	17	24	28
七尾拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井刑務所	-	-	-	2	1	2	2	1	3	6
岐阜拘置支所	-	2	1	1	-	2	-	6	2	-
岐阜拘置支所	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-
高山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御嵩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠松刑務所	1	-	1	1	3	3	-	-	1	2
岡崎医食刑務所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
名古屋刑務所	154	134	150	157	158	128	153	161	145	126
豊橋刑務支所	-	-	-	1	2	3	3	3	1	6
四日市拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋管所	7	5	7	5	1	4	5	7	6	5
一宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
半田拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
名古屋矯正管区計	175	156	167	181	182	160	187	195	192	188

(単位：人) : 人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
滋賀刑務所	-	2	3	4	2	2	4	-	-	-
彦根拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都刑務所	60	56	61	46	42	44	38	42	46	69
丹波拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
大阪刑務所	190	183	185	164	155	161	175	184	176	155
岸和田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸の内拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田辺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西日本成人矯正医療センター	4	1	1	-	-	2	3	1	-	1
神戸刑務所	70	63	64	55	47	54	48	51	65	74
洲本拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川刑務所	4	8	10	8	8	7	4	3	3	5
滋賀社会復帰センター	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1
和歌山刑務所	60	66	69	55	46	41	40	47	51	50
姫路少年刑務所	-	1	2	1	1	1	-	1	2	1
姫路拘置支所	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
京都拘置所	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-
奈良拘置支所	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪拘置所	5	4	-	4	4	8	11	11	4	6
尼崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸拘置所	1	-	2	2	-	4	3	-	-	1
大阪 姫 正 管 区 計	401	386	399	339	305	326	327	341	348	364
鳥取刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松江刑務所	1	1	-	1	2	1	1	1	-	-
米子拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みやまなみなみ社会復帰センター	5	3	2	-	2	-	-	-	1	2
岡山刑務所	2	2	3	4	5	2	3	5	3	7
津山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島刑務所	37	31	25	23	24	22	19	24	29	29
尾道拘置支所	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
呉拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福山拘置支所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
三次拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口刑務所	-	-	-	-	-	2	2	3	1	2
下関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇部拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周南拘置支所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩国刑務所	-	3	2	1	1	-	-	-	1	-
美津社会復帰促進センター	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
広島刑務所	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-
広島 姫 正 管 区 計	48	41	34	29	35	27	26	34	38	42
西島刑務所	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1
高松刑務所	13	11	10	6	5	6	6	7	10	13
丸亀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松山刑務所	1	1	1	2	3	2	3	-	-	1
西条刑務支所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
今治拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大洲拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知刑務所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
中村拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 桂 姫 正 管 区 計	17	15	13	11	9	9	10	9	11	15
北九州懲役刑務所	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-
福岡刑務所	38	39	33	27	36	37	31	29	31	35
大牟田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯塚拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
戲刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎刑務所	1	1	5	4	4	4	2	8	9	10
長崎拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
佐世保拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
越本刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京町拘置支所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八代拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天草拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分刑務所	1	1	1	2	1	2	2	3	2	1
中津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
八重山刑務支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都城拘置支所	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-
宮古拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀少年刑務所	-	-	-	-	-	1	2	1	1	2
福岡拘置所	2	1	1	-	-	4	4	5	1	1
小倉拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
福岡 姫 正 管 区 計	43	42	42	37	47	49	42	45	48	54
全 国 計	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,598	1,683

(注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

(注2) 令和6年の人員は、速報値である。

(注3) 奈良少年刑務所は、平成29年3月31日もって廃庁となり、奈良拘置支所が新設された。

(注4) 八王子医療刑務所は、平成30年2月28日をもって廃庁となり、新設された東日本成人矯正医療センターへ業務引継ぎされている。

(注5) 黒羽刑務所は、令和4年4月1日をもって廃庁となった。

(注6) 滋賀刑務所及び彦根拘置支所は、令和4年4月1日をもって廃庁となり、滋賀拘置支所が新設された。

(注7) 弘前拘置支所、高岡拘置支所及び京都拘置支所は、令和5年4月1日をもって廃庁となり、市原青年矯正センターが新設された。

(注8) 大阪医療刑務所は、令和6年4月1日をもって西日本成人矯正医療センターに名称が変更された。

(注9) 室蘭拘置支所及び洲本拘置支所は、令和6年4月1日をもって廃庁となった。

(2) 国籍別外国人受刑者数の推移(各年末現在)

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
韓国・朝鮮	69	82	88	72	60	69	63	58	54	47
中國	522	433	435	412	390	419	418	411	371	361
イラン	151	129	104	94	83	71	63	57	51	43
インド	5	6	9	8	9	7	8	5	6	7
インドネシア	19	16	19	14	6	6	5	6	8	10
シンガポール	22	16	15	5	4	6	4	6	4	3
スリランカ	26	16	17	10	11	12	17	31	28	32
タイ	39	56	61	64	61	79	105	117	103	105
パキスタン	10	14	10	11	14	15	14	10	8	10
バングラデシュ	6	4	4	4	2	5	4	6	8	8
フィリピン	85	86	86	74	91	85	73	69	79	78
ベトナム	98	98	101	129	122	109	155	209	306	370
マレーシア	11	11	14	37	43	54	56	66	56	52
英國	12	10	13	15	13	12	7	9	5	8
ドイツ	14	12	11	8	8	9	12	10	6	4
フランス	10	4	2	3	5	4	3	4	4	6
ロシア	17	17	14	14	13	12	10	9	5	6
アメリカ合衆国	42	41	43	39	37	41	42	36	35	33
メキシコ	57	60	52	47	49	61	56	46	45	47
コロンビア	18	13	9	10	12	16	16	12	6	6
ブラジル	208	222	209	191	156	147	150	157	165	164
ペルー	51	43	46	46	55	41	41	50	32	40
ナイジエリア	48	55	55	56	45	40	39	37	31	23
その他	206	185	183	171	158	175	179	185	179	220
無国籍	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
国籍不詳	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-
合計	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,596	1,683

(注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

(注2) 令和6年の人員は、速報値である。

71. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成27年～令和6年）

(単位：件数)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑 事 施 設	逃走	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	18	11	14	3	7	12	13	13	3	8
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	同衆傷害	7	6	7	8	5	3	2	4	1	7
	作業上死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少 年 院	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少 年 鑑 別 所	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦 人 補 導 院	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 令和6年は、速報値である。

72. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況

(1) 工事施設

施設名	整備開始年度	進捗状況（完成予定期）	備考
【刑務所・拘置所等】			
1 川越少年刑務所	令和元年度	令和7年度以降	
2 東京拘置所	令和3年度	令和6年度以降	
3 大阪拘置所	平成6年度	令和8年度以降	
【刑務支所・拘置支所】			
岡崎拘置支所	令和元年度	令和7年度以降	

(2) 要整備施設

【刑務所・拘置所等】	【刑務支所・拘置支所】	【少年院】	【少年鑑別所】
1 帯広刑務所	1 小樽拘置支所	1 紫明女子学園	1 函館少年鑑別支所
2 月形刑務所	2 釧路刑務支所	2 東北少年院	2 釧路少年鑑別支所
3 宮城刑務所	3 古川拘置支所	3 青葉女子学園	3 青森少年鑑別所
4 盛岡少年刑務所	4 大館拘置支所	4 赤城少年院	4 盛岡少年鑑別支所
5 栃木刑務所	5 米沢拘置支所	5 多摩少年院	5 山形少年鑑別支所
6 前橋刑務所	6 郡山拘置支所	6 久里浜少年院	6 秋田少年鑑別所
7 千葉刑務所	7 一関拘置支所	7 有明高原寮	7 水戸少年鑑別所
8 市原青年矯正センター	8 土浦拘置支所	8 愛知少年院	8 宇都宮少年鑑別所
9 新潟刑務所	9 宇都宮拘置支所	9 豊ヶ岡学園	9 前橋少年鑑別所
10 甲府刑務所	10 横須賀刑務支所	10 宮川医療少年院	10 さいたま少年鑑別所
11 長野刑務所	11 横浜拘置支所	11 京都医療少年院	11 東京少年鑑別所
12 静岡刑務所	12 長岡拘置支所	12 交野女子学院	12 新潟少年鑑別所
13 富山刑務所	13 浜松拘置支所	13 広島少年院	13 長野少年鑑別所
14 金沢刑務所	14 さいたま拘置支所	14 福岡少年院	14 静岡少年鑑別所
15 福井刑務所	15 飯田拘置支所		15 岐阜少年鑑別所
16 岡崎医療刑務所	16 松戸拘置支所		16 富山少年鑑別支所
17 名古屋刑務所	17 御嵩拘置支所		17 大津少年鑑別所
18 名古屋拘置所	18 四日市拘置支所		18 京都少年鑑別所
19 西日本成人矯正医療センター	19 滋賀拘置支所		19 和歌山少年鑑別所
20 加古川刑務所	20 堺拘置支所		20 岡山少年鑑別所
21 京都拘置所	21 岸和田拘置支所		21 山口少年鑑別所
22 神戸拘置所	22 丸の内拘置支所		22 徳島少年鑑別所
23 鳥取刑務所	23 新宮拘置支所		23 高松少年鑑別所
24 松江刑務所	24 豊岡拘置支所		24 松山少年鑑別所
25 岡山刑務所	25 姫路拘置支所		25 福岡少年鑑別所
26 広島拘置所	26 葛城拘置支所		26 大分少年鑑別所
27 徳島刑務所	27 尼崎拘置支所		27 宮崎少年鑑別所
28 高松刑務所	28 米子拘置支所		28 鹿児島少年鑑別所
29 松山刑務所	29 宇部拘置支所		
30 高知刑務所	30 岐原拘置支所		
31 麓刑務所	31 大牟田拘置支所		1 二見ヶ岡農場
32 福岡刑務所	32 長崎拘置支所		2 角山農場
33 熊本刑務所	33 佐世保拘置支所		3 鶴川農場
34 宮崎刑務所	34 島原拘置支所		
35 沖縄刑務所	35 中津拘置支所		
36 福岡拘置所	36 鹿児島拘置支所		
	37 那覇拘置支所		
	38 宮古拘置支所		

73. 全国矯正施設の医師配置状況(施設ごとの配置定員・現在員・欠員数)(R7.2.1時点)

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌刑務所	6	5	1	0
札幌拘置支所	2	1	1	1
札幌拘置所	1	1	0	1
札幌拘置所	0	0	0	1
旭川刑務所	1	1	0	9
名古屋拘置支所	0	0	0	0
名古屋刑務所	1	1	0	2
新潟刑務所	1	1	0	2
福島刑務所	1	1	0	2
熊本刑務所	1	1	0	5
福井刑務所	1	1	0	2
滋賀少年刑務所	1	1	0	0
鳥取刑務所	1	1	0	0
八戸拘置支所	0	0	0	1
宮城刑務所	7	7	0	6
仙台拘置支所	1	1	0	0
石巻拘置支所	0	0	0	0
古川拘置支所	0	0	0	0
秋田刑務所	1	1	0	2
横手拘置支所	0	0	0	0
大館拘置支所	0	0	0	0
山形刑務所	1	1	0	2
米沢拘置支所	0	0	0	0
酒田拘置支所	0	0	0	0
福島刑務所	1	1	0	0
福島拘置支所	2	2	0	5
会津若松拘置支所	0	0	0	0
郡山拘置支所	0	0	0	1
いわき拘置支所	0	0	0	0
白石拘置支所	0	0	0	0
盛岡少年刑務所	1	1	0	1
一関拘置支所	0	0	0	0
水戸刑務所	1	1	0	2
水戸拘置支所	0	0	0	1
土浦拘置支所	0	0	0	1
下妻拘置支所	0	0	0	1
砺木刑務所	2	2	0	3
鹿児島拘置支所	2	1	1	10
千葉空港拘置所	1	1	0	0
大田原拘置支所	0	0	0	0
蔚根刑務所	1	1	0	1
足利拘置支所	0	0	0	0
高崎拘置支所	0	0	0	0
太田拘置支所	0	0	0	0
千葉刑務所	4	2	2	6
木更津拘置支所	0	0	0	0
八日市場拘置支所	0	0	0	0
市原刑務所	1	1	0	0
東京成城八幡保健センター	24	22	2	14
府中刑務所	11	11	0	21
横浜刑務所	5	5	0	5
横浜拘置支所	1	1	0	0
横浜拘置支所	1	1	0	0
小田原刑務所	0	0	0	0
相模原拘置支所	0	0	0	0
新潟刑務所	1	1	0	2
長岡拘置支所	0	0	0	0
上田拘置支所	0	0	0	0
群馬刑務所	3	2	1	2
浜松拘置支所	0	0	0	1
沼津拘置支所	0	0	0	1
川越少年刑務所	3	2	1	2
さいたま拘置支所	1	1	0	3
鶴巣拘置支所	0	0	0	0
松本少年刑務所	1	1	0	2
新潟拘置支所	0	0	0	0
上越拘置支所	0	0	0	0
東京拘置所	10	7	3	4
名古屋拘置支所	0	0	0	1
立川拘置所	2	2	0	0
西原青年就正センター	1	1	0	1
高島刑務所	1	1	0	1
金沢刑務所	2	2	0	2
七尾拘置支所	0	0	0	0
福井刑務所	1	1	0	0
岐阜刑務所	2	2	0	0

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
岐阜拘置支所	0	0	0	1
高山拘置支所	0	0	0	0
伊那拘置支所	0	0	0	0
笠松刑務所	2	2	0	2
田舎瀬医療刑務所	5	5	0	6
名古屋拘置所	9	9	0	4
岐阜拘置支所	1	1	0	5
因幡拘置支所	0	0	0	2
福井拘置支所	1	1	0	3
大島拘置支所	0	0	0	0
三島刑務所	1	1	0	0
伊勢拘置支所	0	0	0	0
四日市拘置支所	0	0	0	1
伊勢拘置支所	0	0	0	0
名古屋拘置所	3	3	0	5
一宮拘置支所	0	0	0	0
半田拘置支所	0	0	0	0
尾道刑務所	4	4	0	0
西鶴拘置支所	0	0	0	0
滋賀拘置支所	0	0	0	0
大阪刑務所	7	7	0	5
堺拘置支所	0	0	0	0
桜井田拘置支所	0	0	0	0
丸の内拘置支所	0	0	0	0
田辺拘置支所	0	0	0	0
新宮拘置支所	0	0	0	0
神戸刑務所	3	3	0	1
界隈拘置支所	0	0	0	0
加古川刑務所	2	2	0	5
長良川医療復讐センター	2	1	1	1
和歌山刑務所	2	1	1	7
姫路少年刑務所	1	1	0	2
姫路拘置支所	1	1	0	0
五條拘置所	2	2	0	1
飛良拘置支所	0	0	0	2
松原拘置支所	0	0	0	1
姫路刑務所	10	10	0	3
尼崎拘置支所	0	0	0	1
神戸拘置所	1	1	0	4
日本社会医療医療センター	18	16	3	10
姫路刑務所	1	1	0	0
松江刑務所	1	1	0	0
米子拘置支所	0	0	0	1
日本社会医療医療センター	0	0	0	0
臣山刑務所	1	1	0	2
津山拘置支所	0	0	0	0
広島刑務所	6	4	2	7
尾道拘置支所	1	1	0	2
呉刑務所	0	0	0	1
福山拘置支所	0	0	0	1
三次拘置支所	0	0	0	0
山口刑務所	1	1	0	0
下関拘置支所	0	0	0	1
宇都宮拘置支所	0	0	0	0
高崎拘置支所	0	0	0	0
岩国刑務所	1	1	0	4
新潟刑務所	0	0	0	0
広島刑務所	1	1	0	1
伊丹刑務所	2	2	0	3
高松刑務所	7	6	1	0
丸島拘置支所	0	0	0	1
松山刑務所	3	3	0	0
西条刑務所	1	1	0	4
今治刑務所	0	0	0	0
宇和島拘置支所	0	0	0	0
大洲拘置支所	0	0	0	0
高知刑務所	1	1	0	0
川村拘置支所	0	0	0	0
北九州医療刑務所	6	2	4	13
田母树刑務所	7	6	1	5
大名田拘置支所	0	0	0	0
久留米拘置支所	0	0	0	1
权度拘置支所	0	0	0	1
岐阜拘置支所	0	0	0	0
福知刑務所	1	1	0	4
岐阜刑務所	2	1	1	4
岐阜拘置支所	0	0	0	0
佐世保拘置支所	0	0	0	2
島根刑務所	0	0	0	0
五島拘置支所	0	0	0	0
周本刑務所	3	2	1	0
八代拘置支所	0	0	0	0

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
天草拘置支所	0	0	0	0
高山拘置所	3	3	0	0
中津拘置支所	0	0	0	0
宮崎刑務所	1	1	0	0
姫城拘置支所	0	0	0	0
鹿児島拘置所	2	2	0	1
鹿児島拘置支所	2	2	1	1
三重刑務所	0	0	0	0
名古屋拘置所	1	1	0	1
大島拘置支所	0	0	0	0
大鹿刑務所	0	0	0	0
沖縄刑務所	0	0	0	0
248	219	29	262	

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
北海少年院	1	1	0	1
紫明女子学院	0	0	0	0
森田少年院	1	1	0	1
東北少年院	1	1	0	0
青葉女子学院	0	0	0	0
美城県立女子院	1	0	1	2
水庭空院	1	1	0	1
立憲川少年院	1	1	0	0
飯城少年院	1	1	0	0
櫻名女子学院	1	1	0	2
八街少年院	1	1	0	1
多摩少年院	1	1	0	0
東京水谷少年院	11	6	5	7
愛光女子学院	1	1	0	0
久留浜少年院	1	1	0	0
新田少年院	1	0	1	2
石明高原寮	1	1	0	0
駒府学園	1	1	0	0
湖南学院	1	1	0	0
瀬戸少年院	1	1	0	0
愛知少年院	1	1	0	1
森ヶ岡学院	1	1	0	0
宮川医療少年院	2	2	0	4
京都医療少年院	10	10	0	7
浪速少年院	1	1	0	0
文野女子学院	1	1	0	1
和泉学園	1	1	0	0
長田学園	0	0	0	0
加古川学園	2	1	1	3
尼田学園	0	0	0	0
豊島少年院	1	1	0	1
岡山少年院	1	1	0	0
広島少年院	1	1	0	0
貴船原少女院	0	0	0	1
丸の少女の家	1	1	0	0
四国少年院	1	1	0	0
鏡栄少女院	1	1	0	0
桜田少年院	1	1	0	0
人吉麻糸学院	1	1	0	0
中津少年院	2	2	0	0
大分少年院	1	1	0	0
筑後少年院	1	1	0	0
井鍋女子学院	0	0	0	0

59 51 8 35

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌少年鑑別所	1	1	0	0
函館少年鑑別支所	0	0	0	0
釧路少年鑑別支所	0	0	0	0
旭川少年鑑別所	0	0	0	0
青森少年鑑別所	0	0	0	0
仙台少年鑑別所	1	1	0	0
盛岡少年鑑別支所	0	0	0	0
山形少年鑑別支所	0	0	0	0
福島少年鑑別所	0	0	0	0
水戸少年鑑別所	0	0	0	0
宇都宮少年鑑別所	0	0	0	0
郡山少年鑑別所	0	0	0	0
いわき少年鑑別所	1	1	0	0
子戸少年鑑別所	1	1	0	0
東京少年鑑別所	2	2	0	0
東京西少年鑑別所	1	1	0	0
横浜少年鑑別所	1	1	0	0
新潟少年鑑別所	0	0	0	0
甲府少年鑑別所	0	0	0	0
長野少年鑑別所	0	0	0	0
群馬少年鑑別所	0	0	0	0
栃木少年鑑別所	0	0	0	0
埼玉少年鑑別所	0	0	0	0
名古屋少年鑑別所	2	2	0	0
高山少年鑑別支所	0	0	0	0
福井少年鑑別支所	0	0	0	0
津少年鑑別所	0	0	0	0
大津少年鑑別所	0	0	0	0
京都市少年鑑別所	2	2	0	0
大分少年鑑別所	2	2	0	0
福岡少年鑑別所	2	2	0	0
奈良少年鑑別所	0	0	0	0
和歌山少年鑑別所	0	0	0	0
松江少年鑑別所	0	0	0	0
岡山少年鑑別所	0	0	0	0
廣島少年鑑別所	0	0	0	0
山口少年鑑別所	0	0	0	0
伊島少年鑑別所	0	0	0	0
京都市少年鑑別所	0	0	0	0
小倉少年鑑別支所	1	1	0	0
佐賀少年鑑別所	0	0	0	0
長崎少年鑑別所	1	1	0	0
大分少年鑑別所	0	0	0	0
宮崎少年鑑別所	0	0	0	0
鹿児島少年鑑別所	0	0	0	0
那覇少年鑑別所	1	1	0	0

20 20 0 0

74. 全国矯正施設の医療費の推移（平成27年度～令和6年度）

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
矯正施設医療関係経費	5,995,667	5,724,426	5,368,744	5,059,065	5,009,581	5,020,679	5,610,259	6,669,552	5,460,656	5,405,595

75. 犯過相手別の刑事施設一覧(令和6年12月末現在)

管轄区	施設名	属性/犯罪傾向の度数	管轄区	施設名	属性/犯罪傾向の度数
札幌管轄区	札幌 総合刑務所	M、P、F、LB、B	大阪管轄区	京都市刑務所	F、LB、B
	札幌 刑事支署	W		大阪府刑務所	M、P、F、FJ、FYj、LB、B
	札幌 川端刑務所	LB、B		西成医センター	M、NW、P、PW、W、A
	札幌 広島刑務所	B		戸田刑務所	F、LB、B
	札幌 路線刑務所	A、B		加古川刑務所	W、I、JA、YJA、YA、A
	札幌 走り刑務所	B		姫路刑務所	A、B
	札幌 月形刑務所	B		和歌山刑務所	W、WF、WJ、WLYj、WYj
	札幌 国立刑務所	I、JA、YJA、YA、A、B		姫路刑務所	FJ、FYj、JB、YJB、YB、B
仙台管轄区	青森 総合刑務所	B		京都市総合拘置所	W、A
	青森 城東刑務所	M、P、LB、B		大阪府総合拘置所	W、A
	秋田 田代刑務所	B		戸田刑務所	W、A
	山形 山形刑務所	I、LA、A、B		鳥取刑務所	B
	福島 福島刑務所	F、B		松江刑務所	B
	福島 岩瀬刑務所	W		島根あさひ刑務所	YA、A
東京管轄区	東京 桜田刑務所	JB、YJB、YB、B		島根山刑務所	LA、A
	水戸 戸田刑務所	B		広島市刑務所	F、P、LB、A、B
	水戸 木下刑務所	W、WF、WJ、WLYj、WYj		尾道刑務所	I、A、B
	東京 豊洲刑務所	W、I、A、B		山口刑務所	A、B
	東京 稲毛刑務所	F、B		岩国刑務所	W
	千葉 千葉刑務所	LA、A		美祢刑務所	W、WU、WJA、WLYJA、WYJA、YA、A
	市原 市原刑務所	I、JA、YJA、YA、A		広島市総合拘置所	W、A
	東京医療センター	M、MW、P、PW、W、A		東京刑務所	LB、B
	東京 中央刑務所	M、P、F、FJ、FYj、LB、B		高松刑務所	P、F、LB、B
	東京 池袋刑務所	F、LB、B		松山刑務所	I、YA、A、B
	東京 池袋賃貸刑務所	F、FJ、FYj、A		西条刑務所	W、A
	東京 新宿刑務所	F、B		高知刑務所	B
名古屋管轄区	甲府 甲府刑務所	F、I、A、B		北九州医療刑務所	M、MW、W、A
	長野 長野刑務所	I、LA、A、B		福岡刑務所	M、P、F、LB、B
	静岡 静岡刑務所	F、A、B		一宮刑務所	W
	川越 川越刑務所	I、W、FJ、FYj、JA、LYJA、YJA、YA、B		豊橋刑務所	F、LB、B
	市原 青年矯正センター	U		鹿児島刑務所	LB、B
	松本 松本刑務所	JB、YJB、YB		大分刑務所	I、LA、A、B
	東京 池袋刑務所	W、A		宮崎刑務所	B
	立川 立川刑務所	P、W、B		鹿児島総合拘置所	B
	笠置 笠置刑務所	W		沖縄刑務所	I、M、P、YA、YB、A、B
	金沢 金沢刑務所	F、B		佐賀刑務所	JA、YJA、YA、A、B
福岡管轄区	福岡 井手刑務所	A、B		福岡総合拘置所	W、A
	筑紫 筑紫刑務所	LB、B			
	笠置 笠置刑務所	W			
	田原 田原刑務所	W			
	名古屋 田原刑務所	M、P、F、LB、B			
	豊橋 豊橋刑務所	W、A			
	三重 三重刑務所	I、A、B			
	名古屋 沼津刑務所	W、A			

(参考) 属性及び犯罪傾向の度数並びに符号

符号	属性
D	被認定犯者
M	精神上の疾患又は知能を有するため医療を主として行つ刑事施設等に収容する必要があると認められる者
P	精神上の疾患又は知能を有するため医療を主として行つ刑事施設等に収容する必要があると認められる者
W	女子
F	日本人と異なる外見を有する者
I	精神疾患者
U	おおむね25歳未満の者のうち、小児期を経験して、少年期における強度暴力の手法や切実等を経験した強度犯を対象とするもの
J	少年期への取扱いを必要とするない少年
L	精神疾患で就労困難が10年以上である者
YJ	少年期で就労困難が20歳以上である者
Y	少年期で就労困難が20歳以上である者
A	犯罪傾向が有していない者
B	児童虐待が並んでいる者

76. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導）の実施庁一覧（令和6年度）

薬物依存離脱指導

73 庁

実施庁		
1 札幌刑務所	26 市原青年矯正センター	51 松江刑務所
2 旭川刑務所	27 松本少年刑務所	52 島根あさひ社会復帰促進センター
3 帯広刑務所	28 東京拘置所	53 岡山刑務所
4 網走刑務所	29 立川拘置所	54 広島刑務所
5 月形刑務所	30 富山刑務所	55 山口刑務所
6 函館少年刑務所	31 金沢刑務所	56 岩国刑務所
7 青森刑務所	32 福井刑務所	57 美祢社会復帰促進センター
8 宮城刑務所	33 岐阜刑務所	58 広島拘置所
9 秋田刑務所	34 笠松刑務所	59 徳島刑務所
10 山形刑務所	35 岡崎医療刑務所	60 高松刑務所
11 福島刑務所	36 名古屋刑務所	61 松山刑務所
12 盛岡少年刑務所	37 三重刑務所	62 高知刑務所
13 水戸刑務所	38 名古屋拘置所	63 北九州医療刑務所
14 栃木刑務所	39 京都刑務所	64 福岡刑務所
15 喜連川社会復帰促進センター	40 大阪刑務所	65 麓刑務所
16 前橋刑務所	41 西日本成人矯正医療センター	66 長崎刑務所
17 千葉刑務所	42 神戸刑務所	67 熊本刑務所
18 東日本成人矯正医療センター	43 加古川刑務所	68 大分刑務所
19 府中刑務所	44 播磨社会復帰促進センター	69 宮崎刑務所
20 横浜刑務所	45 和歌山刑務所	70 鹿児島刑務所
21 新潟刑務所	46 姫路少年刑務所	71 沖縄刑務所
22 甲府刑務所	47 京都拘置所	72 佐賀少年刑務所
23 長野刑務所	48 大阪拘置所	73 福岡拘置所
24 静岡刑務所	49 神戸拘置所	
25 川越少年刑務所	50 鳥取刑務所	

暴力団離脱指導

35 庁

実施庁			実施庁			実施庁		
1 札幌刑務所	13 横浜刑務所	25 松江刑務所						
2 旭川刑務所	14 新潟刑務所	26 広島刑務所						
3 常広刑務所	15 甲府刑務所	27 徳島刑務所						
4 網走刑務所	16 立川拘置所	28 高松刑務所						
5 月形刑務所	17 富山刑務所	29 高知刑務所						
6 青森刑務所	18 金沢刑務所	30 福岡刑務所						
7 宮城刑務所	19 岐阜刑務所	31 長崎刑務所						
8 秋田刑務所	20 名古屋刑務所	32 熊本刑務所						
9 福島刑務所	21 京都刑務所	33 宮崎刑務所						
10 水戸刑務所	22 大阪刑務所	34 鹿児島刑務所						
11 前橋刑務所	23 神戸刑務所	35 沖縄刑務所						
12 府中刑務所	24 鳥取刑務所							

性犯罪再犯防止指導

20 庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1 札幌刑務所	8 長野刑務所	15 広島刑務所			
2 函館少年刑務所	9 川越少年刑務所	16 山口刑務所			
3 山形刑務所	10 松本少年刑務所	17 高松刑務所			
4 盛岡少年刑務所	11 名古屋刑務所	18 松山刑務所			
5 千葉刑務所	12 三重刑務所	19 福岡刑務所			
6 府中刑務所	13 大阪刑務所	20 佐賀少年刑務所			
7 横浜刑務所	14 加古川刑務所				

被害者の視点を取り入れた教育

74 庁

実施庁			実施庁			実施庁		
1 札幌刑務所	26 川越少年刑務所	51 鳥取刑務所						
2 旭川刑務所	27 市原青年矯正センター	52 松江刑務所						
3 蒔広刑務所	28 松本少年刑務所	53 島根あさひ社会復帰促進センター						
4 網走刑務所	29 東京拘置所	54 岡山刑務所						
5 月形刑務所	30 立川拘置所	55 広島刑務所						
6 函館少年刑務所	31 富山刑務所	56 山口刑務所						
7 青森刑務所	32 金沢刑務所	57 岩国刑務所						
8 宮城刑務所	33 福井刑務所	58 美祢社会復帰促進センター						
9 秋田刑務所	34 岐阜刑務所	59 広島拘置所						
10 山形刑務所	35 笠松刑務所	60 徳島刑務所						
11 福島刑務所	36 岡崎医療刑務所	61 高松刑務所						
12 盛岡少年刑務所	37 名古屋刑務所	62 松山刑務所						
13 水戸刑務所	38 三重刑務所	63 高知刑務所						
14 栃木刑務所	39 名古屋拘置所	64 北九州医療刑務所						
15 喜連川社会復帰促進センター	40 京都刑務所	65 福岡刑務所						
16 前橋刑務所	41 大阪刑務所	66 薩刑務所						
17 千葉刑務所	42 西日本成人矯正医療センター	67 長崎刑務所						
18 市原刑務所	43 神戸刑務所	68 熊本刑務所						
19 東日本成人矯正医療センター	44 加古川刑務所	69 大分刑務所						
20 府中刑務所	45 播磨社会復帰促進センター	70 宮崎刑務所						
21 横浜刑務所	46 和歌山刑務所	71 鹿児島刑務所						
22 新潟刑務所	47 姫路少年刑務所	72 沖縄刑務所						
23 甲府刑務所	48 京都拘置所	73 佐賀少年刑務所						
24 長野刑務所	49 大阪拘置所	74 福岡拘置所						
25 静岡刑務所	50 神戸拘置所							

交通安全指導

54庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務支所	19	川越少年刑務所	37	神戸拘置所
2	旭川刑務所	20	市原青年矯正センター	38	鳥取刑務所
3	網走刑務所	21	松本少年刑務所	39	島根あさひ社会復帰促進センター
4	月形刑務所	22	東京拘置所	40	岡山刑務所
5	函館少年刑務所	23	立川拘置所	41	尾道刑務支所
6	宮城刑務所	24	富山刑務所	42	岩国刑務所
7	秋田刑務所	25	岐阜刑務所	43	美祢社会復帰促進センター
8	山形刑務所	26	笠松刑務所	44	広島拘置所
9	福島刑務所	27	名古屋刑務所	45	徳島刑務所
10	盛岡少年刑務所	28	三重刑務所	46	松山刑務所
11	栃木刑務所	29	名古屋拘置所	47	高知刑務所
12	喜連川社会復帰促進センター	30	京都刑務所	48	蘆刑務所
13	千葉刑務所	31	加古川刑務所	49	熊本刑務所
14	市原刑務所	32	播磨社会復帰促進センター	50	大分刑務所
15	横浜刑務所	33	和歌山刑務所	51	鹿児島刑務所
16	甲府刑務所	34	姫路少年刑務所	52	沖縄刑務所
17	長野刑務所	35	京都拘置所	53	佐賀少年刑務所
18	静岡刑務所	36	大阪拘置所	54	福岡拘置所

実施庁			実施庁			実施庁		
1 札幌刑務所	26 川越少年刑務所	51 鳥取刑務所						
2 旭川刑務所	27 市原青年矯正センター	52 松江刑務所						
3 帯広刑務所	28 松本少年刑務所	53 島根あさひ社会復帰促進センター						
4 網走刑務所	29 東京拘置所	54 岡山刑務所						
5 月形刑務所	30 立川拘置所	55 広島刑務所						
6 函館少年刑務所	31 富山刑務所	56 山口刑務所						
7 青森刑務所	32 金沢刑務所	57 岩国刑務所						
8 宮城刑務所	33 福井刑務所	58 美祢社会復帰促進センター						
9 秋田刑務所	34 岐阜刑務所	59 広島拘置所						
10 山形刑務所	35 笠松刑務所	60 徳島刑務所						
11 福島刑務所	36 岡崎医療刑務所	61 高松刑務所						
12 盛岡少年刑務所	37 名古屋刑務所	62 松山刑務所						
13 水戸刑務所	38 三重刑務所	63 高知刑務所						
14 栃木刑務所	39 名古屋拘置所	64 北九州医療刑務所						
15 喜連川社会復帰促進センター	40 京都刑務所	65 福岡刑務所						
16 前橋刑務所	41 大阪刑務所	66 蘭刑務所						
17 千葉刑務所	42 西日本成人矯正医療センター	67 長崎刑務所						
18 市原刑務所	43 神戸刑務所	68 熊本刑務所						
19 東日本成人矯正医療センター	44 加古川刑務所	69 大分刑務所						
20 府中刑務所	45 播磨社会復帰促進センター	70 宮崎刑務所						
21 横浜刑務所	46 和歌山刑務所	71 鹿児島刑務所						
22 新潟刑務所	47 姫路少年刑務所	72 沖縄刑務所						
23 甲府刑務所	48 京都拘置所	73 佐賀少年刑務所						
24 長野刑務所	49 大阪拘置所	74 福岡拘置所						
25 静岡刑務所	50 神戸拘置所							

77. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別、男女別）、会議の開催回数、視察回数、被収容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和5年度）

（令和5年度）

施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数 (被収容者)	意見数	施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数 (被収容者)	意見数	
	計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他						計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他					
札幌刑務所	7	7	0	1	1	1	4	6	3	10	7	三重刑務所	4	3	1	1	1	0	2	6	3	4	4	
旭川刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	19	3	名古屋拘置所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	5	2	
帯広刑務所	4	3	1	1	1	0	2	6	4	11	17	京都刑務所	7	6	1	1	1	1	4	6	2	6	0	
網走刑務所	4	4	0	1	0	1	2	6	2	2	8	大阪刑務所	9	8	1	1	1	1	6	8	2	27	11	
月形刑務所	4	4	0	1	0	1	2	6	2	5	9	大阪医療刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	1	0	8	
函館少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	0	1	仲戸刑務所	7	7	0	2	1	1	3	6	6	62	11	
青森刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	5	5	加古川刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	4	6	4	
宮城刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	1	2	9	香慈社会復帰促進センター	4	4	0	1	1	1	1	6	6	1	3	
秋田刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	1	5	和歌山刑務所	5	2	3	1	1	1	2	6	6	6	19	
山形刑務所	4	4	0	1	1	0	2	7	3	25	5	姫路少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	6	0	0	
福島刑務所	5	3	2	1	1	0	3	6	1	23	6	京都拘置所	4	3	1	1	1	1	1	6	2	5	9	
盛岡少年刑務所	4	1	3	1	1	1	1	6	2	4	7	大阪拘置所	6	6	0	1	1	2	2	7	1	7	16	
水戸刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	1	5	神戸拘置所	4	4	0	1	1	1	1	6	6	5	3	
岱木刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	1	5	18	鳥取刑務所	4	4	0	1	1	0	2	6	1	2	4	
喜連川社会復帰促進センター	5	2	3	1	1	1	2	6	6	10	2	松江刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	1	1	
前橋刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	3	7	13	鳥取あさひ社会復帰促進センター	5	3	2	1	1	1	2	6	2	2	8	
千葉刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	19	1	岡山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	13	9	
市原刑務所	4	4	0	1	1	0	2	6	2	3	0	広島刑務所	6	6	0	1	1	1	3	6	3	14	3	
東日本成人矯正医療センター	5	4	1	1	1	1	2	6	2	3	5	山口刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	3	4	4	
府中刑務所	10	10	0	1	1	1	7	6	2	13	12	岩国刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	1	5	
横浜刑務所	8	6	2	1	1	1	5	6	4	6	5	英称社会復帰促進センター	4	3	1	1	1	1	1	6	1	21	20	
新潟刑務所	5	3	2	1	1	0	3	7	5	7	12	広島拘置所	4	4	0	1	1	0	2	6	6	4	8	
甲府刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	2	15	12	徳島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	13	2	
長野刑務所	4	2	2	1	1	1	1	5	2	3	5	高松刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	2	4	3	
静岡刑務所	6	6	0	2	1	1	2	6	2	0	2	松山刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	3	1	0	
川越少年刑務所	7	6	1	1	1	1	4	6	4	1	5	高知刑務所	4	4	0	1	0	1	2	6	2	0	4	
市原青年矯正センター	4	4	0	1	1	0	2	5	1	6	1	北九州医療刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	1	12	7	
松本少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	11	11	福岡刑務所	7	7	0	1	1	1	4	6	4	3	5	
東京拘置所	7	5	2	1	1	1	4	5	6	27	33	鹿児島刑務所	4	3	1	1	1	1	1	5	1	2	3	
立川拘置所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	17	6	長崎刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	1	8	3	
富山刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	7	4	熊本刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	4	0	
金沢刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	3	19	5	大分刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	8	3	
福井刑務所	4	4	0	1	1	0	2	6	5	0	1	宮崎刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	4	1	7	
岐阜刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	5	5	鹿児島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	3	3	
笠松刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	6	5	沖縄刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	4	7	6	
岡崎医療刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	1	0	1	佐賀少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	2	5	
名古屋刑務所	9	8	1	1	1	1	6	6	2	4	5	福岡拘置所	4	3	1	1	1	1	1	6	2	9	13	
												計		357	310	47	76	71	65	145	445	202	565	472

1 委員数は、令和6年3月31日現在

2 視察回数は、刑務支所及び拘置所を含む。また、同一日に支所を含め複数の施設を視察した場合は1件として計上。

3 意見数は、「各刑事施設視察委員会の意見に対する指摘等報告一覧表（令和5年度）」（法務省ホームページ公表）に基づく。

78. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成28年～令和7年）※ただし、令和7年の数字はいずれも速報値。

(1) 定員及び現在員の推移調（1月1日現在）

区分	定員	現員
平成28年	52,500	47,939
平成29年	52,500	47,909
平成30年	52,500	47,641
平成31年	52,500	47,245
令和2年	52,500	46,763
令和3年	52,500	46,358
令和4年	52,500	46,705
令和5年	52,500	46,956
令和6年	52,500	46,584
令和7年	52,500	46,043

(2) 保護司男女別平均年齢調（1月1日現在）

区分	保護司総数			平均年齢		
	男	女	計	男	女	計
平成28年	35,439	12,500	47,939	64.8	65.2	64.9
平成29年	35,400	12,509	47,909	64.8	65.3	65.0
平成30年	35,160	12,481	47,641	65.0	65.6	65.1
平成31年	34,816	12,429	47,245	64.9	65.6	65.1
令和2年	34,374	12,389	46,763	64.9	65.7	65.1
令和3年	34,026	12,332	46,358	64.8	65.6	65.0
令和4年	34,222	12,483	46,705	65.2	65.8	65.4
令和5年	34,382	12,574	46,956	65.4	66.1	65.6
令和6年	34,156	12,428	46,584	65.4	66.2	65.6
令和7年	33,470	12,573	46,043	65.2	65.9	65.4

(3) 保護司年齢構成調（1月1日現在）

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～76歳	77歳以上	計
平成28年	9	289	1,901	7,324	24,791	13,357	268	47,939
平成29年	13	299	2,077	7,175	24,574	13,522	249	47,909
平成30年	10	301	2,163	6,985	23,132	14,695	355	47,641
平成31年	10	316	2,307	6,917	22,031	15,307	357	47,245
令和2年	11	321	2,419	6,802	20,863	15,970	377	46,763
令和3年	12	350	2,502	6,890	20,205	16,030	369	46,358
令和4年	4	333	2,619	6,860	19,643	16,437	809	46,705
令和5年	11	350	2,597	6,955	18,944	16,820	1,279	46,956
令和6年	13	358	2,663	7,078	18,344	16,587	1,541	46,584
令和7年	21	370	2,773	7,175	17,947	15,676	2,081	46,043

(4) 保護司職業調（1月1日現在）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
農業・漁業	3,558	3,466	3,363	3,237	3,162	3,081	3,152	3,102	2,982	2,779
製造加工業	1,085	1,039	1,002	959	907	867	781	743	712	674
商業	2,742	2,626	2,475	2,345	2,192	2,062	1,805	1,709	1,617	1,475
サービス業	1,596	1,624	1,638	1,657	1,634	1,631	1,639	1,657	1,632	1,607
土木建設業	935	963	978	983	960	975	911	946	973	925
会社員	3,855	3,845	3,857	3,825	3,760	3,743	3,623	3,634	3,689	3,804
公務員	2,389	2,445	2,485	2,510	2,477	2,561	2,097	2,237	2,359	2,596
教員	866	904	926	960	956	980	852	860	912	911
会社・団体役員	4,695	4,713	4,721	4,723	4,720	4,783	4,995	5,002	5,040	5,086
医師	104	105	103	106	98	97	91	88	93	85
宗教家	5,387	5,399	5,429	5,471	5,494	5,468	5,573	5,627	5,658	5,631
弁護士	62	71	72	77	78	81	77	79	78	78
貸家・アパート経営業	619	613	595	564	539	534	541	548	520	503
社会福祉事業従事者	1,351	1,455	1,518	1,597	1,630	1,716	1,785	1,871	1,929	2,042
無職（主婦を含む）	12,941	12,806	12,565	12,199	11,933	11,487	12,385	12,188	11,767	11,105
その他	5,754	5,835	5,914	6,032	6,223	6,292	6,398	6,665	6,623	6,742
計	47,939	47,909	47,641	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956	46,584	46,043

79. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成28年度～令和7年度）

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (案)
総額	4,828,972	4,790,849	4,812,051	4,852,984	4,717,878	4,618,426	4,412,509	4,374,925	4,287,857	4,399,234
1人当たりの 金額	101	100	101	102	100	100	97	96	91	94
(参考) 保護司 予算積算人員	47,668	47,794	47,724	47,349	47,113	46,307	45,699	45,776	46,956	46,584

80. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成28年度～令和7年度）

(1) 定員及び現在員(各年1月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(案)
定 員	1,375	1,396	1,410	1,406	1,410	1,402	1,392	1,392	1,389	1,421
現在員	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382	1,376	-

(2) 男女別(各年1月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	968	973	976	968	960	965	942	914	897
女性	399	416	425	430	436	431	444	468	479
計	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382	1,376

(3) 年齢別(各年1月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20歳～29歳	14.8%	15.0%	15.4%	15.2%	15.6%	15.0%	15.8%	17.0%	16.9%
30歳～39歳	26.8%	25.2%	24.4%	23.7%	22.4%	21.8%	21.2%	20.6%	19.5%
40歳～49歳	28.4%	28.3%	28.1%	29.1%	28.9%	29.0%	29.3%	28.5%	26.6%
50歳～	30.0%	31.5%	32.1%	32.0%	33.1%	34.2%	33.7%	33.9%	37.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

81. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画

(1) 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数（令和7年1月1日現在）

施設数 102 定員数 2,382人

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
1	更生保護法人 大谷染香苑	大谷染香苑	47	札幌市
2	更生保護法人 札幌大化院	札幌大化院希望寮	30	札幌市
3	更生保護法人 函館創生会	巴寮	20	函館市
4	更生保護法人 旭川保護会	旭川清和荘	20	旭川市
5	更生保護法人 釧路慈徳会	釧路慈徳会	20	釧路市
6	更生保護法人 十勝自営会	十勝自営会	17	帯広市
7	更生保護法人 網走慈恵院	錦水寮	17	網走市
8	更生保護法人 北見更生保護会	清泉寮	20	北見市
9	更生保護法人 あすなろ	プラザあすなろ	15	青森市
10	更生保護法人 岩手保護院	岩手保護院	12	盛岡市
11	更生保護法人 宮城東華会	宮城東華会	35	仙台市
12	更生保護法人 秋田至仁会	秋田至仁会	20	秋田市
13	更生保護法人 羽陽和光会	羽陽和光会	20	山形市
14	更生保護法人 至道会	至道会	24	福島市
15	更生保護法人 有光苑	有光苑	20	ひたちなか市
16	更生保護法人 尚徳有隣会	尚徳会館	30	宇都宮市
17	更生保護法人 栃木明徳会	栃木明徳会	20	栃木市

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
18	更生保護法人 群馬県仏教保護会	群馬県仏教保護会	40	前橋市
19	更生保護法人 清心寮	清心寮	20	さいたま市
20	更生保護法人 千葉県帰性会	千葉県帰性会	20	千葉市
21	更生保護法人 更新会	更新会	20	新宿区
22	更生保護法人 興楽会	興楽会	22	板橋区
23	更生保護法人 斎修会	斎修会	20	新宿区
24	更生保護法人 慈済会	慈済会	20	荒川区
25	更生保護法人 新興会	新興会	27	豊島区
26	更生保護法人 真哉会	真哉会	20	足立区
27	更生保護法人 静修会	足立寮	45	足立区
28	更生保護法人 静修会	荒川寮	20	荒川区
29	更生保護法人 清和会	清和会	36	足立区
30	更生保護法人 善隣厚生会	善隣厚生会	20	渋谷区
31	更生保護法人 東京実華道場	ステップ押上	30	墨田区
32	更生保護法人 東京都更生保護協会	敬和園	20	中野区
33	更生保護法人 日新協会	日新協会	27	荒川区
34	更生保護法人 両全会	両全会	20	渋谷区

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
35	更生保護法人 鶴舞会	鶴舞会	20	町田市
36	更生保護法人 自愛会	自愛会	15	八王子市
37	更生保護法人 くにたち安立	くにたち安立	35	国立市
38	更生保護法人 紫翠苑	紫翠苑	20	八王子市
39	更生保護法人 まこと寮	まこと寮	34	横浜市
40	更生保護法人 横浜力行舎	横浜力行舎	19	横浜市
41	更生保護法人 川崎自立会	川崎自立会	40	川崎市
42	更生保護法人 報徳更生寮	報徳更生寮	33	小田原市
43	更生保護法人 新潟県保護会	新潟川岸寮	34	新潟市
44	更生保護法人 山梨以徳会	山梨以徳会	20	甲府市
45	更生保護法人 長野司法厚生協会	裾花寮	20	長野市
46	更生保護法人 松本保護会	みすず寮	17	松本市
47	更生保護法人 静岡県勧善会	静岡県勧善会	20	静岡市
48	更生保護法人 少年の家	少年の家	21	静岡市
49	更生保護法人 富山養得園	富山養得園	20	富山市
50	更生保護法人 徳風苑	親和寮	20	金沢市
51	更生保護法人 福井福田会	福井福田会	20	福井市
52	更生保護法人 岐阜県共助会	光風荘	20	岐阜市
53	更生保護法人 洗心之家	洗心之家	14	岐阜市
54	更生保護法人 愛知自啓会	愛知自啓会	24	名古屋市

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
55	更生保護法人 中協園	中協園	19	名古屋市
56	更生保護法人 立正園	立正園	20	名古屋市
57	更生保護法人 岡崎自啓会	岡崎自啓会	34	岡崎市
58	更生保護法人 徳永会大徳塾	徳永会大徳塾	12	豊田市
59	更生保護法人 東三更生保護会	東三更生保護会	30	豊橋市
60	更生保護法人 三重県保護会	三重県保護会	20	津市
61	更生保護法人 滋賀好善会	光風寮	20	大津市
62	更生保護法人 京都保護育成会	京都保護育成会	20	京都市
63	更生保護法人 西本願寺白光荘	西本願寺白光荘	20	京都市
64	更生保護法人 盟親	盟親	40	京都市
65	更生保護法人 和衷会	和衷会	110	大阪市
66	更生保護法人 愛正会	愛正会	20	大阪市
67	更生保護法人 宝珠園	宝珠園	17	堺市
68	更生保護法人 泉州寮	泉州寮	20	泉佐野市
69	更生保護法人 神戸学而園	湊川寮	20	神戸市
70	更生保護法人 播磨保正会	播磨保正会	30	姫路市
71	更生保護法人 姫路薬師寮	姫路薬師寮	20	姫路市
72	更生保護法人 至徳会	至徳会	19	奈良市
73	更生保護法人 端正会	端正会	20	和歌山市
74	更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	鳥取県更生保護給産会	20	鳥取市

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
75	更生保護法人 しらふじ	しらふじ	20	松江市
76	更生保護法人 備作恵済会古松園	備作恵済会古松園	20	岡山市
77	更生保護法人 美作自修会	美作自修会	17	津山市
78	更生保護法人 ウィズ広島	ウィズ広島	45	広島市
79	更生保護法人 呉清明園	吳清明園	20	吳市
80	更生保護法人 山口更生保護会	山口更生保護会	20	山口市
81	更生保護法人 たちばな会	たちばな荘	14	下関市
82	更生保護法人 徳島自立会	徳島自立会	18	徳島市
83	更生保護法人 讀岐修斎会	讀岐修斎会	20	丸亀市
84	更生保護法人 愛媛県更生保護会	愛媛県更生保護会	20	松山市
85	更生保護法人 高坂寮	高坂寮	18	高知市
86	更生保護法人 福岡梅香会	梅香寮	20	福岡市
87	更生保護法人 福岡弥生寮	福岡弥生寮	20	福岡市
88	更生保護法人 福正会	福正会	20	福岡市
89	更生保護法人 恵辰会	恵辰会	30	糟屋郡須恵町
90	更生保護法人 筑豊宏済会	筑豊宏済会	20	飯塚市
91	特定非営利活動法人 TFG (田川ふれ愛義塾)	田川ふれ愛義塾	19	田川市
92	更生保護法人 湧金寮	湧金寮	20	北九州市
93	更生保護法人 佐賀県恒産会	佐賀県恒産会	20	佐賀市
94	更生保護法人 長崎啓成会	長崎啓成会	20	長崎市

	運営主体	更生保護施設名	定員	住所
95	更生保護法人 佐世保白雲	佐世保白雲	20	佐世保市
96	社会福祉法人 南高愛隣会	雲仙・虹	20	雲仙市
97	更生保護法人 熊本自営会	熊本自営会	20	熊本市
98	更生保護法人 豊州保護会	あけぼの寮	20	大分市
99	更生保護法人 みやざき青雲	みやざき青雲	20	宮崎市
100	更生保護法人 草牟田寮	草牟田寮	20	鹿児島市
101	更生保護法人 がじゅまる沖縄	がじゅまる沖縄	20	那覇市
102	一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	やんばる青年隊	10	国頭郡東村

(2) 更生保護施設の整備状況（主要建物の構造別・経過年数別施設数）

令和6年6月1日現在

構造	経過年数					
	0-10	11-20	21-30	31-40	41-	総計
木					1	1
ブロック						0
鉄筋コンクリート	19	18	23	8	15	83
鉄骨	3	3	1	5	3	15
鉄骨鉄筋コンクリート						0
総計	22	21	24	13	19	99

※更生保護法人が運営している更生保護施設に限る。

(3) 今後の整備計画（令和6年度補正予算及び令和7年度（案））

補助対象の事業	全面改築事業（2施設）	その他の施設整備事業	計
補助金額（千円）（令和6年度補正）	394,170	80,360	474,530
補助金額（千円）（令和7年度（案））	0	26,280	26,280

82. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成28年度～令和7年度）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (案)
更生保護委託費 予算額 (千円)	4,813,424	5,026,746	5,279,450	5,377,099	5,430,965	5,473,533	5,341,737	5,372,765	5,392,954	5,303,729
更生保護委託費 予算単価 (円)										
入所委託分										
補導援護費 (一般分)	145.80	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
補導援護費 (加算分)	126.36	126.36	126.36	127.53	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70
薬物依存回復訓練費	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
食事付宿泊費	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,018.91	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43
宿泊費 (更生保護施設)	690.20	690.20	690.20	696.59	702.98	702.98	702.98	702.98	702.98	702.98
宿泊費 (その他施設等)	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,968.00	2,012.00	2,012.00	2,012.00
食事給与費	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,334.30	1,334.30	1,359.00	1,361.00
委託事務費	5,314.21	5,321.86	5,772.26	5,891.03	5,935.38	6,010.12	6,040.09	6,486.23	6,977.18	7,830.93
自立準備支援費	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
支援計画書作成費	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (案)
通所委託分										
補導援助護費 (職業訓練委託分)	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00
薬物依存回復訓練費	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
通所等遇費 (地域移行支援(通所支援分))	—	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
通所等遇費 (地域移行支援(訪問支援分))	—	—	—	—	—	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00
特定補導費(処遇メニュー)										
認知行動療法群	—	—	—	—	—	—	—	3,400.00	3,400.00	3,400.00
依存回復訓練群	—	—	—	—	—	—	—	1,297.00	1,297.00	1,297.00
社会適応訓練群	—	—	—	—	—	—	—	814.00	814.00	814.00
地域移行支援群	—	—	—	—	—	—	—	349.00	349.00	349.00
更生保護施設整備費 補助金予算額(千円)(※)	390,922	395,123	394,387	404,050	356,750	0	314,953	174,740	27,180	26,280

※ 令和5年度以前の予算額は(目)更生保護事業費補助金のうち更生保護施設整備事業費分

83. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成27年～令和6年）

(1) 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（平成27年～令和6年）

(各年1月1日現在)

区分	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
定員		14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252
現在員		13,843	13,878	13,938	13,957	13,965	13,960	13,991	13,956	13,957	13,926

(2) 人権擁護委員の男女別の推移（平成27年～令和6年）

(各年1月1日現在)

区分	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
男		7,541	7,476	7,509	7,482	7,445	7,396	7,423	7,363	7,290	7,234
女		6,302	6,402	6,429	6,475	6,520	6,564	6,568	6,593	6,667	6,692

(3) 人権擁護委員の年齢構成別及び平均年齢の推移（平成27年～令和6年）

(各年1月1日現在)

区分	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
20～29		1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
30～39		63	61	47	52	55	60	65	58	56	57
40～49		322	296	320	305	313	311	326	343	341	342
50～59		1,514	1,410	1,308	1,176	1,132	1,089	1,060	1,065	1,070	1,068
60～69		9,229	9,448	9,569	8,789	8,741	8,473	8,217	7,915	7,726	7,491
70～79		2,710	2,658	2,682	3,625	3,709	4,010	4,303	4,552	4,737	4,920
80～		4	4	10	9	13	16	19	22	26	47
平均年齢		64.7	65.0	65.3	65.9	66.0	66.1	66.1	66.1	67.0	67.0

(4) 人権擁護委員の職種別の推移（平成27年～令和6年）

(各年1月1日現在)

区分	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
無職		7,865	7,922	7,919	7,865	7,804	7,725	7,674	7,559	7,445	7,291
農林漁業		655	647	633	593	566	532	505	472	440	416
宗教関係		780	762	753	735	717	694	678	668	643	632
会社役員		678	650	632	606	615	593	583	560	531	530
商業		239	224	216	201	191	167	159	146	148	147
団体役員		337	330	327	324	339	343	363	351	350	335
弁護士		409	403	402	400	388	386	390	396	395	388
司法書士・税理士等		248	241	252	252	259	247	238	237	239	237
会社員		472	445	467	476	495	516	532	553	576	606
教育関係		445	437	470	530	589	652	697	773	834	895
各種委員		34	34	33	31	32	34	30	24	21	22
公務員		264	404	543	694	775	838	890	922	949	969
製造・加工業		25	23	22	22	27	26	28	29	29	24
議員		40	36	38	38	39	40	41	45	43	48
医療関係		91	87	91	99	98	96	92	100	99	95
報道関係		11	12	11	11	10	13	15	15	14	11
その他		1,250	1,221	1,129	1,080	1,021	1,058	1,076	1,106	1,201	1,280

84. 人権擁護委員実費弁償金(総額及び1人当たりの金額)(平成28年度～令和7年度)

年 度 区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
総額(千円)	(1,161,899)	(1,244,760)	(1,304,500)	(1,321,948)	(1,183,622)	(1,319,921)	(1,323,551)	(1,324,849)	(1,330,528)	
委員1人当たりの金額 (千円)	(82)	(87)	(92)	(93)	(83)	(93)	(93)	(93)	(93)	94
	82	87	92	93	94	93	93	93	93	94

※ 委員1人当たりの金額は、人権擁護委員実費弁償金の総額を予算定数で除した金額である。

※ 上段()内は、補正後予算額である。

85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成27年～令和6年）

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年末現在収容人員	1,003	1,133	1,351	1,246	1,054	346	124	229	432	529

※令和6年の数値は速報値である。

86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基づいて収容されている外国人の収容期間別の人數（令和5年12月末現在）
 (単位：人)

被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上2年半未満	2年半以上3年未満	3年以上
432	406	21	1	0	0	0	4

87. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）

施設名	常勤・常勤以外	定員 (R7.1.1現在)	現在員 (R7.1.1現在)	欠員数 (R7.1.1現在)
東日本	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		11	
大村	常勤医師	2	0	2
	常勤以外の医師		6	
東京	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		11	
横浜	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		9	
名古屋	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		4	
大阪	常勤医師	2	0	2
	常勤以外の医師		4	
合計	常勤医師	12	4	8
	常勤以外の医師		45	

88 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和5年）

（人員）

国籍	異議申出件数 (総数)	在留特別許可数 (総数)	退去強制事由別		
			不法入国・上陸	不法残留	刑罰法令違反等
フィリピン	321	271	22	221	28
中國	283	194	8	157	29
韓国・朝鮮	68	59	4	52	3
その他	1,729	636	45	497	94
計	2,401	1,160	79	927	154

（注）外国人出入国情報システムにより集計した数値であり出入国管理統計年報上の数値と異なる場合がある。

89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成26年～令和5年）

「技能実習1号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	6,377	6,680	6,665	7,492	6,222	6,300	1,652	218	3,575	4,008
フィリピン	867	1,043	1,243	1,382	1,254	1,199	297	21	1,071	1,199
ベトナム	925	1,023	852	1,265	1,214	1,020	293	58	914	880
インドネシア	560	658	797	923	722	710	349	0	785	810
タイ	1,179	1,217	1,392	1,477	1,040	936	272	50	370	479
中国	2,299	2,141	1,846	1,819	1,330	1,592	263	85	239	249
ミャンマー	16	50	47	30	67	184	21	4	27	110
メキシコ	22	30	21	165	116	43	33	0	2	53
南アフリカ共和国	0	0	14	29	16	25	8	0	28	33
マレーシア	185	207	156	128	152	210	48	0	24	31
パキスタン	4	9	13	21	4	15	0	0	0	26
その他の	320	302	284	253	307	366	68	0	115	138

「技能実習1号口」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	76,139	90,307	99,453	120,179	137,973	167,405	74,804	21,899	163,882	169,774
ベトナム	18,564	31,629	42,922	57,425	71,368	90,150	41,048	16,392	82,489	76,754
インドネシア	5,328	6,631	7,253	8,658	11,511	15,036	7,912	494	29,563	38,311
ミャンマー	643	1,719	2,356	3,203	3,656	6,276	3,522	821	11,563	15,217
フィリピン	6,130	8,875	9,498	11,541	10,806	12,640	4,822	224	12,918	12,859
中国	41,672	36,186	31,049	32,253	32,310	33,093	10,786	3,420	11,673	11,098
カンボジア	1,099	2,078	2,727	2,951	3,284	4,189	2,735	273	6,813	5,723
タイ	2,031	2,441	2,734	2,972	3,539	3,877	2,499	222	4,157	4,132
モンゴル	269	321	403	606	789	1,122	772	0	1,547	1,271
ネパール	141	89	97	88	116	184	118	8	986	1,142
スリランカ	85	121	127	196	256	326	236	40	651	878
その他の	177	217	287	286	338	512	354	5	1,522	2,389

「技能実習2号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	2	1	2	0	12	8	2	0	8	3
中 国	2	0	0	0	2	3	1	0	0	3
タ イ	0	0	0	0	0	4	1	0	7	0
ベ ト ナ ム	0	1	2	0	5	1	0	0	0	0
フ イ リ ピ ン	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習2号口」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	15	16	11	9	242	183	116	23	120	190
ベ ト ナ ム	1	4	3	1	94	108	47	8	45	94
中 国	14	11	4	7	92	56	43	14	48	60
フ イ リ ピ ン	0	0	2	0	9	5	3	0	12	16
ミ ャ ン マ ー	0	0	0	0	20	0	2	1	3	6
イ ン ド ネ シ ア	0	1	1	1	15	5	9	0	9	5
カ ン ボ ジ ア	0	0	0	0	7	1	12	0	1	4
モ ン ゴ ル	0	0	0	0	1	6	0	0	2	3
タ イ	0	0	1	0	3	1	0	0	0	2
ス リ ラ ン カ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
バ ン グ ラ デ シ ュ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習3号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数				0	64	226	63	3	148	138
フィリピン				0	20	81	33	0	65	61
ベトナム				0	23	95	9	0	65	52
中国				0	12	38	17	3	14	12
インドネシア				0	1	7	3	0	0	8
タイ				0	3	2	1	0	2	3
インド				0	0	0	0	0	0	2
ミャンマー				0	4	3	0	0	2	0
マレーシア				0	1	0	0	0	0	0
その他の				0	0	0	0	0	0	0

「技能実習3号口」新規入国者数

国籍・地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数				8	5,648	14,750	7,189	1,280	11,299	8,917
ベトナム				8	3,217	7,682	3,708	803	4,073	3,835
中国				0	1,050	2,668	1,092	285	1,932	1,833
インドネシア				0	490	1,118	700	57	2,028	1,141
フィリピン				0	491	1,806	821	46	2,036	1,091
タイ				0	164	537	349	29	417	383
カンボジア				0	135	466	255	17	384	295
ミャンマー				0	62	379	205	41	286	220
モンゴル				0	16	47	24	0	81	69
ラオス				0	9	16	15	0	19	15
スリランカ				0	9	19	11	2	21	12
その他の				0	5	12	9	0	22	23

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年7月1日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月1日）に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成26年～令和5年）

「技能実習1号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数	4,371	4,815	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	211	3,310	3,531
フィリピン	595	830	1,041	1,198	1,112	1,023	245	31	967	1,065
ベトナム	799	955	784	1,175	1,140	915	270	56	892	834
インドネシア	433	555	662	831	635	596	230	0	751	769
タイ	637	659	900	963	748	660	162	34	363	429
中国	1,710	1,562	1,305	1,394	1,057	1,235	225	86	227	155
その他	197	254	251	410	436	546	73	4	110	279

「技能実習1号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数	73,145	87,070	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	24,005	161,683	167,734
ベトナム	18,635	31,444	43,084	57,618	73,010	89,861	41,294	17,737	82,049	76,711
インドネシア	5,198	6,439	7,228	8,689	11,527	14,823	7,800	735	29,289	37,995
ミャンマー	563	1,535	2,274	3,061	3,611	6,116	3,439	933	10,935	14,472
フィリピン	5,818	8,545	9,124	11,122	10,681	12,248	4,573	350	12,719	12,708
中国	39,264	33,928	29,694	30,701	31,121	31,254	10,666	3,558	11,184	10,506
その他	3,667	5,179	6,238	6,910	8,299	10,106	6,704	692	15,507	15,342

「技能実習2号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数	2,553	2,684	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	2,818	878	2,255
ベトナム	557	611	819	853	1,105	1,447	1,359	737	213	721
フィリピン	284	284	342	573	706	777	949	674	177	687
インドネシア	205	289	416	482	552	595	603	478	188	494
中国	1,351	1,340	1,397	1,170	1,009	1,060	1,169	645	203	176
タイ	145	135	178	249	269	272	192	134	75	142
その他の	11	25	55	97	71	117	218	150	22	35

「技能実習2号口」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数	87,557	98,086	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	202,006	83,508	163,274
ベトナム	14,048	24,571	43,524	63,909	85,050	112,363	144,784	115,909	52,206	89,610
インドネシア	6,386	8,024	10,419	11,892	13,592	17,459	22,838	19,669	7,349	27,080
フィリピン	6,024	8,081	12,167	14,916	17,092	18,581	20,468	15,613	4,569	12,278
中国	57,768	52,256	48,461	44,302	43,322	44,352	45,755	28,145	9,450	10,367
ミャンマー	52	389	1,602	2,999	4,595	6,000	8,916	8,552	3,875	10,010
その他の	3,279	4,765	6,623	8,711	10,222	12,210	15,412	14,118	6,059	13,949

「技能実習3号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数				0	220	605	707	779	1,206	982
ベトナム				0	38	152	182	250	503	417
フィリピン				0	44	155	264	335	485	400
中国				0	108	209	202	108	122	92
タイ				0	19	63	30	25	35	35
インドネシア				0	1	8	11	14	14	19
その他の				0	10	18	18	47	47	19

「技能実習3号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末
総 数				8	7,178	25,751	39,149	46,304	74,355	66,780
ベトナム				8	4,156	13,989	20,990	25,874	40,483	34,891
フィリピン				0	686	3,090	5,149	6,183	10,223	8,794
インドネシア				0	607	1,923	2,977	4,111	8,328	8,050
中国				0	1,189	4,260	5,724	4,947	7,616	7,564
タイ				0	195	835	1,294	1,403	2,366	2,496
その他の				0	345	1,654	3,015	3,786	5,339	4,985

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年7月1日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月1日）に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成26年～令和5年）

「技能実習2号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ								
総 数	1,414	49,782	1,665	62,259	1,879	75,671	1,865	87,416	3,599	176,876	2,527	130,314	2,388	147,845	776	66,225	183	23,438	2,152	143,233
ベトナム	304	8,566	340	17,234	508	28,986	416	39,528	1,057	85,835	852	70,423	595	82,873	192	37,752	47	17,450	704	73,547
インドネシア	142	3,408	184	4,949	251	6,046	265	6,603	537	13,502	349	11,106	321	13,221	186	6,734	4	752	488	26,330
フィリピン	146	3,411	185	5,204	247	7,731	374	8,384	690	17,304	448	10,538	544	11,648	146	4,363	31	398	679	12,026
ミャンマー	0	51	4	400	19	1,378	41	2,105	17	4,554	62	3,653	128	5,696	16	3,169	4	941	19	9,556
中 国	738	32,224	844	31,291	733	27,214	584	25,165	973	45,352	622	26,818	696	25,441	173	8,322	83	3,220	126	8,404
そ の 他	84	2,122	108	3,181	121	4,316	185	5,631	325	10,329	194	7,776	104	8,966	63	5,885	14	677	136	13,370

「技能実習3号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ
総 数	158	1,550	180	4,508	293	14,130	503	26,385	629	37,681	142	12,157
ベトナム	16	945	20	2,553	63	7,658	191	15,012	279	22,013	34	6,613
フィリピン	24	198	30	639	121	2,030	193	3,497	226	4,524	72	1,318
インドネシア	0	119	0	254	3	1,026	9	2,593	11	3,811	4	1,277
中 国	96	147	81	550	82	1,846	57	2,436	82	3,698	15	1,172
タ イ	17	32	43	113	10	325	16	745	17	1,221	17	539
そ の 他	5	109	6	399	14	1,245	37	2,102	14	2,414	0	1,238

（注1）研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年7月1日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月1日）に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

（注2）平成29年及び平成30年の「技能実習2号」の在留資格変更許可人員には、技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。

89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成26年～令和5年）

○ 平成26年から令和5年までの在留資格「研修」、「技能実習」及び「特定活動（技能実習）」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	4,851	5,808	5,060	7,091	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	107	336	216	446	345	347	250	447	607	1,765
中國	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922	816
カンボジア	—	58	284	656	758	462	494	667	829	694
インドネシア	276	252	200	242	339	307	240	208	367	662
その他の	381	341	348	402	272	245	196	177	265	335

(注1) 平成30年以降は、在留資格「技能実習」の失踪者数である。

(注2) 「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年は「その他」に含まれる。

○ 平成26年から令和5年までの在留資格「技能実習」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	107	336	216	446	345	347	250	447	607	1,765
中國	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922	816
カンボジア	—	58	284	656	758	462	494	667	829	694
インドネシア	276	252	200	242	339	307	240	208	367	662
その他の	377	336	346	400	272	245	196	177	265	335

(注) 「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年は「その他」に含まれる。

90. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和6年）

「特定技能1号」新規入国者数

国籍・地域	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
総 数	563	3,760	1,093	20,418	43,626	64,626
イ ン ド ネ シ ア	112	717	56	8,068	14,904	19,658
ミ ャ ン マ 一	37	184	42	994	4,750	16,175
ベ ト ナ ム	304	1,816	765	3,221	9,981	11,816
フィ リ ピ ン	1	46	9	3,668	5,827	6,084
中 国	2	503	157	1,972	3,415	4,598
ネ パ 一 ル	7	28	3	1,072	2,075	2,841
ス リ ラ ン カ	0	15	0	64	413	1,085
カ ン ボ ジ ア	59	235	27	652	931	897
タ イ	27	139	31	448	837	686
モ ン ゴ ル	2	23	0	153	218	215
そ の 他	12	54	3	106	275	571

「特定技能2号」新規入国者数

なし

第4表

国籍・地域別 分野別 特定技能1号在留外国人人数

(令和元年6月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・舶用分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
アジア	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
カンボジア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
タイ	11	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	7	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受け入れのある国籍・地域のみ記載している。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年6月末現在)

国籍・地域	総 数	介護 分野	ビルクリーニング 分野	美形材産業 分野	産業機械製造業 分野	電気・電子情報産業 分野	建設 分野	造船・舶用 分野	自動車整備 分野	航空 分野	宿泊 分野	農業 分野	漁業 分野	飲食料品製造業 分野	外食業分野
総 数	5,950	170	84	537	561	268	374	175	54	2	39	930	55	2,094	607
ア ジ ア	5,925	167	82	537	559	268	374	175	54	2	38	929	55	2,094	591
ミャンマー	291	1	5	10	10	12	3	2	2	-	3	25	-	187	31
ブータン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3
ブルネイ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
カンボジア	243	-	8	2	1	1	5	-	1	-	-	167	-	57	1
スリランカ	30	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	4	-	9	12
中 国	597	27	-	81	61	34	47	30	1	-	4	121	3	117	71
台 湾	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	28
インドネシア	558	43	3	87	115	13	21	38	2	-	7	103	24	96	6
韓 国	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7	33
ラオス	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6	1
マレーシア	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
モンゴル	16	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	-	5	4
ネパール	49	1	-	-	-	-	2	-	-	-	6	13	-	3	24
フィリピン	369	49	11	30	24	20	19	59	37	-	2	66	-	37	15
タ イ	177	1	2	50	26	32	9	15	-	-	-	21	-	15	6
ベトナム	3,500	44	53	273	321	156	267	31	11	1	13	401	28	1,549	352
ヨーロッパ	16	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	12
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フ ラ ン ス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

国籍・地域	総	数	介護分野	ビルクリーニング分野	柔形材産業分野	産業機械製造業分野	電子情報産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
北米	イタリア	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	キルギス	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	スペイン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メキシコ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	アメリカ合衆国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南米	チリ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	ペルー	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受け入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	柔形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	総数	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
アジア小計	アジア小計	29,083	2,694	357	1,975	2,430	1,322	2,781	760	348	20	104	4,007	354	10,448	1,483
アジアミャンマー	アジアミャンマー	1,265	173	42	27	19	65	45	2	17	0	8	92	0	687	88
アジアブータン	アジアブータン	7	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1
アジアバングラデシュ	アジアバングラデシュ	16	4	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	5
アジアカンボジア	アジアカンボジア	636	14	14	3	2	3	38	3	1	0	0	434	0	123	1
アジアスリランカ	アジアスリランカ	83	1	2	10	6	9	0	0	1	1	0	18	0	11	24
アジア中国	アジア中国	2,499	177	4	202	237	108	198	75	1	2	5	440	26	863	161
アジア台湾	アジア台湾	107	18	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	0	18	58
アジアインド	アジアインド	11	4	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0
アジアインドネシア	アジアインドネシア	2,338	338	24	231	356	56	102	48	2	0	14	476	235	437	19
アジア韓国	アジア韓国	112	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	19
アジアラオス	アジアラオス	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	10
アジアマレーシア	アジアマレーシア	10	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6
アジアモンゴル	アジアモンゴル	123	43	6	2	2	0	12	0	3	6	5	8	0	21	15
アジアアネバール	アジアアネバール	329	150	16	0	0	0	14	0	1	7	23	22	0	21	75
アジアアバキスタン	アジアアバキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジアアフィリピン	アジアアフィリピン	2,621	320	27	151	341	165	188	460	188	1	3	415	1	333	28
アジアアタイ	アジアアタイ	697	12	1	150	64	65	45	22	0	0	0	141	0	183	14
アジアアベトナム	アジアアベトナム	18,191	1,428	221	1,198	1,403	851	2,132	150	126	2	36	1,929	92	7,721	902
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	44	7	5	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	25
ヨーロッパフィンランド	ヨーロッパフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	表面材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパフランス		7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2
ヨーロッパハンガリー		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパイタリア		8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
ヨーロッパキルギス		6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパロシア		7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ヨーロッパスペイン		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパスウェーデン		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ英國		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパウズベキスタン		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5
ヨーロッパスロバキア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米小計		7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
北米エルサルバドル		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米メキシコ		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
北米アメリカ合衆国		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南北米小計		10	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
南北米アルゼンチン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南北米ブラジル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南北米チリ		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
南北米ペルー		5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	柔形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総 数	総数	87,471	10,411	1,133	17,865	8,492	2,776	1,220	79	160	11,469	1,050	29,617	3,199
アジア小計		87,365	10,382	1,126	17,862	8,486	2,776	1,219	76	154	11,463	1,050	29,616	3,155
アジアインド	ド	40	20	0	11	0	0	5	0	0	2	0	0	2
アジアンドネシア		9,481	1,797	89	2,060	596	208	58	0	13	2,243	797	1,536	84
アジア韓国		158	14	0	0	0	0	1	1	5	0	0	31	106
アジアカンボジア		1,872	139	25	48	191	7	7	0	1	1,020	0	422	12
アジアスリランカ		224	37	8	32	6	0	9	3	0	57	0	35	37
アジアタイ		1,793	52	5	607	102	71	4	0	1	428	0	498	25
アジア台湾		144	26	0	0	0	0	1	1	6	10	0	24	76
アジア中国		6,143	449	17	1,160	524	415	8	1	6	1,078	52	2,186	247
アジアネバール		1,401	896	29	3	48	0	5	19	30	145	0	70	156
アジアバーレーン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジアパキスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジアバングラデシュ		76	17	3	3	17	0	0	0	0	7	0	8	21
アジアフィリピン		8,681	1,308	147	1,825	897	1,539	454	23	4	1,216	9	1,182	77
アジアブータン		30	15	0	0	3	0	0	0	0	10	0	1	1
アジアベトナム		52,748	4,294	649	11,782	5,897	525	606	18	52	4,938	192	21,741	2,054
アジアマレーシア		14	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	8
アジアミャンマー		4,107	1,145	143	300	154	10	57	0	32	211	0	1,828	227
アジアモンゴル		375	169	11	26	48	1	3	10	4	42	0	42	19
アジアラオス		76	3	0	5	2	0	0	0	0	54	0	10	2
ヨーロッパ小計		74	20	6	1	6	0	1	1	4	4	0	1	30
ヨーロッパイタリア		13	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
ヨーロッパウズベキスタン		7	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1
ヨーロッパ英國		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ヨーロッパエストニア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパオランダ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	英形材・苗 菜機械・電 気電子情報 関連製造業 分野	建設分野	造船・舶用 工業分野	自動車整 備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品 製造業分 野	外食業分 野
ヨーロッパキルギス		17	4	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパスウェーデン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパスペイン		7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパスロバキア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパドイツ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパハンガリー		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパフィンランド		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパフランス		6	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパボーランド		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパリトアニア		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパロシア		11	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4
アフリカ小計		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカガーナ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカマダガスカル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米小計		11	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
北米エルサルバドル		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米カナダ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米米国		5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
北米メキシコ		4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南米小計		16	4	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	6
南米アルゼンチン		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南米チリ		6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南米ブルジル		4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
南米ペルー		4	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
オセアニア小計		3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
オセアニアオーストラリア		3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3)令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数
 (令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総	数	1	1
アジア	小計	1	1
アジア	中国	1	1

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域、産業分野のみ記載している。

注3)令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和5年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	柔形材・産業機械・電子機器・電気電子機器製造分野	建設分野	造船・船用工場分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造分野	外食業分野
総数	総数	173,089	21,915	2,728	35,641	18,429	6,377	2,210	342	293	20,882	2,148	53,282	8,842
アジア小計		172,886	21,849	2,720	35,627	18,414	6,377	2,208	330	286	20,870	2,148	53,275	8,782
アジアインドニア		209	107	0	27	0	0	56	1	0	14	0	1	3
アジアインドネシア		25,337	5,229	433	4,929	1,586	879	194	5	37	5,330	1,694	4,503	518
アジア韓国		208	21	0	0	0	0	1	2	3	0	0	39	142
アジアカンボジア		3,659	218	74	120	502	9	27	0	2	1,889	0	757	61
アジアシンガポール		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
アジアスリランカ		600	134	15	60	65	1	22	3	2	90	0	75	133
アジアクイ		3,499	173	28	1,153	179	119	13	0	4	730	0	1,015	85
アジア台湾		203	31	0	0	0	0	1	3	11	13	0	41	103
アジア中国		11,402	901	88	2,266	976	750	13	4	16	1,808	101	4,015	464
アジアネバール		3,428	1,862	108	21	105	0	3	22	26	437	0	123	721
アジアバーレーン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジアバキスタン		5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アジアバングラデシュ		223	30	11	19	51	0	5	1	4	21	0	17	64
アジアフィリピン		17,660	2,812	268	3,313	1,857	3,526	719	215	6	2,255	9	2,177	503
アジアブータン		41	21	0	0	4	0	0	0	0	7	0	7	2
アジアベトナム		97,485	7,092	1,377	23,072	12,613	1,069	1,048	44	115	7,787	342	37,828	5,098
アジアマレーシア		32	10	0	0	1	0	1	0	2	2	0	4	12
アジアミャンマー		8,016	2,877	296	577	340	23	102	20	50	312	0	2,576	843
アジアモンゴル		728	323	22	55	129	1	3	10	7	77	2	73	26
アジアラオス		148	6	0	14	6	0	0	0	0	96	0	23	3
ヨーロッパ小計		147	49	8	2	15	0	2	9	5	10	0	4	43
ヨーロッパイタリア		14	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
ヨーロッパウクライナ		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ヨーロッパウズベキスタン		44	12	4	1	8	0	0	8	1	6	0	2	2
ヨーロッパ英	国	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
ヨーロッパエストニア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパオランダ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパギルギス		32	18	2	0	7	0	0	0	1	1	0	0	3

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	革形材・耐候機械・電気電子機器・関連製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品・製造業分野	外食業分野
ヨーロッパスウェーデン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパスペイン		7	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
ヨーロッパ・ロバキア		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ・ド・イツ		3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ・フランス		16	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ヨーロッパ・ベラルーシ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ・ベルギー		2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
ヨーロッパ・ボーランド		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ・ポルトガル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ・リトアニア		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ・ブルガニア		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ・クロアチア		13	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	5
アフリカ小計		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ・ガーナ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・マダガスカル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米小計		15	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	6
北米・カナダ		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北米・キューバ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米・コスタリカ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米・米国		7	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
北米・メキシコ		4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南米小計		35	9	0	12	0	0	0	0	1	1	0	2	10
南米・アルゼンチン		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
南米・コロンビア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南米・チリ		6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
南米・ブラジル		5	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
南米・ペルー		18	5	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア小計		4	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
オセアニア・オーストラリア		2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
オセアニア・フィジー		2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能1号外国人の受け入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3)令和5年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数
(令和5年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総	数 総	12	12
ア	ジ ア 小	計	12
ア	ジ ア 中	国	7
ア	ジ ア ベ ト ナ ム	5	5

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受け入れのある国籍・地域・特定産業分野のみ記載している。

注3) 令和5年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和6年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	家形料・産業機械・電気機器分野	建設分野	造船・船用工具分野	自動車整備分野	航空分野	海事分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造分野	外食業分野
総 数	総 数	251,594	36,719	4,635	44,044	31,853	8,703	2,858	859	492	27,785	3,035	70,202	20,300
ア ジ ア 小 計	251,261	36,634	4,617	44,028	31,833	8,703	2,850	947	471	27,770	3,034	70,182	20,192	
ア ジ ア イスラエル	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ア ジ ア イン ド	319	194	0	26	1	0	64	2	1	25	0	1	5	
ア ジ ア インドネシア	44,298	9,760	972	7,026	3,075	1,641	251	70	91	8,514	2,452	9,134	1,310	
ア ジ ア 韓 国	301	23	0	0	1	0	1	3	11	0	0	49	213	
ア ジ ア カンボジア	5,461	307	172	191	938	7	56	0	2	2,625	1	1,074	85	
ア ジ ア シンガポール	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
ア ジ ア スリランカ	1,522	419	23	89	134	0	39	20	10	196	0	125	467	
ア ジ ア タ イ	5,174	303	59	1,714	302	148	34	0	9	991	0	1,453	161	
ア ジ ア 台 湾	256	37	0	0	0	0	1	3	17	9	0	48	141	
ア ジ ア 中 国	15,660	1,143	598	3,085	1,760	751	23	5	36	2,254	125	4,941	939	
ア ジ ア ト ル コ	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
ア ジ ア ノバール	5,383	2,743	118	32	154	0	4	98	44	681	0	156	1,353	
ア ジ ア パキスタン	8	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	1	
ア ジ ア バングラデシュ	359	58	15	28	79	0	9	3	5	41	0	20	94	
ア ジ ア ヴィリビン	25,303	4,092	399	4,484	3,206	4,754	859	492	30	2,845	15	2,977	1,150	
ア ジ ア ブータン	50	20	0	0	6	0	0	0	0	9	0	13	2	
ア ジ ア ベトナム	126,740	8,970	1,839	26,599	21,291	1,376	1,341	164	140	8,503	439	46,914	9,163	
ア ジ ア マレーシア	40	9	0	0	4	0	2	0	2	3	0	2	18	
ア ジ ア ミャンマー	19,058	8,093	379	646	631	25	162	62	58	812	0	3,163	5,037	
ア ジ ア モンゴル	1,104	458	41	85	237	1	4	23	14	103	2	86	47	
ア ジ ア ラオス	220	13	2	14	13	0	0	0	0	149	0	25	4	
ヨーロッパ小計	239	62	14	1	19	0	7	7	16	12	1	12	88	
ヨーロッパバイタリア	26	3	0	0	1	0	1	1	2	0	0	1	17	
ヨーロッパウクライナ	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
ヨーロッパウズベキスタン	65	20	8	0	7	0	4	4	3	7	0	3	9	
ヨーロッパ英 国	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
ヨーロッパエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパオランダ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
ヨーロッパカザフスタン	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
ヨーロッパキルギス	36	16	1	0	11	0	0	0	3	1	0	0	4	
ヨーロッパクロアチア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパスウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
ヨーロッパスペイン	12	3	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	4	
ヨーロッパスロバキア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
ヨーロッパセルビア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパタジキスタン	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヨーロッパトイツ	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	本部材・産業機械・電気機器分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ・ハンガリー		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ・フランス		26	3	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	17
ヨーロッパ・ベルarus		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ・ベルギー		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ・ボーランド		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ・ポルトガル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ・ブルガニア		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ・ロシア		36	9	0	1	0	0	1	1	4	2	0	3	15
アフリカ小計		14	6	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	3
アフリカ・ウガンダ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アフリカ・エジプト		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ・エチオピア		2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
アフリカ・ガーナ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・カメルーン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・ニアン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・セネガル		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・ナイジリア		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ・ブルキナファソ		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
アフリカ・マダガスカル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ・モロッコ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米小計		25	8	3	0	0	0	0	0	1	2	0	1	10
北米・エルサルバドル		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米・カナダ		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北米・キューバ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米・コスタリカ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米・米国		13	4	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5
北米・メキシコ		7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	15
南米小計		49	8	0	15	0	0	0	0	3	1	0	7	15
南米・アルゼンチン		10	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	7
南米・チリ		5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南米・パラグアイ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南米・ブラジル		14	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	3
南米・ペルー		19	3	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア小計		6	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
オセアニア・オーストラリア		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オセアニア・フィジー		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能1号外国人の受け入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3)令和6年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

		(令和6年6月末現在)							
区分	国籍・地域	総数	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分	建設分野	造船・船用工野	農業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野	
総 数	総 数	153	23	66	23	21	11	9	
ア ジ ア 小 計		153	23	66	23	21	11	9	
ア ジ ア イ ン ド ネ シ ア		7	2	2	0	2	1	0	
ア ジ ア タ イ		4	0	0	4	0	0	0	
ア ジ ア 台 湾		2	0	0	0	1	0	1	
ア ジ ア 中 国		36	7	18	1	5	2	3	
ア ジ ア ネ パ ー ル		3	0	0	0	1	2	0	
ア ジ ア フ ィ リ ピ ン		8	0	0	4	2	1	1	
ア ジ ア ベ ト ナ ム		92	14	46	14	10	5	3	
ア ジ ア ミ ャ ン マ ー		1	0	0	0	0	0	1	

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域・特定産業分野のみ記載している。

注3)令和6年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

91 令和5年8月に法務大臣が記者会見で公表した「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に係る対応方針」に
係る在留特別許可・不許可・処理中の実績（人数、世帯数）

（人数、世帯数）

	令和4年12月末時点で退去強制令書の発付を受けた本邦出生の子ども		令和5年1月1日から令和6年6月10日までに退去強制令書の発付を受けた本邦出生の子ども	
	人数	世帯	人数	世帯
在留特別許可された者	171人	111世帯	41人	29世帯
在留特別許可されなかった者	21人	19世帯	19人	16世帯
自らの意思で帰国した者	9人	8世帯	2人	2世帯
処理中	0人	0世帯	0人	0世帯
計	201人	138世帯	62人	47世帯

（注1）本方針の対象者は、令和5年入管法等改正法の施行日（令和6年6月10日）までに我が国で出生して小学校、中学校又は高等学校で教育を受けた子ども

（注2）在留特別許可されなかった主な理由は、子どもが就学年齢に達していないことや親に看過し難い消極事情があり、他に適切な監護者等がいるとは認められないこと

92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和5年）

(1) インドシナ難民

我が国のインドシナ難民対策としては、ポート・ピープルに対する上陸の許可と海外キャンプ等からの定住受入れがあるが、平成8年以降の状況は、次に掲げる表のとおりである。

ポート・ピープルについては、平成元年6月に開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえ、同年9月の閣議了解により、一時庇護のための上陸の許可の審査を、いわゆるスクリーニング制度として実施してきたが、平成6年2月に開催されたインドシナ難民国際会議運営委員会において同制度が廃止されたのを受け、同年3月の閣議了解により、これを廃止し、出入国管理及び難民認定法等に基づき取り扱うこととした。

一方、インドシナ難民の定住受入れについては、平成6年12月の閣議了解により、それまでの定住枠1万人を超えても、引き続き受入れを行っていくこととした。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う合法出国計画（ODP）に係る申請手続きについては、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、平成16年3月末日をもって申請受付を終了している。

① ポート・ピープルの上陸者数等

昭和53年から平成6年までのポート・ピープルの上陸者数は次のとおりである。

上陸者数 13,768人

出生者数 564人

(注1) 上陸者数には中国からのいわゆる偽装難民を含む。

(注2) 平成6年3月の閣議了解以降は、不法入国者として取り扱うこととなったため、平成7年以降の計上はない。

(注3) 平成18年以降、インドシナ難民の受入れはない。

② 本邦定住難民の推移（平成17年12月31日現在）

		内訳				年別	定住数
		国内の一時滞在者	海外キャンプ滞在者	政変前入国の元留学生	合法出国者(O.D.P.)		
53年	ベトナム	3,527	1,801	625	1,420	7,373	7,373
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,210	44	0	1,254	1,254
	小計	3,527	4,244	742	1,420	9,933	9,933
8年	ベトナム	1	4	0	146	151	7,525
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	146	151	10,085
9年	ベトナム	1	4	0	152	157	7,681
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	152	157	10,241
10年	ベトナム	5	0	0	122	127	7,808
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	5	0	0	5	1,259
	小計	5	5	0	122	132	10,373
11年	ベトナム	1	5	0	152	158	7,966
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,259
	小計	1	5	0	152	158	10,531
12年	ベトナム	0	0	0	126	126	8,092
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,268
	小計	0	9	0	126	135	10,666
13年	ベトナム	0	0	0	91	91	8,183
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	40	0	0	40	1,308
	小計	0	40	0	91	131	10,797
14年	ベトナム	0	6	0	129	135	8,318
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,317
	小計	0	15	0	129	144	10,941
15年	ベトナム	1	0	0	136	137	8,455
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,326
	小計	1	9	0	136	146	11,087
16年	ベトナム	0	6	0	126	132	8,587
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	12	0	0	12	1,338
	小計	0	18	0	126	144	11,231
17年	ベトナム	0	0	0	69	69	8,656
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	19	0	0	19	1,357
	小計	0	19	0	69	88	11,319
合計	ベトナム	3,536	1,826	625	2,669	8,656	8,656
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,313	44	0	1,357	1,357
	小計	3,536	4,372	742	2,669	11,319	11,319

(2) 第三国定住受入難民

我が国の第三国定住による難民の受入れについては、平成20年12月16日付け閣議了解等に基づきタイのメーラ・キャンプ等に滞在するミャンマー難民を、パイロットケースとして年に1回約30人（家族単位）、5年にわたり受け入れることとされ、平成22年度から平成26年度までに18家族86人を受け入れた。

また、平成26年1月24日付け閣議了解及び同日付け難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることとなり、平成27年度には6家族19人を、平成28年度には7家族18人を、平成29年度には8家族29人を、平成30年度は5家族22人を、令和元年度は6家族20人を受け入れた。

さらに、令和元年6月28日に上記閣議了解を一部変更し、同変更等により、令和2年度以降の受入れから受入対象や受入人数等の範囲を拡大した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の社会的な状況等を踏まえて受入れの延期等を余儀なくされ、受入れには至らなかったが、令和3年度は4家族6名、令和4年度は36家族50名、令和5年度は32家族55名を受け入れた。

(3) 難民

難民条約上の難民として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和5年12月31日現在)

区分 年別	申 請 数	処 理 数			未処理数	認 定 率
		認 定	不 認 定	取 下 げ		
昭和57年～平成30年	71,168	750 (136)	48,114	7,182	15,317	1.5%
令和元年	10,375	44 (1)	4,936	2,152	18,562	0.9%
令和2年	3,936	47 (1)	3,477	1,916	17,061	1.3%
令和3年	2,413	74 (9)	4,196	1,889	13,324	1.7%
令和4年	3,772	202 (15)	5,418	1,632	9,860	3.6%
令和5年	13,823	303 (14)	5,045	2,850	15,501	5.7%
合 計	105,487	1,420 (176)	71,186	17,621	—	2.0%

(注) () 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(注) 難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が、令和5年に2人いる（不認定者の内数。）。

(4) 補完的保護対象者

入管法上の補完的保護対象者として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和5年12月31日現在)

区分 年別	申 請 数	処 理 数			未処理数	認 定 率
		認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年	678	0	0	0	678	—

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(5) 難民及び補完的保護対象者の合計

入管法上の難民等として申請した数やその処分状況の合計は、次のとおりである。

(令和5年12月31日現在)

区分 年別	申 請 数	処 理 数			未処理数	認 定 率
		認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年	14,501	305	5,045	2,850	16,179	5.7%

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成26年～令和5年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成26年～令和5年）、審査請求の平均処理期間（令和5年）

(1) 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成26年～令和5年）

難民認定申請から認定・不認定の処分とした事案（一次審査）の平均処理期間は、平成26年においては約8月、平成27年においては約8月、平成28年においては約9月、平成29年においては約10月、平成30年においては約1年1月、令和元年においては約1年5月、令和2年においては約2年1月、令和3年においては約2年8月、令和4年においては約2年9月、令和5年においては約2年2月である。

(2) 難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成26年～平成29年）

難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間は、平成26年においては約3年1月、平成27年においては約2年11月、平成28年においては約2年5月、平成29年においては約2年4月である。なお、平成30年以降、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 審査請求の平均処理期間（平成30年～令和5年）※審査請求が行われてから審査請求に対する裁決までの平均処理期間

審査請求の平均処理期間は、平成30年においては約18.0月、令和元年においては約17.9月、令和2年においては約26.8月、令和3年においては約20.9月、令和4年においては約13.3月、令和5年においては約9.9月である。

94. 国籍(出身地)別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移(平成26年~令和5年)

地 域	国籍ないし 出身地	合計										
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
ア	中國・本土	8,347	9,847	11,039	10,326	10,886	11,580	10,933	9,331	10,182	13,952	106,423
	中國・台湾	514	649	689	810	1,065	1,259	927	672	740	1,075	8,400
	中國・香港	51	61	61	70	93	143	156	139	193	374	1,341
	香港(英國系)	2	6	1	4	5	12	12	12	9	43	106
	韓国	1,234	1,288	1,422	1,487	1,575	1,663	1,376	1,117	1,212	1,558	13,932
	マレーシア	161	176	164	181	237	294	293	293	247	334	2,380
	ターキイ	171	200	238	239	298	300	245	225	254	355	2,525
	インドネシア	124	147	214	253	362	469	540	608	672	1,088	4,477
	フィリピン	65	126	168	230	319	447	458	411	501	504	3,229
	インド	82	90	116	136	186	287	315	251	348	427	2,238
	ブルネイ									2	5	14
	パングラディッシュ	69	64	90	110	233	467	501	542	711	651	3,438
	シンガポール	16	18	22	26	27	31	35	32	27	39	273
	バキスタン	28	26	34	33	45	56	76	82	86	136	602
	ミャンマー	129	160	183	212	348	593	672	614	719	713	4,343
	アフガニスタン			6	2	7	12	5	5	8	14	20
	イラク			1	3	1	1	4	6	3	4	23
	イラン	18	21	19	14	30	31	19	26	30	31	239
	サウジアラビア	1	10	21	14	16	10	9	15	11	4	111
	ネバール	278	503	1,167	2,026	2,934	3,591	3,552	4,403	5,769	5,996	30,219
	スリランカ	87	121	177	242	432	704	1,145	1,477	1,347	855	6,587
	トルコ	17	20	11	26	20	28	32	37	38	33	262
	ラオス	12	9	6	10	8	16	11	9	10	23	114
	ベトナム	611	1,153	2,488	4,633	5,244	7,030	6,582	6,885	8,406	10,343	53,375
	シリア	4	5	7	11	8	7	14	8	14	20	98
	イスラエル	1	2	7	5	5	4	6	5	2	7	44
	レバノン			1	1		1	3	2	2	2	12
	ヨルダン			1	1	3	6	5	2	4	1	29
	フータン					14	101	44	38	37	16	250
	カンボジア	22	18	25	36	24	34	55	55	65	73	407
	モンゴル	98	99	146	197	275	320	314	296	324	465	2,534
	その他の	17	7	2	4	12	11	12	15	12	36	128
ア	アジア小計	12,159	14,834	18,524	21,347	24,720	29,506	28,354	27,612	31,988	39,188	248,232
北米	米国	164	147	164	180	199	240	201	239	185	344	2,063
	米カナダ	30	19	33	30	25	29	38	44	37	59	344
	北米小計	194	166	197	210	224	269	239	283	222	403	2,407
中	ラジル	26	26	18	22	38	49	39	32	39	56	345
	メキシコ	22	14	25	31	29	38	30	37	44	77	347
	コスタリカ	3	1	5	4	1	3	4	4	3	28	
	ペルー	10	8	7	3	4	9	14	8	11	16	90
	ペネズエラ	8	5	2	5	7	8	5	6	5	7	58
	ウルグアイ					1		1			2	
	ドミニカ			1	1	2		3	1		8	
	ジャマイカ			1	1	1	1	1	1	4	1	12
	アルゼンチン	2	6	8	5	10	10	13	6	8	21	89
	ペリーズ										0	
	ボリビア	2	3	3	3	4	4	1		1	21	
	パラグアイ			1	4		6		2	2	3	18
	コロンビア	13	5	8	13	9	16	11	14	12	17	118
	チリ	1	7	4	5	9	5	7	11	14	17	80
	ホンジュラス				2	3	2	2	1	1	1	11
	その他の	6	10	6	8	16	22	19	15	11	23	136
中南米	小計	88	88	85	109	133	175	149	138	155	243	1,363
オ	オーストラリア	21	22	15	30	34	25	25	24	30	51	277
	ニュージーランド	8	14	7	7	14	6	18	2	6	11	93
	アフリジー	3	2	6	3	4	4	2	8	8	40	
	ニトング	6	1	5	1	3	7	4	4	4	6	41
	ソロモン										0	
	その他の	2	3	1		1	1	3	5	4	6	26
オセアニア	小計	37	43	30	44	55	43	54	37	52	82	477

地 域	国籍ないし 出身地	合計										
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
ア	フランス	56	54	88	99	91	89	90	94	86	183	930
	スウェーデン	19	20	25	30	36	28	19	13	14	23	227
	ドイツ	19	28	31	29	22	35	51	27	41	52	335
	ベルギー	8	8	6	5	11	7	9	10	7	26	97
	英國	33	41	31	45	46	37	40	51	78	86	488
	イタリア	40	56	71	47	65	85	59	59	114	681	
	オランダ	3	11	7	6	9	14	9	4	9	13	85
	スイス	9	8	8	12	7	7	7	12	8	90	
	フィンランド	6	10	12	8	10	8	7	6	10	12	89
	ブルガリア	4	3	5	3	7	8	5	4	6	8	53
	ロシア連邦	50	64	72	81	111	126	92	116	128	231	1,071
	デンマーク	3	4	1	0	3	1	1	4	3	3	23
	ポーランド	9	9	8	11	9	13	10	10	4	16	99
	スペイン	32	25	42	48	43	44	31	33	34	80	412
	ハンガリー	7	4	4	11	10	5	8	6	6	14	75
	チエコ	2	3	2	1	2	7	1	4	5	3	30
	ポルトガル	2	5	5	6	7	6	7	5	6	12	61
	ルーマニア	14	7	6	5	6	9	3	10	4	7	71
	ウクライナ	17	7	10	16	19	27	9	13	11	26	155
	アゼルバイジャン	1	3	3	2	5	3	4	2	5	5	28
	イルランド	3		1	1	1	4	3	3	1	6	22
	オーストリア	4	2	3	3	5	4	7	3	5	4	37
	ジョージア	2		0	3	1	3	1	3	1	1	11
	ギリシャ	3	3	3	4	1	4	1	4	1	3	28
	アルバニア	0	2	1	2	1	1	4	2	1	1	10
	ノルウェー	2	2	4	2	10	6	3	5	4	9	47
	アルメニア			1	2	3	1	1	2	2	2	10
	クロアチア	4		4	4	1	1	1	1	2	1	14
	スロバキア	1	2	3	3	5	3	5	3	5	2	21
	カザフスタン	2	10	5	6	7	9	8	15	11	20	93
	エストニア	2	1	1	1	2	3	1	3	4	1	17
	アイスランド	1		1	1	1	1	1	1	1	1	7
	ルクセンブルグ			0	2	1	1	2	2	6	6	11
	キルギス	4	2	14	10	16	10	15	26	15	112	
	ペラルーシ		1	6	4	4	1	8	10	10	13	47
	ウズベキスタン	13	16	31	58	82	111	123	108	132	186	860
	タジキスタン		3	1	4	2	10	6	5	5	15	46
	その他の	28	14	10	14	18	18	13	13	17	15	160
ヨ	ロッパ小計	385	428	501	584	668	754	685	668	755	1,225	6,653
	ガーナ	2	6	7	6	17	6	13	18	11	23	109
	コートジボワール		1	2	1	3	3	3	1	5	4	23
	チュニジア	3	4	6	6	3	6	5	9	3	10	55
	アコンゴ		1	0	2	1	1	1	1	1	1	6
	エチオピア	4	1	3	0	5	2		3	9	6	33
	スードン		1	2	3	1	1	1	2	6	1	24
	エジプト	15	15	10	24	26	34	25	32	31	33	245
	ナイジェリア	9	5	4	7	9	22	13	28	34	26	157
	セネガル	11	10	8	13	11	11	11	16	16	12	108
	ケニア	9	13	12	10	10	29	14	21	17	24	159
	リビア		1	3								

95. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成26年～令和5年）

年	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員
平成26年	1,567	2	1,565
平成27年	66	—	68
平成28年	23	—	20
平成29年	13	—	13
平成30年	20	—	20
平成31年／令和元年	20	—	21
令和2年	24	—	24
令和3年	22	—	21
令和4年	25	—	25
令和5年	30	—	26

注1 通常受理人員と処理人員の合計が一致しないのは、移送等の中間処分や処分未済による。

注2 平成21年に、外国人登録制度の廃止等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が成立し、同法が平成24年に施行されたため、上表の数値には、外国人登録証常時携帯義務違反人員は含まれていない。

96. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被収容者、被仮放免者、仮放免逃亡者のそれぞれの推移（平成26年～令和4年）

(単位：人)

	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末
送還忌避者数（総数）	3,790	4,008	4,038	3,958	3,510	3,228	3,103	3,224	4,233
うち被収容者	290	290	313	576	681	649	248	79	87
うち被仮放免者	3,404	3,606	3,555	3,106	2,501	2,217	2,440	2,546	2,736
うち手配者（逃亡者）	96	112	170	276	328	362	415	599	1,410

(注1)被収容者数については、平成26年から平成30年までは、全ての入管収容施設に収容中の者であって、退去強制令書に基づく収容期間が6月以上のものを計上。令和元年から令和4年は、収容期間にかかわらず、全ての入管収容施設に収容している被収容者であって、退去強制令書発付後に本邦からの退去を拒んでいる被収容者を計上。

(注2)被仮放免者数については、平成26年から令和元年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者の総数を計上。令和2年から令和4年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者のうち、帰国希望者を除いたものを計上。

97. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成27年～令和6年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
司法書士	21,985	22,220	22,519	22,652	22,775	22,777	22,874	23,054	23,121	23,334
土地家屋調査士	17,192	17,020	16,873	16,737	16,526	16,390	16,186	15,964	15,756	15,537

※ いずれも12月末日現在である。

98. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数

国名	人口 (単位 千人)	裁判官 (単位 人)	検察官 (単位 人)	弁護士 (単位 人)	法曹人口合計 (単位 人)	各1人当たりの国民数(単位 人)			
						裁判官	検察官	弁護士	法曹全体
日本	124,002	3,020 (3,826)	1,888 (2,767)	45,825	50,733 (52,418)	41,060 (32,410)	65,679 (44,815)	2,706	2,444 (2,366)

(注) ()内の数字は、裁判官にあっては簡裁判事を加えた裁判官数を、検察官にあっては副検事を加えた検察官数を計上したもの。

(注) 人口は総務省統計局による令和6年4月1日現在の数である。

裁判官数、検察官数は令和6年度の定員である。

弁護士数は令和6年4月1日現在の正会員数(日本弁護士連合会調べ)である。

(注)各一人当たりの国民数は、人口を、裁判官・検察官・弁護士・法曹人口合計の各数で除したもの(単位未満は四捨五入)。

99. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和7年度）

1 法教育における取組の実施状況

法教育における取組に關し、まず、学校現場における法教育を実践するための支援として、法教育教材について、小学生・中学生・高校生向けの冊子教材及び小学生・中学生向けの視聴覚教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、具体的な法教育授業の実践例として、モデル授業例を法務省ホームページで公開している。このほか、成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げを踏まえて、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けリーフレットの作成・配布、小学校、中学校及び高等学校の各段階に応じた、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材の作成をしている。

また、法教育の担い手の育成として、令和元年度以降、教員の指導力向上や法教育教材の活用方法の習得等を目的とした「法教育セミナー」を開催している。

令和7年度は、法教育セミナーの実施のほか、学校現場におけるICT化の進行の現状を踏まえたデジタル教材の制作、小学校現場における法教育の実施状況や課題等の実情を把握するための調査を実施する予定である。

2 令和7年度関係予算（案）

17,636千円

100. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和7年度）

法務省における令和7年度裁判員制度広報経費について

■予 算 (案) 額

3百万円

※執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

101. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和7年度）

令和7年度

■ 予 算 (案) 額 21百万円

(内訳)

○ 庁費（テレビ会議システム等）	5百万円
○ 旅費（裁判員裁判対応旅費）	16百万円

※執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		【最高裁判所から回答】
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		【最高裁判所から回答】
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。		【最高裁判所から回答】
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	(法務省) 法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。 附帯決議を踏まえて、2回目の「法曹の質に関する検証結果報告書」の公表に向けて調査を進めているところである。 【最高裁判所から別途回答】
	措置済み（令和6年）	(法務省・文部科学省) 法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法

		<p>試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和6年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		【最高裁判所から回答】
六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。		【最高裁判所から回答】
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。		【最高裁判所から回答】
八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。		【最高裁判所から回答】

○総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害者等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、早期に円滑かつ充実した運用が開始できるよう、必要な予算の確保及び体制の整備について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
二 犯罪被害者等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害者等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、援助を必要とする犯罪被害者等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、改正法の施行に向けた効果的かつ効率的な周知広報の在り方について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。 【警察庁から別途回答】
三 犯罪被害者等支援施策には様々な実施主体による多様な支援があること、犯罪被害者等に対し被害直後から包括的かつ継続的な支援を行う必要があることなどを踏まえ、各犯罪被害者等支援施策を実施する関係機関の緊密な連携体制を構築するよう努めること。		【警察庁から回答】
四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手となる契約弁護士等が十分に確保できるよう、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。	検討中	早期に円滑かつ充実した運用が開始できるよう、改正法の施行に必要となる政省令の策定等に向けて直ちに取組を開始し、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断とともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、対象者の該当性の判断方法、費用負担を求める基準及びその負担額について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。

七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。	検討中	現行法令における類似の文言の解釈に係る政府全体としての検討状況も踏まえ、検討を行っていく予定である。
--	-----	--

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不斷に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>	(法務省) 未着手	令和7年1月時点で本法は未施行であるため、その施行後の状況を注視していくこととしている。
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があつたことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすこととする。</p>	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、裁判所からの依頼により、講演を実施した。</p> <p>引き続き、父母の協議や裁判所における判断に当たって本改正の内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、附帯決議の趣旨を踏まえて、関係府省庁等連絡会議において、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知広報の在り方や親権の単独行使の対象等についてのQ&A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。</p>

		引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知広報に努めることとしている。
四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q & A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、関係府省庁等連絡会議において、医療や教育を含む様々な場において適切な運用がされるような周知広報の在り方やQ & A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。</p> <p>引き続き、改正内容の周知広報に努めるとともに、分野ごとに個別に必要な取組について関係府省庁等連絡会議において検討を行うこととしている。</p>
五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p>
六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。		【最高裁判所から回答】
七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p> <p>また、本法の施行後の状況を注視し、必要な調査を行うこ</p>

費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。		ととしている。
八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。
九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物理的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。		【最高裁判所から回答】
十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。
十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになると等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。		【内閣府、こども家庭庁から回答】
十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯

<p>し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>		<p>決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものであり、その中で、父母間で親子交流の取決めがされたにもかかわらず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むことは父母間の人格尊重・協力義務に違反する場合があることを説明している。</p> <p>引き続き、そのことが十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p> <p>【最高裁判所、こども家庭庁から別途回答】</p>
<p>十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。</p>		<p>【厚生労働省から回答】</p>
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないよう、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げ、本法の施行に伴う社会福祉制度等への影響について検討を行っている。</p> <p>引き続き、子に不利益が生じることがないよう、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこととしている。</p>
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っているところ、当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、同会議において、当該パンフレット及び動画に続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知広報の在り方やQ & A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。</p>

引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知広報に努めるとともに、関係府省庁等連絡会議において、本法の円滑な施行に向けた準備を丁寧に進めることとしている。

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。	検討中	特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を踏まえ、法施行後も適切に運用していく予定である。
二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。	検討中	改正法の施行に向けて、政省令やシステム等の整備を進めており、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置についても検討を行っていく。
三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとすること。	検討中	改正法の施行に向けた準備と併せ、偽造技術への対応及びセキュリティ対策について検討を行っていく。
四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。	検討中	特定在留カードを紛失等した場合の対応については、必要な周知を行う予定である。

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>育成就労制度では、転籍制限の緩和等を行うこととしているほか、受入れ機関に関する要件の適正化等により労働関係法令がより確実に遵守されるようにしている。また、3年間の就労を通じて特定技能1号の在留資格取得の要件となる水準の技能及び日本語能力を修得することとしている。</p> <p>加えて、外国人の受入れ環境を整備することは極めて重要であるところ、政府においては、令和4年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、外国人との共生社会の実現に向けた各種取組を進めている。</p> <p>引き続き、国民の声にも耳を傾けながら、外国人との共生社会の実現に向けて、関係省庁一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令における義務として遵守すべき事項、賃金、労働時間等の主要な労働条件等の雇用管理の改善のために努める事項のほか、国籍を理由とした差別的取扱いを行ってはならない旨等について規定しているところであり、引き続き同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っていく。</p> <p>現行の技能実習制度では、外国人技能実習機構において、監理団体や実習実施者に対する実地検査や技能実習生からの相談・申告等、実習実施者からの技能実習実施困難時届出書の提出などにより実態把握に努めている。</p> <p>その上で、人権侵害や失踪の防止に資する取組の1つとして、令和6年11月にやむを得ない事情による転籍について、</p>

			<p>その範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化する運用の改善を行った。</p> <p>育成労制度においても、現行の技能実習制度での取組を踏まえつつ、外国人育成労機構による実地検査、育成労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握し、必要に応じて、情報共有や改善措置について検討することを予定している。</p>
三 育成労の関係者は、育成労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとすること。	検討中		<p>外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第48条第2項において、育成労関係者が育成労外国人の外出その他の私生活の自由を不当に制限することを禁じており、外国人育成労機構による指導や主務大臣等による行政処分等を通じ当該規定の履行を確保していく。</p> <p>また、技能実習制度においては、技能実習生が妊娠・出産等した場合の法的保護等についてリーフレット等を通じて周知を行っており、育成労制度においても引き続き取り組む。</p>
四 地域社会での生活や育成労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとすること。	一部措置済み (令和6年)		<p>効率的な技能修得、外国人本人の権利保護、地域社会での共生といった観点から、育成労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る講習受講や試験合格の要件を設け、継続的な学習により段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。</p> <p>日本語教育環境の整備の観点では、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においては、取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」等を掲げ、日本語教育に関する各種取組を進めている。</p> <p>また、令和6年4月に施行された日本語教育機関認定制度の着実な実施に努めており、地方における日本語習得の機会</p>

			の確保については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、地方公共団体による日本語教育環境整備に対する支援を行う等の取組を実施している。
五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとすること。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。	一部措置済み (令和6年)	令和6年12月17日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成労制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の開催を決定した。特定技能及び育成労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、有識者会議における意見を踏まえて、政府として決定することとしている。 高度外国人材に関しては、新たな制度として令和5年に「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」を創設しており、引き続き制度の積極的な周知等を通じて、高度人材の更なる呼び込みに向けて取り組むこととしている。	
六 政府は、育成労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、一号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と待遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討した上で厳格に設定すること。	一部措置済み (令和6年)	育成労産業分野は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野とした上、同分野において外国人の受け入れが必要であることを客観的な指標等により具体的に示すことを予定している。	
七 育成労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の待遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。	一部措置済み (令和6年)	育成労制度では外国人の報酬の額に関して、育成労外国人に対する報酬の額が日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上であることという要件を設けている。今後、当該要件の実効性確保の在り方について検討していく。	
八 育成労制度及び特定技能制度の各種評価試験について、各制度趣旨に沿った適正レベル、内容となるよう有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を	措置済み (令和7年)	令和7年2月、特定技能制度及び育成労制度における技能評価試験について意見を聴くため、「特定技能制度及び育	

踏まえ、適正化を図ること。		成就业制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下に「特定技能制度及び育成就业制度の技能評価に関する専門家会議」を開催することとした。今後、特定技能制度及び育成就业制度の技能評価試験について、同専門家会議からの報告を受けた同有識者会議の意見を踏まえ適正に設定していく。
九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受け入れ手段について検討を行うこと。	一部措置済み (令和6年)	過去に技能実習生として在留していた者のうち、従事していた業務に対応する育成就业産業分野が存在しない場合などについて、育成就业外国人として受け入れ可能とすることとしている。
十 育成就业労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討すること。	一部措置済み (令和7年)	令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就业制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて育成就业外国人本人の意向による転籍に係る主務省令の内容を検討していく。その上で、各分野において設定する本人の意向による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準については、「特定技能制度及び育成就业制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聴いた上で分野別運用方針の内容を検討していく。 また、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの要否等を検討する予定。
十一 育成就业労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。	検討中	育成就业外国人による転籍の希望の申出の手続について、その詳細を定める主務省令の策定等に向けて検討していく。 技能実習制度においては、転籍手続中の技能実習生が当該期間中の生活を維持するため、在留管理制度上の措置を講じているところであり、育成就业外国人の転籍手続中の生活支援等の在り方についても、技能実習制度における取扱いも踏

	検討中	<p>まえ検討していく。</p> <p>本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「一年」という有識者会議の最終報告書及び関係閣僚会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとすること。</p> <p>本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定するものとしている。</p> <p>今後、上記の趣旨を踏まえつつ、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の意見を聴いた上で、分野ごとに当該期間を設定していく。</p>
<p>十三 育成就労労働者が一年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、二年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が一年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設けること。</p>	検討中	<p>主務省令は令和7年夏ごろに公布することを予定しており、令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、主務省令の内容を検討していく。</p>
<p>十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大二年間制限することになるところ（法第九条の二第四号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後三年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。</p>	検討中	<p>育成就労外国人の転籍の状況については、外国人育成就労機構等を通じて把握していく。また、本法附則第26条第1項において、政府はこの法律の施行後3年を目途として、育成就労制度の運用状況の検証を行うこととされており、当該規定も踏まえ適切に対応していく。</p>
<p>十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・待遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。</p>	一部措置済み（令和7年）	<p>令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて労働者派遣等監理型育成労に係る主務省令の内容を検討していく。</p>
<p>十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されるこ</p>	検討中	<p>育成就労の実施に当たっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法</p>

とのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。		律第88号) その他の労働関係法令が適用される。その上で、「特定技能制度及び育成労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて、労働者派遣等監理型育成労に係る主務省令の内容を検討していく。
十七 政府は、育成労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。	一部措置済み (令和6年)	<p>特定技能外国人を含む外国人労働者に対しては、労働基準監督署を通じ、育成労外国人や特定技能外国人の受入れ機関をはじめとした全ての事業者に対し、労働災害の防止のため、法令に基づく安全衛生管理体制の構築を指導している。</p> <p>また、安全衛生教育・訓練の充実や外国人労働者に対する母国語による支援策として、事業者向けに外国人未熟練労働者に伝わりやすい安全衛生教育のためのマニュアルを作成し周知・利用勧奨しているほか、労働者向けに、各種言語による安全衛生の基礎教材を作成し、周知・利用勧奨を図っている。加えて、育成労制度及び特定技能制度における技能評価試験については、「特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聞いた上で労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等の在り方を検討していく。</p>
十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。	検討中	入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて検討等する予定。
十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、実地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が	検討中	<p>令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ、監理支援機関の要件について実効性が確保されるよう主務省令の内容等を検討していく。</p> <p>また、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で</p>

実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になさ れるよう、必要な措置を検討すること。		定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの要否等を検討する予定。監理支援機関に対しては、実地検査等を通じてその状況等の確認を行っていく。併せて、監理支援費についても、技能実習制度における実費徴収の原則を踏襲した上で、適切な運用となるような措置を検討していく。
二十 育成労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの策定に際しては、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとすること。	検討中	<p>育成労制度では、育成労計画の認定要件として、送出機関に支払った費用の額が、育成労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していることという要件を設けており、当該主務省令の内容については令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ検討していく。</p> <p>また、悪質な送出機関の排除の実効性を高めるため、新たに送出国政府との間で二国間取決め（MOC）を作成し、原則として、MOCを作成した国の送出機関からのみ受入れを行うものとしており、手数料の上限等に係る基準を遵守することや、監理支援機関等への供応、キックバック等をしないことなどを新たに盛り込むことを予定している。</p>
二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとすること。	検討中	施行までに、適切な運用に向けたガイドラインを策定すべく検討を進める。
二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。	一部措置済み (令和6年)	<p>育成労外国人の家族帯同については、原則として認めないものの、人道上の観点から、やむを得ない事情がある場合には、「特定活動」の在留資格を付与する等、個々の事情に配慮した運用に努めていく。</p> <p>なお、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令</p>

		和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて検討する予定。
二十三 今後、育成労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。	一部措置済み (令和6年)	特定技能制度においては、地方出入国在留管理局による実地調査や定期的な届出などにより実態の把握に努めている。また、育成労制度の運用開始後においては、外国人育成労機構による実地検査、育成労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握することを検討している。
二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとすること。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。	一部措置済み (令和6年)	外国人材の受入れについては、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受入れていく一方で、それ以外の外国人については、社会的コスト等の幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討することとしており、必要に応じて関係閣僚会議等の所要の体制を構築しているところ。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人の受入れ環境整備を着実に行ってきている。
二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとすること。	検討中	外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令における義務として遵守すべき事項、賃金、労働時間等の主要な労働条件等の雇用管理の改善のために努める事項等が規定されており、同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っているところである。また、同指針上選任が求められている雇用労務責任者にかかる講習を実施する「外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業」を実施している。今後も事業主が講すべき雇用管理の内容の履行確保の状況や労使のご意見も踏まえながら、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方について検討していく。

二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。	一部措置済み (令和6年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的及び物的体制の整備に努めていく。
二十七 外国人育成労働機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含め、体制の整備に努めるとともに、育成労働者からより広く認知されるための取組を進めること。	検討中	外国人育成労働機構については、新たに1号特定技能外国人からの相談業務等を担うこととなったこと及び「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「外国人育成労働機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こととしていることを踏まえ、今後、詳細について検討していく。
二十八 育成労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成労働機構は、関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとすること。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとすること。	検討中	外国人育成労働機構については、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「外国人育成労働機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こととしており、今後、詳細について検討していく。
二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。	一部措置済み (令和6年)	育成労働制度の運用開始に向けて、ホームページへの掲載や関係団体への説明会等の機会を活用し、適時適切な周知広報を行っていく。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	<p>(法務省)</p> <p>法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。</p> <p>附帯決議を踏まえて、2回目の「法曹の質に関する検証結果報告書」の公表に向けて調査を進めているところである。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和5年）	<p>(法務省・文部科学省)</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和5年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参考を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとなるないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。	検討中	本法の全面施行は、公布の日（令和5年6月14日）から5年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。
二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。	検討中	情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備については、令和6年2月、法制審議会から法務大臣に答申がなされており、今国会に情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（仮称）を提出する予定である。
五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	(法務省) (警察庁) 検討中	(法務省) (警察庁) 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。 【最高裁から別途回答】
七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年、 令和6年)	(法務省) これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。 【警察庁から別途回答】
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年、 令和6年)	(法務省) 新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨について検察官に周知し、同制度の適切な運用に努めているところであり、今後も、引き続き、同制度の実施において被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するための取組を実施していく。 【最高裁から別途回答】

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。	一部措置済み (平成29年、令和5年、令和6年)	<p>難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保等の事情聴取における留意事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。</p> <p>また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がいを有する者、精神的障がいを有する者又は重篤な疾患を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。</p> <p>引き続き、これまでの取組を着実に行うとともに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方にに関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。</p>
三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。	一部措置済み (令和5年、令和6年)	<p>令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。また、令和6年9月に開催した難民審査参与員協議会においても、口頭意見陳述の適正な活用について改めて周知した。</p>

		さらに、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努めている。
四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。	検討中	<p>送還停止効の例外規定が施行されたところ、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なっていないため、今後、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。</p> <p>送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。</p>
五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第五十三条第三項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国的情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。	措置済み（令和6年）	<p>入管法等改正法では、退去強制令書の発付後、当該外国人の意向の聴取等を行い、直ちに送還することができない原因となっている事情を把握して退去のための計画を定めることを規定した。</p> <p>入管法等改正法施行後は、退去のための計画の策定過程等において、送還先国的情勢変化をより適切に把握し、必要に応じて送還先国を見直すなど、附帯決議の趣旨を踏まえて適切に対応している。</p>
七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。	一部措置済み（令和5年、令和6年）	<p>難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。</p> <p>難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただきなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。また、令和6年9月に、難民調査</p>

		<p>官に対する出身国情報の調査・収集の手法、諸外国の情勢に係る専門的知識を習得させることを目的とした研修の実施及び内容の充実を行っている。その他、従来から行っている一定の経験を積んだ難民調査官を対象とした、具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的に開催している。</p> <p>その上で、附帯決議を踏まえ、新任の参与員に対し、経験の豊富な参与員による実際の審理の様子を傍聴してもらう取組を実施しているほか、令和5年12月及び令和6年7月には、専門家による本国情勢に関する講演会を、令和6年1月には、補完的保護対象者の認定制度についての説明会を開催した。</p> <p>附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っていく。</p>
八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。	一部措置済み (令和5年、 令和6年)	<p>難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、従来から行っている具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進めている。この点、令和6年2月、難民審査参与員から手引の内容に関する提言を受け付ける取組を開始している。</p>
九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に關	一部措置済み	国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）との協力覚書の

するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。	(令和5年、令和6年)	下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けています。こうした情報を整理した上で、令和5年4月には、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項を、令和6年12月には、申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項等を、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。
十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。	一部措置済み (令和5年、令和6年)	最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。 難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。加えて、令和6年から新たに、国別の主な申立てに係る出身国情報を同ホームページに掲載する取組を開始している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努めていく。
十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不需要に長期にわたらないよう配慮する	措置済み（令	監理措置制度においては、退去強制事由に該当すると疑う

こと。	和6年)	に足りる外国人がある場合には、まずはその者を監理措置に付すか収容するかを選択する判断を行うこととされているほか、外国人を収容した場合でも、主任審査官が3か月ごとに収容の要否を要的に見直し、出入国在留管理庁長官においてもその収容の要否の判断の適正をチェックすることとされている。監理措置決定の要否の検討に当たっては、被収容者の逃亡等のおそれの程度のみならず、収容により本人が受け不利益の程度を十分に考慮して判断しているところであり、引き続き、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。	措置済み（令和6年）	入管法では、監理人は、監理措置条件等の遵守の確保のために必要な場合に限り、かつ、主任審査官に求められた事項のみを報告すれば足りるものとしているところ、監理人に報告を求めるに当たっては、報告を求める事項のみならず、報告を求める理由や報告の期限を明示することとしており、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮しているところである。引き続き、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。	措置済み（令和6年）	令和6年3月に公表した在留特別許可の新たなガイドラインは、附帯決議の趣旨を踏まえて、家族とともに生活するという子の利益の保護の必要性、日本人又は特別永住者と法的に婚姻している場合であって、その婚姻が安定かつ成熟していること、認知が事実に反することが明らかとなり、帰属性なく日本国籍が認められなくなったこと等を積極要素として考慮することを明示し、令和5年入管法等改正法の施行日である令和6年6月10日から運用を開始している。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み（令和5年、	附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んで

	令和6年)	いる。 今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。
--	-------	---

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。</p> <p>また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどしている。</p> <p>さらに、法務省においては、令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」(公布後2年以内に施行)により導入された、性犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、現在、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、関係機関・団体と協議を行うなど、必要な準備を進めている。</p> <p>【警察庁、最高裁、内閣府から別途回答】</p>
<p>十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【内閣府、警察庁、子ども家庭庁から別途回答】</p>
<p>十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>法務省においては、性犯罪被害者の心理等について、海外調査を含めた調査研究を実施予定である。また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家であ</p>

まえた研修を行うこと。		る精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 【警察庁、最高裁から別途回答】
十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。	一部措置済み (令和5年、 令和6年)	法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、海外調査を含めた調査研究を実施予定である。その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【内閣府から別途回答】

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年、令和6年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【文部科学省（スポーツ庁）、国土交通省から別途回答】
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年、令和6年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。
六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年、令和6年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【警察庁から別途回答】

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和5年12月12日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるように、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。	措置済み（令和6年）	令和6年3月19日に特定被害者法律援助事業を開始しており、今後も必要な予算の確保等を図りつつ、特定不法行為等に係る被害者の実効的な救済に万全を尽くしていく。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み (令和4年度 、令和5年度 、令和6年度)	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしており、また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始しており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。</p> <p>法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。</p>
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることができ利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。	未着手	対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること	一部措置済み (令和4年度 、令和5年	本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の

。	度、令和6年 度)	公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年 度、令和5年 度、令和6年 度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	訴えの提起の手数料の今後の在り方については、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、外国の制度の調査研究を行うとともに、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。
十二 附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)	<p>損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの当否等について必要な検討を行っている。</p> <p>また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。</p> <p>法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に對し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。</p>
七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	一部措置済み (令和5年、令和6年)	今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしており、そのために必要な侮辱罪の施行状況等の調査を行っているところである。
八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。	一部措置済み (令和5年、令和6年)	令和5年度に開催した有識者による検討会議をの結果も踏まえ、作業報奨金の水準について、加算項目の追加、加算につながる評価項目の見直し等の検討を行っているところである。
九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われ	一部措置済み (令和4年、	矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等へ

<p>れることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。</p>	<p>令和5年、令和6年)</p>	<p>の支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、処遇効果の検証も含め、社会内処遇との緊密な連携を強化する取組を進めている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、A I技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に実施した。</p>
<p>十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・A I技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和5年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和6年度に運用を開始した。</p> <p>これにより、受刑者等のデータについて、様々なIT技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させる。</p> <p>そのほか、A I技術を活用して受刑者の教科指導を実施し始めるなど、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進している。</p> <p>更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化について、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和3年8月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、A I技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に実施し</p>

<p>十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>た。</p> <p>刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増設したほか、その調査対象者の範囲を拡大した。加えて、拘禁刑の創設に伴い、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するため、処遇指標の指定や処遇調査等に係る運用方針を検討している。また、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定め、その運用が円滑になされるよう、一部の少年鑑別所に、刑事施設と少年鑑別所の間の連絡・調整を担うポストを新設した。</p>
<p>十二 满期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から更生保護施設入所者や退所者等の特性に応じた専門的な支援等を保護観察所が委託して行う特定補導を実施していることに加え、施設退所者等への訪問支援事業の実施施設は、令和4年度は8施設であったところ、令和6年度において19施設に拡大している。</p>
<p>十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年）</p>	<p>令和5年度予算から、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算が措置され、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付している。更生保護地域連携拠点事業については、令和7年度予算政府案において、事業内容を一部見直し、事業名称を「更生保護地域寄り添い支援事業」に変更した上で実施庁を拡大するなど、その充実に努めている。</p>

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付で、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。また、改正法の周知のため、同年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月及び同年11月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。令和6年2月及び同年3月に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関・関係団体に配布した。改正法の施行後である同年4月、政府広報ラジオの番組において改正法の概要を説明するとともに、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。加えて、同年2月頃以降、断続的に、Google、Yahoo!など様々な媒体に無戸籍者解消のためのテキスト広告やバナー広告、検索連動広告などのインターネット広告を出稿するとともに、前記無戸籍者等に向けた動画を用いてインターネット上の動画配信サイトにおける動画広告を実施している。引き続き、無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、新たな動画作成や、ポスター、リーフレット及び手引書を改訂するなどし、関係機関・関係団体への配布等を行うとともに、インターネット広告等を用いて周知広報に努める予定である。</p>

<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があつた場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であるとの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。加えて、令和6年3月には第13回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、関係機関間での取組状況等を共有するなどして、緊密な連携を図った。</p> <p>引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。</p>
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>これまでも、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられているとの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。加えて、令和6年には、前記冊子（手引書）の改訂作業を進めたところであり、引き続き、改訂した前記冊子（手引書）を関係機関・関係団体に配布するとともに、法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継</p>		<p>令和6年度に実施された、各法務局・地方法務局において</p>

<p>続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>戸籍事務に関する事項を協議する会において、無戸籍者に対する改正民法の周知やその課題等を協議事項として取り上げ、全国の法務局・地方法務局で協議を実施したところであり、現在その結果等の検証作業を実施している。引き続き、改正法の施行による無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、必要な検討を行う予定である。</p>
<p>五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。</p>	<p>措置済み (令和5年)</p>	<p>令和5年9月1日付け「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について（通知）」を発出し、各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、無国籍者の発生防止の観点から、帰化の手続や在留資格に関する手続を案内すること及び外国籍の確認等の手続につき相談先を案内することのほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、その方が戸籍に記載されていない期間等を可能な限り短縮するための取組を開始した。</p> <p>なお、出入国在留管理庁においても、同日付けで法務局等関係機関との連携に係る通知を発出済みである。</p>
<p>六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。</p>	<p>措置済み (令和5年)</p>	<p>国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するため、上記通知において、市区町村から各地の法務局への報告を求めることとしている。</p>
<p>七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するため当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。</p>	<p>措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関等と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、令和5年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月、関係機関等に対してポスターを配布した。また、令和6年2月、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関等に配布するとともに、同年4月、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。</p>

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和3年4月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和4年政令第316号）が施行され、相当数の土地が国庫に帰属している。 また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている。</p>
<p>二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手続等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を発出した（令和6年4月1日運用開始）。</p>
<p>三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和4年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。また、相続登記等に係る免税措置について、その適用期限の延長等に係る税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和7年度税制改正の大綱において、免税措置の適用期限を2年間延長することが盛り込まれた。 加えて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化等を内容とする省令改正や通達</p>

			の発出を行った（令和6年4月1日運用開始）。
四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年、令和 6年)	平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。 また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。	このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した（令和6年4月1日運用開始）。
六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。	(法務省) 検討中	登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。	
七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年、令和 6年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。	
八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地	(法務省) 一部措置済み (令和3年、	法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理	

<p>家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。</p>	<p>令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。</p> <p>また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。</p>
<p>九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載したり、テレビCM、新聞広告等の全国的な広報を実施したりするなどの広報活動を行っている。</p> <p>また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。</p> <p>引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。</p>
<p>十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>長期相続登記等未了土地解消作業においては戸籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。</p> <p>また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、法務局地図作成事業にお</p>

			いても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。
十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中		<p>前段について、令和6年3月1日から実施された戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。</p> <p>後段について、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日)において、「法務省は、デジタル庁と連携し、相続手続の基礎となる法定相続人の特定に当たり、…戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合についても、…オンライン請求を実現するため、…所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、士業者団体や事業者と、その実現に向けた検討を進めているところである。</p>
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(法務省部分) 一部措置済み (平成27年、令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)	(法務省部分)	<p>法務省においては、法務局地図作成事業を行っているところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年計画を策定し、都市部における事業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。</p> <p>また、被災地における同事業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行なながら令和5年度まで実施してきたところ、復興のために当該事業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和6年度分から令和8年度分まで当該事業を引き続き、実施することとしている。</p> <p>さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、法務局地図作成事業を実施すべき地区が存在する</p>

		ことから、令和2年度から令和6年度の5か年で震災復興型法務局地図作成事業を新たに実施することとしている。
(国交省部分) 国交省に依頼	(国土交通省部分) 国土交通省に依頼	

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。	措置済み（令和5年）	<p>再犯防止に関する省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催した。</p> <p>当該ワーキンググループにおいて、資格制限の在り方を緩和するニーズが高い資格について調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、それら各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。</p> <p>当該調査結果を踏まえ、前科による資格制限の在り方等について総合的な検討を行い、その結果を取りまとめ、これを法務省から各府省庁に対して通知し、前科による資格制限の在り方等の見直しを積極的に検討するよう依頼した。</p>
七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。	一部措置済み（令和6年）	<p>令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」（公布後2年以内に施行）により導入された、一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、現在、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、関係機関・団体と協議を行うなど、必要な準備を進めている。</p>

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月7日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）	法務省では、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策を行っているところ、令和6年5月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において策定された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」を踏まえ、大学及び法科大学院における講義の実施や司法修習生に対する国際仲裁プログラムの提供、仲裁関連団体が実施する研修等の支援など仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成の取組を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記各取組を始めとして、官民連携し、必要な取組を行っていく。
二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。	一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）	法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計970本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制を強化するとともに、令和6年4月からAIを活用した法令翻訳システムを導入し、これを踏まえた効率的な業務スキームを実施するなど、日本法令の外国語訳を一層迅速に公開するために必要な取組を進めている。 また、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策として、広報・意識啓発、人材育成等の取組を行っているところ、令和6年5月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において策定された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」を踏まえ、企業や仲裁実務家向けの国際仲裁・調停に関するセミナーを国内外において開催した。今後もこうした取組を進めていく。

		加えて、法制審議会において、国際仲裁及び国際調停に関する最新の国際水準に対応する内容を含むものとして決定された「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が、法務大臣に答申され、これらを踏まえて立案された「仲裁法の一部を改正する法律」及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」が令和5年4月にそれぞれ成立し、令和6年4月に施行された。
三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定部分については令和4年11月1日に施行され、令和7年1月31日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ、更なる制度周知を図るなど、同制度の定着に向けて適切に対応していく。